

平成12年11月27日(月曜日)第4回定例会

出席議員(24名)

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|--------|----|
| 1番 | 佐竹敬一 | 議員 | 2番 | 松田孝 | 議員 |
| 3番 | 猪倉謙太郎 | 議員 | 4番 | 石川忠義 | 議員 |
| 5番 | 荒木春吉 | 議員 | 6番 | 安孫子市美夫 | 議員 |
| 7番 | 柏倉信一 | 議員 | 8番 | 鈴木賢也 | 議員 |
| 9番 | 伊藤忠男 | 議員 | 10番 | 高橋秀治 | 議員 |
| 11番 | 高橋勝文 | 議員 | 12番 | 渡辺成也 | 議員 |
| 13番 | 新宮征一 | 議員 | 14番 | 佐藤穎男 | 議員 |
| 15番 | 伊藤諭 | 議員 | 16番 | 佐藤暘子 | 議員 |
| 17番 | 川越孝男 | 議員 | 18番 | 内藤明 | 議員 |
| 19番 | 松田伸一 | 議員 | 20番 | 井上勝・ | 議員 |
| 21番 | 那須稔 | 議員 | 22番 | 遠藤聖作 | 議員 |
| 23番 | 伊藤昭二郎 | 議員 | 24番 | 佐藤清 | 議員 |

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------|--------|-------|---------|
| 佐藤誠六 | 市長 | 松村眞一郎 | 助役 |
| 渋谷勝吉 | 収入役 | 大泉愼一 | 教育委員長 |
| 奥山幸助 | 選管委員長 | 武田浩 | 農業委員会会長 |
| 兼子昭一 | 庶務課長 | 荒木恒 | 企画調整課長 |
| 宇野健雄 | 財政課長 | 安食正人 | 税務課長 |
| 井上芳光 | 市民課長 | 石山修 | 生活環境課長 |
| 安達勝雄 | 土木課長 | 片桐久志 | 都市計画課長 |
| 安彦守 | 下水道課長 | 佐藤毅 | 農林課長 |
| 那須義行 | 商工観光課長 | 尾形清一 | 地域振興課主幹 |
| 芳賀友幸 | 健康福祉課長 | 沖津志郎 | 会計課長 |
| 浦山邦憲 | 水道事業所長 | 布施崇一 | 病院事務長 |
| 保科弘治 | 教育長 | 石川忠則 | 管理課長 |
| 草苅和男 | 学校教育課長 | 斎藤健一 | 社会教育課長 |
| | | | 選挙管理委員会 |
| 石山忠 | 社会体育課長 | 三瓶正博 | 事務局長 |
| | | | 監査委員 |
| 安孫子雅美 | 監査委員 | 松田英彰 | 事務局長 |
| | 農業委員会 | | |
| 真木憲一 | 事務局長 | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|-------|------|------|------|
| 安孫子勝一 | 事務局長 | 鈴木一徳 | 局長補佐 |
| 丹野敏幸 | 庶務主査 | 柴崎良子 | 調査主査 |

議事日程第1号

第4回定例会

平成12年11月27日(月)

午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- ” 2 会期決定
- ” 3 諸般の報告
- (1) 例月出納検査結果報告について
- (2) 第104回山形県市議会議長会定期総会の報告について
- ” 4 行政報告
- (1) 第4次寒河江市振興計画・実施計画(平成13年度～平成15年度)について
- ” 5 認第 3号 平成11年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ” 6 認第 4号 平成11年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 7 認第 5号 平成11年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 8 認第 6号 平成11年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 9 認第 7号 平成11年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 10 認第 8号 平成11年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 11 認第 9号 平成11年度寒河江市財産区特別会計(高松・醍醐・三泉)歳入歳出決算の認定について
- ” 12 認第 10号 平成11年度河北町外五市四町共立伝染病院組合会計歳入歳出決算の認定について
- ” 13 議第 82号 平成12年度寒河江市一般会計補正予算(第4号)
- ” 14 議第 83号 平成12年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第2号)
- ” 15 議第 84号 平成12年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第2号)
- ” 16 議第 85号 寒河江市介護保険条例の一部改正について
- ” 17 議第 86号 寒河江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- ” 18 議第 87号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について
- ” 19 請願第10号 第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画が早期に実行され、さらに「公立義務教育諸学校の学級編制の標準」を30人以下に改正するよう、国に対して「意見書」の提出を求める請願
- ” 20 議案説明
- ” 21 監査委員報告
- ” 23 質疑
- ” 24 予算特別委員会設置
- ” 25 決算特別委員会設置

” 26 委員会付託
散 会

平成12年12月第4回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

佐竹敬一議長 これより平成12年第4回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の運営につきましては、11月21日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

佐竹敬一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において11番高橋勝文議員、14番佐藤穎男議員を指名いたします。

会期決定

佐竹敬一議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の審議結果に基づき、本日から12月7日までの11日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、会期は11日間と決定いたしました。

第4回定例会日程

平成12年11月27日(月)開会

| 月 日 | 時 間 | 会 議 | | 場 所 |
|-----------|---------|----------------|--|-------|
| 11月27日(月) | 午前9時30分 | 本 会 議 | 開会、会議録署名議員指名、 会期決定、諸般の報告、行政 報告、議案・請願上程、同説 明、監査委員報告、質疑、予 算特別委員会設置、決算特別 委員会設置、委員会付託 | 議 場 |
| | 本会議終了後 | 予算特別委員会 | 付 託 案 件 審 査 | 議 場 |
| 11月28日(火) | 休 会 | | | |
| 11月29日(水) | 午前9時30分 | 本 会 議 | 一 般 質 問 | 議 場 |
| 11月30日(木) | 午前9時30分 | 本 会 議 | 一 般 質 問 | 議 場 |
| 12月1日(金) | 午前9時30分 | 総務委員会 分科会 | 付 託 案 件 審 査 | 第2会議室 |
| | | 文教経済委員会 分科会 | 付 託 案 件 審 査 | 第4会議室 |
| | | 厚生委員会 分科会 | 付 託 案 件 審 査 | 議会図書室 |
| | | 建設委員会 分科会 | 付 託 案 件 審 査 | 2階会議室 |
| 12月2日(土) | 休 会 | | | |
| 12月3日(日) | 休 会 | | | |
| 12月4日(月) | 休 会 | | | |
| 12月5日(火) | 午前9時30分 | 決算特別委員会 | 付 託 案 件 審 査 | 議 場 |
| 12月6日(水) | 休 会 | | | |
| 12月7日(木) | 午前9時30分 | 予算特別委員会 | 付 託 案 件 審 査 | 議 場 |

| | | | | |
|--|------------|-------|------------------------------|-----|
| | 予算特別委員会終了後 | 本 会 議 | 議案・請願上程、委員長報告 質疑・討論・採決、閉会 | 議 場 |
|--|------------|-------|------------------------------|-----|

諸般の報告

佐竹敬一議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

(1) 例月出納検査結果報告について

(2) 第104回山形県市議会議長会定期総会 の報告について

このことにつきましては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

行政報告

佐竹敬一議長 日程第4、行政報告であります。

(1)第4次寒河江市振興計画・実施計画(平成13年度～平成15年度)について市長から報告を求めます。
佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 寒河江市振興計画の実施計画について御報告申し上げます。

実施計画につきましては、毎年ローリング方式で策定しておりますが、このたび平成13年度から平成15年度までの3カ年について計画したものであります。

計画の内容につきましては、去る11月17日の全員協議会において御協議いただいておりますので、それにより報告にかえさせていただきます。

以上です。

佐竹敬一議長 ただいまの行政報告について、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議案上程

佐竹敬一議長 日程第5、認第3号から日程第19、請願第10号までの15案件を一括議題といたします。

議案説明

佐竹敬一議長 日程第20、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、決算の認定について御説明申し上げます。

平成11年度の寒河江市一般会計歳入歳出決算及び6件の特別会計歳入歳出決算並びに河北町外五市四町共立伝染病院組合会計歳入歳出決算について、地方自治法及び同法施行令の定めるところにより、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

最初に、認第3号平成11年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

平成11年度の国の経済状況は、あらゆる分野の諸施策を実施し、金融危機、経済不況の克服に取り組み、緩やかながら回復の兆しが見えてきたものの、依然として景気の低迷が続き、地方財政を取り巻く環境は極めて厳しい状況にありました。

このような中、本市の中長期的な財政運営を視野に入れた上での財政の健全化維持を基調としつつ、第4次振興計画並びにその実施計画にのっとり、主要なプロジェクトを積極的に推進し、「自然と環境に調和する、美しい交流拠点都市 寒河江」の具現化に向けた諸施策として、市民の身近な生活環境の整備を初め、都市基盤の整備、教育文化、福祉施策の充実、農業及び商工業の経営基盤の強化を図り、21世紀に向けた活力あるまちづくりを推進いたしました。

財政面では、市民税における恒久的減税が実施されるなど、自主財源の伸びが期待できない厳しい状況でありましたが、今後における中長期的な財政運営を勘案し、限られた財源の中で経費の一層の合理化、効率化、重点化に努め、さらに行財政改革を積極的に推進いたしました。

また、高利率債の繰り上げ償還の継続的な実施などによる歳出の抑制及び国庫補助制度や有利な地方債の弾力的かつ有効活用などによって歳入の確保を図り、市民サービスの向上とともに、財政運営の健全化に努めました。

以下、決算の概要を申し上げます。

伸び率につきましては、前年度対比で申し上げます。

一般会計の決算額は、歳入では3.1%減の156億1,966万5,942円、歳出では2.9%減の150億9,995万6,668円となり、形式収支で5億1,970万9,274円、繰越明許費に係る繰り越しすべき一般財源1,330万6,900円を差し引いた実質収支は、5億640万2,374円の黒字決算となりました。

剰余金の処分につきましては、基金条例の規定により、財政調整基金に2億5,500万円、減債基金に100万円を積み立て、残る2億5,040万2,374円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、歳入の主な内容を申し上げます。

市税は、市民税の法人分につきましては、景気低迷などの影響から9.4%減となりましたが、固定資産税が7.0%と順調な伸びを示したために、市税全体の収入では3.5%伸びの51億5,139万8,036円となりました。

地方譲与税は3.7%伸びの1億4,482万3,000円となり、地方消費税交付金は4.8%減の4億1,327万7,000円となりました。

また、恒久的な減税の実施による減収補てん対策として創設されました地方特例交付金は、1億1,638万8,000円となりました。地方交付税の普通交付税においては、基準財政収入額の減などにより8.8%伸びの44億1,763万4,000円となり、さらに特別交付税においても11.3%伸びの6億4,201万5,000円となりました。その結果、地方交付税全体では9.1%伸びの50億5,964万9,000円となりました。

分担金及び負担金は、老人ホーム等入所措置費負担金、保育所運営費負担金が主なものでありますが、高速道路関連土地改良事業に係る分担金の減額があったために 7.1%減の 2億 7,651万 2,665円となりました。

使用料及び手数料は、市営住宅使用料、市民浴場使用料、幼児学級使用料、道路占用料、住民基本台帳手数料、諸証明手数料などが主なものであり、0.1%減の 1億 4,842万 19円となりました。

国庫支出金は、37.8%の大きな伸びの 12億 5,732万 419円となりましたが、これは介護保険円滑導入臨時特例交付金が新たに交付され、さらに地域振興券交付事業費補助金が大幅な増額になったことによるものです。

県支出金は、31.9%減の 5億 3,667万 9,502円となりました。県支出金減額の主な要因は、高速道路関連事業費補助金の減額によるものであります。

財産収入は、98.3%減の 1,572万 5,757円となりましたが、減額の要因はチェリークア・パーク民活エリア用地売り払い収入の減額によるものであります。

寄附金は 265万円となりました。

繰入金は、84.6%減の 5,047万 6,535円となりました。繰入金減額の主な要因は、財政調整基金からの繰り入れがなかったためであります。

繰越金の 2億 9,022万 6,013円は、平成10年度決算に伴う剰余金であります。

諸収入は、貸付金元利収入 5億 2,685万 815円、雑入が 1億 8,012万 1,014円が主なものであり、8.6%伸びの 7億 1,566万 5,996円となりました。

市債は、市民税減税補てん債 6,120万円、道路橋梁債 6億 4,258万 1,000円、都市計画債 3億 4,600万円など、総額で 12億 9,378万 1,000円となりました。

以上、歳入総額では 3.1%減の 156億 1,966万 5,942円となりました。

次に、歳出について申し上げます。

義務的経費であります人件費は、期末手当の減額や特殊勤務手当の抜本的見直しを実施したため 0.2%の伸びにとどまり、32億 5,434万 2,317円となりました。物件費は、一般経常経費について極力節減に努めました。介護保険システム開発経費の増額などがあったために、3.6%伸びの 13億 5,928万 8,582円となりました。維持補修費については、除雪経費の増額などにより、14.3%伸びの 2億 7,433万 1,010円となりました。扶助費は 1.8%伸びの 14億 2,478万 3,855円となりました。補助費等は、市単独補助金等の見直しを実施して削減を図ったところではありますが、地域振興券交付金の大幅な増額などにより、11.6%伸びの 18億 4,790万 7,017円となりました。

投資的事業費は、普通建設事業において、高速道路関連事業費及びチェリークア・パーク民活エリア用地取得事業の減額があったことなどから 36.5%の減となり、その結果総額でも 37.9%減の 21億 7,493万 4,761円となりました。

公債費については、高利率の縁故債の繰り上げ償還が前年度に比べ 8,884万円減額となったことなどにより 1.8%減の 20億 6,318万 790円となりました。

積立金は、4億 5,950万 669円で 1,449.9%の大きな伸びとなりましたが、介護保険円滑導入基金積立金及び少子化対策基金積立金が新たに発生し、さらに財政調整基金積立金が増額になったことによるものであります。

貸付金は、地域総合整備資金貸付金が新たに発生したことなどから、7.5%伸びの 5億 3,811万 5,000円となりました。

繰出金は、16億 7,888万 6,427円で、10.1%の伸びとなりましたが、主なものは駅前中心市街地整備事業特別会計に 4億 9,377万 9,221円、公共下水道事業特別会計に 8億 8,952万 3,023円などの繰り出しによるものであります。

以上の結果、歳出総額は 2.9%減の 150億 9,995万 6,668円となりました。

次に、認第 4 号平成11年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

駅前中心市街地整備事業は、最重要プロジェクトの一つであり、チェリークア・パーク、駅前を核とする中心市街地、チェリーランド、慈恩寺の四つの核を結ぶ都市軸の形成と都市機能の充実、商業施設の再編などにより、にぎわいと魅力のある中心市街地を形成しようとするものであります。

平成11年度は、道路、公園等に充当する公共用地の先行取得を完了するとともに第 1 回目の仮換地指定を行い、地区内の建物等移転と本格的に道路整備工事に着手したところであります。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入決算額は12億 1,781万 8,221円、歳出決算額は11億 5,124万 3,221円となり、歳入歳出差し引き残額 6,657万 5,000円は、翌年度に繰り越しいたしました。

歳入は、国庫支出金 3 億 5,950万円、県支出金 3,600万円、一般会計繰入金 4 億 9,377万 9,221円、市債 2 億 6,240万円などが主なものであります。

歳出の主なものは、建物等移転補償費 7 億 8,767万 8,700円、公有財産購入費 9,900万 7,364円、委託料 1 億 2,235万 4,400円、工事請負費 2,358万 500円などです。

次に、認第 5 号平成11年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

下水道事業は、公共用水域における水質保全や安全で快適な生活環境づくりに重要な役割を担っており、計画的な整備と利用促進に努めております。

平成11年度は、塩水及び島地内の幹線管渠を初め、高田、新山、島及び日田地内などの枝線管渠を整備して、処理区域の拡大を図るとともに、特定環境保全公共下水道事業により、三泉地区も整備を進めており、これらを合わせた平成11年度の汚水管渠の整備延長は 5,948メートル、整備面積は74ヘクタールとなるものであります。

また、年々増加する流入汚水の安定した処理を図るため、処理場施設の増設を行ったところであります。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入決算額は、33億 1,037万 432円、歳出決算額は、33億 507万 432円で、歳入歳出差し引き残額 530万円は翌年度に繰り越しいたしました。

歳入の主なものは、使用料が 3 億 2,170万 8,850円、国庫補助金が 5 億 7,182万 8,647円、一般会計繰入金 8 億 8,952万 3,023円、市債14億 2,878万円などです。

歳出の主なものは、管渠建設費11億 8,662万 7,433円、水処理・汚泥処理等の浄化センター管理費 1 億 8,251万 8,499円、施設増設等の浄化センター建設費 4 億 8,346万 6,358円、公債費13億 2,512万 8,739円などです。

次に、認第 6 号平成11年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

幸生地区の簡易水道事業については、良質な水の安定供給を推進するとともに、効率的な事業の執行に努めてまいりました。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入歳出決算額ともに 821万 9,345円で、歳入歳出差し引き残額はありません。

歳入の主なものは、使用料 502万 9,437円、一般会計繰入金 318万 6,162円であり、繰入金は前年度に比べ41万 7,666円の増となっております。

歳出は、総務管理費 186万 4,805円で、前年度に比べ29万 4,931円の増、公債費は前年度と同額の 635

万 4,540円となりました。

次に、認第7号平成11年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

国民健康保険事業は、景気の低迷や高齢化が進む中で、国民皆保険制度を支える地域医療保険として市民の健康増進を本旨としながら、医療費の適正化、保健事業などの充実を図り、効率的な運営に努めてまいりました。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入決算額は26億 4,526万 4,465円、歳出決算額は24億 3,447万 8,204円で、歳入歳出差し引き残額 2億 1,078万 6,261円のうち、給付基金条例の規定により 4,997万 6,000円を基金に編入し、残る 1億 6,081万 261円は翌年度に繰り越しいたしました。

歳入の主なものは、国民健康保険税10億 2,526万 9,110円、国庫支出金 8億 3,707万 5,939円、療養給付費交付金 4億 9,608万円、一般会計繰入金 1億 301万 880円、基金繰入金 4,800万円などです。

歳出の主なものは、保険給付費17億 1,631万 1,068円、老人保健拠出金 5億 9,938万 790円などです。

次に、認第8号平成11年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

老人保健については、高齢者の健康の保持と適切な医療の確保を図るため、老人保健法の趣旨にのっとり、老人医療の給付を行ってまいりました。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入歳出決算額はともに36億 9,603万 3,530円で、歳入歳出差し引き額はありません。

歳入の主なものは、支払い基金交付金25億1,955万 3,931円、国庫支出金 7億 8,854万 5,977円、県支出金 1億 9,531万 7,617円、一般会計繰入金 1億 8,938万 4,326円などです。

歳出の主なものは、医療諸費36億 8,672万 9,356円であり、13.8%の伸びとなりました。

次に、認第9号平成11年度寒河江市財産区特別会計（高松・醍醐・三泉）の歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

各財産区とも、山林の保護・育成など、財産管理に努めてまいりました。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入決算額は 177万 5,031円、歳出決算額は 135万 9,192円で、歳入歳出差し引き残額41万 5,839円は翌年度に繰り越しいたしました。

財産区ごとの歳入決算額は、高松財産区 129万 6,855円、醍醐財産区23万 2,610円、三泉財産区24万 5,566円です。

歳出決算額は、高松財産区 107万 203円、醍醐財産区10万 3,279円、三泉財産区18万 5,710円です。

次に、認第10号平成11年度河北町外五市四町共立伝染病院組合会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

河北町外五市四町共立伝染病院組合は、伝染病予防法が廃止されたことに伴い、平成12年3月31日に解散したため、地方自治法第233条第3項及び同法施行令第5条第3項の規定に基づいて、議会の認定を経ようとするものであります。

以下、決算の概要を申し上げます。

歳入歳出決算額、ともに 2,376万 4,839円で、歳入歳出差し引き額はありません。

歳入の主なものは、負担金 2,159万 2,000円、繰越金 178万 6,830円などです。

歳出の主なものは、総務費 1,540万 2,033円、公債費 788万 2,834円などです。

以上、各会計ごとの決算について御説明申し上げますが、よろしく御審議の上、御認定くださいますよ

うお願い申し上げます。

次に、議第82号平成12年度寒河江市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、除雪経費及び公民館整備事業費補助金を初め、燃料単価の高騰に伴う燃料費等を追加計上するものであります。

その結果、8,148万5,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ154億3,578万5,000円となるものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

第3款民生費については、認可外保育施設児童育成支援事業費補助金として215万2,000円を追加計上するのが主なものであります。

第6款農林水産業費については、農道除雪に伴う特殊車両借り上げ料として160万円を追加計上するほか、林道整備事業費予算の組み替えが主なものであります。

第8款土木費については、除雪経費として6,320万円を追加計上するほか、道路改良事業費予算の組み替えが主なものであります。

第10款教育費については、幼稚園類似施設就園奨励費補助金として130万円、公民館整備事業費補助金として347万8,000円を追加計上するのが主なものであります。

さらに、燃料単価の高騰に伴い、各施設等の燃料費に587万9,000円を追加計上するものであります。

これら歳出予算に対する歳入については、国県支出金206万5,000円、繰越金7,942万円の追加で対応することにいたしました。

次に、議第83号平成12年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、左沢線寒河江駅構内自由通路新設事業について、今年度に着手する必要があるため、工事業務委託料として147万円を計上するものであります。

その財源として、公債費を減額し、歳出予算の調整を行うものであります。

第2表債務負担行為の補正については、左沢線の寒河江駅構内自由通路新設事業を追加するものであります。

次に、議第84号平成12年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、外来患者数の増加に伴い、医業収益の追加及び医業費用の追加をするなど、所要の補正を行うものであります。

以下、補正予算の大要について御説明申し上げます。

第2条は、業務の予定量について外来患者数を改めるものであります。

第3条については、収益的収入及び支出について、医業収益の外来収益に4,900万円を追加し、医業費用の材料費を4,900万円追加するものであります。

第4条は、予定支出の各項の経費の流用することのできる金額を改め、第5条は棚卸し資産の購入限度額を改めようとするものであります。

その結果、収益的収入及び支出の予算総額は、25億7,973万8,000円となるものであります。

次に、議第85号寒河江市介護保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

介護保険を円滑に推進するため、特別徴収に係る介護保険料の減免申請書の提出期限を改めようとするものであります。

次に、議第86号寒河江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について御説明申し上げます。

寒河江都市計画、寒河江駅前地区計画を去る11月17日、都市計画として決定したところであります。当

該地区計画の区域内の建築物の制限を定め、適正な都市機能と健全な都市環境を確保するために、寒河江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を制定しようとするものであります。

次に、議第87号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について御説明申し上げます。

中央省庁等改革基本法に基づく中央省庁等の再編に伴い、関係条例について所要の改正をしようとするものであります。

以上、6議案を御提案申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

以上です。

監査委員報告

佐竹敬一議長 日程第21、監査委員報告であります。

なお、詳細につきましては、後日開会されます決算特別委員会において報告を求めることにし、この際簡略をお願いいたします。

安孫子監査委員。

〔安孫子雅美監査委員 登壇〕

安孫子雅美監査委員 監査委員を代表いたしまして、私から平成11年度寒河江市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに平成11年度河北町外五市四町共立伝染病院組合会計歳入歳出決算審査の結果について御報告申し上げます。

最初に、一般会計及び各特別会計について申し上げます。

第1、審査の対象になりました会計等は、平成11年度寒河江市一般会計歳入歳出決算、同じく寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算、同じく寒河江市財産区特別会計（高松・醍醐・三泉）の歳入歳出決算、以上7会計並びに実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況についてであります。

第2、審査の方法であります。平成12年8月31日付をもって市長から審査に付された平成11年度寒河江市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書及び附属書類並びに基金の運用状況を示す書類が法令に従って処理されているか、予算の執行が適正であるか、計数が正確であるかについて関係諸帳簿、証拠書類等と照合、調査するとともに、必要に応じ関係職員の説明を聴取する方法によって審査いたしました。

なお、現金、預金の残高確認、証拠書類の検査等については、別に法の規定に基づく例月出納検査で実施しているので省略いたしました。

第3、審査の結果でございますが、審査に付された各会計の決算及び附属書類は、関係法令に従って作成されており、計数的に正確であり、予算の執行についても適正であると認められました。

また、各基金はそれぞれの設置目的に沿って運用されており、決算における計数は正確で、その執行は適正であると認められました。

次に、河北町外五市四町共立伝染病院組合会計について御報告申し上げます。

第1、審査の対象となりました会計は、平成11年度河北町外五市四町共立伝染病院組合会計歳入歳出決算並びに実質収支に関する調書、財産に関する調書、地方債借入先別及び利率別現在高の状況についてであります。

第2、審査の方法であります。平成12年7月3日付をもって市長から審査に付された平成11年度河北町外五市四町共立伝染病院組合会計歳入歳出決算書及び附属書類が法令に従って処理されているか、予算の執行が適正であるか、計数が正確であるかについて関係諸帳簿、証拠書類等と照合、調査するとともに、必要に応じ関係職員の説明を聴取する方法によって審査いたしました。

第3、審査の結果でございますが、審査に付された会計の決算及び附属書類は、関係法令に従って作成されており、計数的に正確であり、予算の執行についても適正であると認められました。

以上、平成11年度寒河江市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに平成11年度河北町外五市四町共立伝染病院組合会計歳入歳出決算を審査した結果について、その大要を御報告申し上げましたが、詳細につきましては後日開かれます決算特別委員会におきまして御報告申し上げることを御了承願ひまして、報告を終

わらせていただきます。

以上です。

質 疑

佐竹敬一議長 日程第22、これより質疑に入ります。

認第3号に対する質疑はありませんか。川越孝男議員。

川越孝男議員 幾つかの点について御質問をしたいと思います。

11年度の一般会計あるいは特別会計の決算報告を今いただいたわけでありまして、決算資料、それから監査意見書も付して今議会に提案されているわけでありまして、11年度の決算状況あるいは財産状況を知るといふことでは、11年度の歳入と歳出、それから基金などの預金の状況、あるいは起債などの借り入れの状況、これが11年度末でどういう状況になっているかということはこの決算資料を見てわかるようであればならないというふうに思うのでありますが、市長から提案されている資料と監査委員から出されている意見書、それらを両方見ないとわからない、あるいはそれを見てもわからない部分があるという状況などがありますので、ぜひ一般会計、特別会計ともに基金の残高、起債の残額、それに土地開発公社や第三セクターのチェリーランドさがえ、これらに対して行っている債務負担行為の額なども収入役が会計を締めた段階で調製する決算書に明記をすべきだというふうに思うのであります。このことについての考え方をまずはお聞かせいただきたいと思います。

それから、二つ目でありまして、特別会計の11年度末の起債残高と11年度末の債務負担行為額を教えてくださいたいと思います。

それから、3点目でありまして、11年度分の縁故債の借り入れについてお聞かせいただきたいと思います。見積もり合わせの参加者数、それからその結果借入先と借入額及び金利や返済期間、据置期間なども含めて、これらについて教えてくださいたいと思います。

それから、4点目でありまして、財産に関する調書の147ページ、(5)有価証券の内訳について、昨年も申し上げましたが、検討したいというふうになっておったんですが、検討の結果どうなっているのか。昨年と同じような報告書になっていますので、この点についてお聞かせいただきたいと思います。

それから5点目、現物寄附の扱いはどうなっているのか。この決算の資料の中に載っているものと載っていないものがあります。したがって、載せるように統一すべきだと思いますが、このことについての見解をお聞かせいただきたいし、11年度で現物寄附をいただきながら載っていない部分は何があるのか教えてくださいたいと思います。端的にお尋ねします。

次、6番目、19節負担金補助及び交付金が、これは地方自治法で節が設定されていますので、こういう形で金額がトータルで出ていますが、性質的に非常に違うわけです。負担金と補助金などというのは性質的に違います。なぜかという、合併の問題や何かを検討していく上で、負担金というのはどれくらいあるのかというふうなことなども自治体の形態を審査する上で重要な部分でありますので、これが補助金と一緒にしているというのでは極めてまずいなというふうに思います。予算の際には備考欄で分けられているんです。それぞれに分けて書かれているんです。したがって、11節の需用費などと同じような形で中身を分類をいただきたいというふうに思うんですが、そこで負担金、補助金、交付金の11年度の額を教えてくださいたいと思います。

次、7点目でありまして、149ページ(7)の物件、温泉権 8,000万円という内容で載っているわけでありまして、白岩にある老人福祉センターの温泉権はどうなっているのかお聞かせいただきたいと思います。

以上、7点質問いたします。

佐竹敬一議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 お答えいたします。

何点かありましたので、取り落としになっていましたらまた御指摘をお願いいたします。前後するかもしれませんが、よろしくをお願いします。

昨年、決算審査の際に有価証券の記載の方法について、各銘柄ごとに載せてほしいというようなことがありましたが、決算に限らず、予算書とか自治体の様式につきましては、それぞれ地方自治法施行令、施行規則につきましてその標準が定められておりまして、それによって行うというようなことであります。この有価証券につきましては、株券とか社債券、地方債証券、あるいは国際証券とか、こういった区分ごとに載せるというふうなことでありまして、本市においては株券のみの所有ですので、そういった記載の仕方で行っているというふうなことであります。それ以上の各銘柄ごとの明細につきましては、これまで資料等において対応してきたというふうな経過もございます。

寄附いただいたもので現物でもらったものの処理というふうなことでありますけれども、これにつきましては各課においてそれぞれ物品の台帳に登載しまして管理をいたしております。一応ここに載せてありますところの物品につきましては、貴重な備品というふうなことで取得価格がおおむね50万円以上といったような形でもって記載になっているものでありまして、寄附いただいた中でどれに登載しているかというのはちょっとここではわかりかねますので、御理解をお願いいたします。

19節の表示の仕方につきましても、節区分につきましてはお話がありましたように法律で決まっております、それ以外には別段設けることができないということは御案内のとおりであります。19の節の中でおかつ負担金とか補助金等々について分けて表示してもらいたいというふうなお話でありますけれども、それらについては決算の調製者とも今後協議してまいりたいと思っております。

あと、11年度の縁故債関連でありますけれども、縁故債につきましては、確かに見積もり合わせを市内の金融機関といたしております。期間につきましては15年でございます。3年据え置きで15年でございます。それで、落札利率につきましては、たしか2.44%だったと思っております。落としたのは山形銀行でございます。

温泉の権につきましては、ここに記載してございますのは温泉権として8,000万円の増減なしというふうな記載の仕方につきまして、中身につきましては新寒河江温泉と白岩の温泉と二つを包括した形での温泉権というふうな形でございます。白岩の方につきましては、以前に無償で寄附をいただいたものでありますが、その井戸のあるところの土地については今なおお借りしているというふうな状況でありまして、島の方の温泉権の土地と一体となった権利というふうなことは若干意味が異なるような状況に今のところはなっているというふうなことであります。

私からは以上です。

〔何事か呼ぶ者あり〕

佐竹敬一議長 川越議員、もう一回抜けている部分だけ言ってください。

川越孝男議員 特別会計の11年度末の起債残高、また11年度末の債務負担行為の額というふうなこともお尋ねしたんですが、確かに私は見させていただくと、この決算の資料の中で起債の残額は一般会計は監査意見書の中に出ています。それから、簡易水道の関係は、主要な施策の成果に関する説明書の中に出ています。あと、駅前とか下水道というのは、単年度のものは出てはいますが、残額が11年度末でどうなっているのかというのはちょっと見当たらなかったんです。それで、やっぱり決算書を見て何ぼ借金の残高があるのかわからないというのではというふうな思ったので……、単年度のものの出入りは出ています。トータルが載っていないものですから、その辺どうなっているのかお聞かせをいただきたいというふうに思います。

例えば主要な施策の104ページ、105ページをごらんになっていただきたいというふうに思いますが、簡易水道の関係では簡易水道事業債元利償還金という形でありまして、事業費630万何がしというのがある、

単年度で出た部分、入った部分の元利のものが説明されて、その結果簡易水道事業債の年度末現在高は 3,900 万何がしというふうに出ているわけです。これと同じように、逆に 104ページの方を見返していただいて、下水道なども一番下の表になっているのでは、元利償還の11年度の方が出ているわけでありますけれども、11年度末が存在するのだとすれば、そこも明記をしてもらおうというようなやり方などもあるだろうし、というふうなことで、提起も含めながら、この資料を見て借金の残高が読み取れるような資料でなければだめだと思えます。どこを見てもないわけですから。したがって、そういうことを冒頭に質問の1点目でお尋ねをしたんです。そして、具体的にこういうことはどうなっているんですかというお尋ねをしているんです。そういうことで漏れていますので、議長、よろしくお願ひしたいと思います。

佐竹敬一議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 では、次回の決算特別委員会まで資料として整えられるところは整えたいと思います。

佐竹敬一議長 川越議員。

川越孝男議員 今、財政課長から決算特別委員会まで間に合うように資料で出したいというふうなことでありましたので、それは資料としてそのことはわかりました。しかし、私が申し上げているのは、決算資料が出されまして、その決算資料を見ても起債の残高や預金・基金の残高などがわからないというふうな状況ではだめだと。基金は今回の場合は出ています。一般会計の起債の残高も出ています。しかし、一般会計で債務負担行為している額などはあるわけですが、それを議決した年度に出てくるだけであって、その後5年間継続している、あるいは開発公社の場合などはその金額が変更になるまでの間ずっと期限なくしているわけですので、そういうふうなことなどもそれぞれの決算の段階の年度末でわかるような形でしていただきたいということもお願いもしていますので、このことについての考え方だけお聞かせいただきたい。

あと、先ほどの計数については、決算特別委員会までというふうなことでありますので、決算特別委員会当日というふうなことで事前に勉強できませんので、それに間に合うようにできるだけ早くお願ひしたいということをお望みしておきます。

それから、白岩の温泉の件であります。無償で寄附を受けていると。しかし、その土地は借りているというふうなことなどもありました。それで、この点についても何点かお尋ねしたいんですけれども、今の老人福祉センターからそこまで源泉というか、温泉源までの距離というのはどれくらいあるのか教えていただきたいし、それから土地の所有者との賃貸契約を結ばれているのかなというふうに思うんですが、その辺どうなっているのか。

それから、この間収入役ともいろいろお話をしてきたんですが、温泉権にも温泉の権利そのものと、それから温泉を使用する権利とあるんだそうですけれども、それは両方寒河江市に寄附されているというふうに理解をしていいのか。そして、その温泉の源泉をもらっているところの土地だけが別の人の所有で、それを賃貸で借りているということに理解していいのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

それから、あとは決算特別委員会などでお聞きしたいというふうにあります。

以上で2問、終わります。

佐竹敬一議長 収入役。

渋谷勝吉収入役 私の方からお答え申し上げたいと思えます。

市債の現在高についてでございますけれども、主要な施策の6ページに一般会計と市街地整備事業特別会計の合算になった額が表示してございます。それに下水道の特別会計の起債額があるわけでございますけれども、これは監査の意見書には出ておりますけれども、主要な施策の成果の中には記載されていないというようなことでございますが、財政課長から答弁したとおり、これは検討課題だというふうには思っております。

それから、白岩の温泉権のことでございますけれども、確かに温泉権ということで54年当時に無償の譲渡

を受けております。ただし、源泉が約 6.6平米ございますけれども、その土地については所有者と貸借契約を結んでいるというような実態になっているようでございます。これはたしか20年の貸借契約ではなかったかというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 ほかにありませんか。内藤 明議員。

内藤 明議員 監査委員にお尋ねしたいというふうに思いますが、前にも申し上げておりましたが、監査意見書を見させていただきまして、私は今市民等の要望がいろいろ出されている中で、その中に行政監査もぜひ実施すべきだというふうな話を前から申し上げているんですが、こうした点について意見等でも触れられておりませんし、どのようになっているのかお尋ねしたいというふうに思います。

また、審査の結果については予算の執行について適正であるというふうに一般会計については書かれておるわけでありまして、執行状況は適正だというふうに書かれておるわけですがけれども、書けばこういうふうになるんだらうというふうに思いますが、何か恐らく口頭で指摘をされているものもあるんだらうというふうに思います。ここで思いつくものがあれば、一、二御報告をいただきたいというふうに思います。

それから、5 ページの関係ですが、下の方の財政力指数の関係ですが、3 力年の平均というふうになっていますけれども、これはどのようにして 0.501 というふうな数値がはじき出されたのか。それぞれ9 年度、10 年度、11 年度の3 力年を平均されたのか、どのようにして出されたのかちょっとわかりませんので、これを教えていただきたいというふうに思います。

それからもう一つ、公債費比率の関係ですが、ここに骨格だけ示したというふうにありますけれども、公債費比率の分子と分母がどのようになっているのか、これも教えていただきたいと。見ればわかるんですが、私が言ってもいいんですが、これで計算するとここに書いているような17.4%になりませんので、骨格だけでなく、分子、分母を教えていただきたいと。思います。

佐竹敬一議長 安孫子監査委員。

安孫子雅美監査委員 それでは、私から行政監査に関してまずお答え申し上げたいと思いますが、御指摘のとおり、行政監査につきましては地方自治法の 199 条の第 2 項で平成 3 年度の改正により、必要があると認めるときはやることのできる。市の執行機関の権限に属する委任事務の執行について適時実施することのできるという規定になっているのは御案内のとおりでございます。必要があると認めるといことにつきまして、御案内のとおり私はこの 4 月に就任させていただいて、まだ 1 年を経過しておらない中で、市全体の事務の執行状態についてきちんとした把握がまだなされておりませんので、これにつきましては必要と認めるという状況に達するためにはそれなりに行政に精通した中で必要性を認めなければいけないのかなというふうな感じを持っております。そんなことで、行政監査の実施につきましては、もう少し時間の余裕をいただきたい。

そのほかにも、必要と認めること以外につきましても、実施体制の問題とか、あるいは現在やっているさまざまな監査や検査がございまして、それらのスケジュールの管理というか、行政監査をやるということになれば相当の日数、手数がございましてスケジュールの調整なんかもございまして、ひとつこれらについての明確な判断についてはもう少し時間をいただきたい。

参考までに申し上げますと、今県内の市の中で行政監査は山形市と酒田市がやっておりますが、米沢市につきましては平成 9 年度に 1 回一つの件についてやって、それ以降実施しておりません。また、鶴岡市も実施しておりません。それらにつきましてはいろいろお話を聞きますと、やはり実施体制の問題が大きなネックになっているようでございまして、その辺も含めて少し時間の余裕をいただければというふうに考えているところでございます。

それから、一般会計の適正であるという表現の中には、口頭の指摘があったのではないかというふうなお

話なんです、確かに御案内のとおり口頭で指摘する、特に監査委員の役目というのは、不正の指摘あるいは摘発とか非違の摘発とか、そういうことが主でないというふうを考えておりました、行政の適法性または妥当性の保証ということで、議会の皆様に対してあるいは市民に対して、効率的な地方公共団体の行政を確保するという観点に立って行わなければならないというふうを考えておりますので、その都度口頭で指摘をして、訂正するものは訂正していただいて、議会に提出するというふうな形をとっております。

その中で、若干中身について申し上げますと、口頭で申し上げました中身につきましては、まず一つは、予算の流用と補正予算の関係なんかにつきまして、特に予算に関しては議会の承認をいただくのは款項までというふうな形になっておりますけれども、実際はやっぱり節の問題まで資料として出されておりますので、その辺の流用の問題とか、あるいは備品購入費と消耗品の境目あたりの支出の問題とか、あるいは随意契約、特に委託料の場合の随意契約の見積もり合わせについて、大半は見積もり合わせをやっている部分があるんですが、中にはやっぱり見積もり合わせが全然なされていないようなものもありますし、そういうようなものについてとか、あるいは簡単なものと、文書の整理と保存年限の問題について、各課が若干整合性がないようなものもございました。それから、起案文書の記載の中身、起案月日、決裁月日、執行月日がきちんと記入されていないとか、そういう軽微なものとか、それから工事請負費の中の契約変更の理由が専門家というか、技術者の立場で非常に簡単な表現になっているのを、やっぱり我々が見てもわかるような、どういう中身で変更しなければいけないのかというふうな記載の問題とか、それから決裁権者が例えば本来ならば助役まで上げなければいけないのが財政課長どまりで決裁になっている部分とか、あるいは伝票の関係では請求書の印鑑の不備とか、それから全体的には支出科目、委託料とかあるいはいろいろなものの光熱水料費と原材料費とか、そういうふうな紛らわしい支出の関係の節の若干の間違いとか、そのほか少しはあると思いますが、今思いつく中ではそのような感じのものの指摘は定例監査あるいはこの決算審査の中で指摘させていただいております。

それから、財政力指数と公債比率の問題ですが、これは実際は交付税算定の基礎にするための数値でございますので、詳しい計算の方法については私よりは財政課長から説明された方が正確なものになるかと思っておりますので、そちらの方に譲りたいと思っておりますので、御了解いただきたいと思っております。

佐竹敬一議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 公債比率の数字でしたでしょうか。（「分子と分母」の声あり）公債比率の分母ですがけれども、標準税収入額が54億 410万 4,000円、これに普通交付税額44億 1,763万 4,000円、これから需要額の公債費に算入された額として1億 5,017万 3,000円を引きまして、これが分母になります。同様にして、分子が充当一般財源18億 3,099万 6,000円から分母と同様に需要額の公債費に算入された額1億 5,017万 3,000円を引きまして、これのパーセントであらわしたのが17.4%というふうな形になります。

財政力指数につきましては、基準財政需要額と基準財政収入額の割合でもってそれぞれの年度で財政力指数というのは出てまいります。

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 監査委員にお尋ねしましたところ、いろいろ口頭で御指摘をなさっているというふうにお聞きをして、まずは胸をなでおろしているわけではありますが、ぜひ行政監査についても検討していただきたいというのが一つであります。

それで、ぜひ問題意識を持って検討されるようお願いしたいというふうには思っているんですが、山形市ほか酒田市等でやられていると。ほかはやられていないというような現実もお話いただきました。横並びで寒河江市もだからやらなくともいいんだというふうな考え方はないというふうには私は思いますけれども、やっていない市町村を見習うのではなくて、ぜひ問題意識の中でそうしたものを検討していただきたいということをお願いしておきたいというふうには思います。

私どももそういう意味では問題提起をしたいというふうに思いますので、よろしく御検討をいただきたいというふうに思います。

それから、公債費の比率については、多分それで17.4%と出てくるんでしょう。こうした書き方だけですと、ただそれなりに計算すると21.5%にもなってきますので、そういうふうな詳しい書き方をぜひすべきだというふうなことを指摘しておきたいというふうに思います。

それから、財政力指数の関係ですが、ここにアということを書いてあります。それを計算すると、0.48というふうになるんです。ここでは当年度は0.501というふうなことが書いてあるので、前年度0.505、9年度は0.499というふうになっています。その0.499、0.505プラス0.480を足して3で割ると0.501になるのかということなんです、3カ年の平均ということ。0.501になった公式といいますか、それを教えていただきたいということなんです。

佐竹敬一議長 財政課長。

宇野健雄財政課長 財政力指数の3カ年の平均につきましては、それぞれ単年度で出しまして、それを足して3で割ると、そういうふうな形になります。

佐竹敬一議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第7号に対する質疑はありませんか。川越孝男議員。

川越孝男議員 これは一般会計の方とも関係があるのかなというふうに思って、どちらで聞いた方がいいのかなというふうに迷ったんですが、国民健康保険給付基金の関係でありますので、こちらの方の会計とも出入りの関係でありますのでお尋ねしますが、基金関係の説明の中で、154ページの国民健康保険給付基金、11年度の増減が減の3,537万9,000円になっているわけでありまして、11年度の積み立てと取り崩しの関係はどうなったのかお尋ねをしたいと思います。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

芳賀友幸健康福祉課長 お答え申し上げます。

11年度の繰入額が4,800万円、それから利子の積み立てが38万8,558円、そして年度末の現在高が1億7,863万1,000円となるものでございます。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 そうすると、合わなくなるのではないかというふうに思うんですが、基金の繰入額がそうでしょう。それから、取り崩し額は幾らになっていますか。その関係です。出と入りがあると思いますので。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

芳賀友幸健康福祉課長 取り崩し額が、先ほど申し上げましたように4,800万円ということでございます。それで、今回の決算の剰余金の中から4,997万6,000円を積み立てを予定してまして、条例上の基金2億2,860万7,000円としたいと考えております。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 確かに資料では基金から国保特別会計に繰り入れとして4,800万円あります。基金から取り崩してきていますね。それから、その基金に積み立てしているのは、給付積立金の利子分、これは特別会

計に受けて、そしてそこからまた出してというふうな形になりますが、38万 8,558円ですね。そうしますと、基金の部分を見れば、基金からマイナスが 4,800万円で、プラスが38万 8,558円でしょう。そうすると、基金からは出した方が差し引きしますと 4,761万 1,442円となるのではないですかと。11年度中の基金の増減というのは、減額の 4,761万 1,442円ではないですかと。そのほかに基金にどこか別な会計から積み立てになっているものがあるんですかということをお聞きしているんです。合わないんじゃないですか。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

芳賀友幸健康福祉課長 10年度の決算剰余金から 1,223万 2,000円を積み立てています。

佐竹敬一議長 川越孝男議員、4問目になりましたので……。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第8号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第9号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第10号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第82号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第83号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第84号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第85号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第86号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第87号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第10号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

佐竹敬一議長 日程第23、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第82号については、議長を除く23人を委員に選任し構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第82号については、議長を除く23人を委員に選任し構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

決算特別委員会設置

佐竹敬一議長 日程第24、決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

認第3号から認第10号までの8案件について、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く22名を委員に選任し構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、認第3号及び認第10号までの8案件について、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く22人を委員に選任し構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会付託

佐竹敬一議長 日程第25、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたしたいと思っております。

委員会付託案件表

| 委員会 | 付託案件 |
|---------|--|
| 総務委員会 | 議第87号 |
| 文教経済委員会 | 請願第10号 |
| 厚生委員会 | 議第84号、議第85号 |
| 建設委員会 | 議第83号、議第86号 |
| 予算特別委員会 | 議第82号 |
| 決算特別委員会 | 認第3号、認第4号、認第5号、認第6号、認第7号、認第8号、認第9号、認第10号 |

平成12年12月第4回定例会

散 会 午前10時56分

佐竹敬一議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでございました。

平成12年11月29日(水曜日)第4回定例会

出席議員(24名)

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|--------|----|
| 1番 | 佐竹敬一 | 議員 | 2番 | 松田孝 | 議員 |
| 3番 | 猪倉謙太郎 | 議員 | 4番 | 石川忠義 | 議員 |
| 5番 | 荒木春吉 | 議員 | 6番 | 安孫子市美夫 | 議員 |
| 7番 | 柏倉信一 | 議員 | 8番 | 鈴木賢也 | 議員 |
| 9番 | 伊藤忠男 | 議員 | 10番 | 高橋秀治 | 議員 |
| 11番 | 高橋勝文 | 議員 | 12番 | 渡辺成也 | 議員 |
| 13番 | 新宮征一 | 議員 | 14番 | 佐藤穎男 | 議員 |
| 15番 | 伊藤諭 | 議員 | 16番 | 佐藤暘子 | 議員 |
| 17番 | 川越孝男 | 議員 | 18番 | 内藤明 | 議員 |
| 19番 | 松田伸一 | 議員 | 20番 | 井上勝・ | 議員 |
| 21番 | 那須稔 | 議員 | 22番 | 遠藤聖作 | 議員 |
| 23番 | 伊藤昭二郎 | 議員 | 24番 | 佐藤清 | 議員 |

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------|--------|-------|---------|
| 佐藤誠六 | 市長 | 松村眞一郎 | 助役 |
| 渋谷勝吉 | 収入役 | 大泉愼一 | 教育委員長 |
| 奥山幸助 | 選管委員長 | 武田浩 | 農業委員会会長 |
| 兼子昭一 | 庶務課長 | 荒木恒 | 企画調整課長 |
| 宇野健雄 | 財政課長 | 安食正人 | 税務課長 |
| 阿部健 | 市民課長補佐 | 石山修 | 生活環境課長 |
| 安達勝雄 | 土木課長 | 片桐久志 | 都市計画課長 |
| 安彦守 | 下水道課長 | 佐藤毅 | 農林課長 |
| 那須義行 | 商工観光課長 | 尾形清一 | 地域振興課主幹 |
| 芳賀友幸 | 健康福祉課長 | 沖津志郎 | 会計課長 |
| 浦山邦憲 | 水道事業所長 | 布施崇一 | 病院事務長 |
| 保科弘治 | 教育長 | 石川忠則 | 管理課長 |
| 草苅和男 | 学校教育課長 | 斎藤健一 | 社会教育課長 |
| | | | 選挙管理委員会 |
| 石山忠 | 社会体育課長 | 三瓶正博 | 事務局長 |
| | | | 監査委員 |
| 安孫子雅美 | 監査委員 | 松田英彰 | 事務局長 |
| | 農業委員会 | | |
| 真木憲一 | 事務局長 | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|-------|------|------|------|
| 安孫子勝一 | 事務局長 | 鈴木一徳 | 局長補佐 |
| 丹野敏幸 | 庶務主査 | 柴崎良子 | 調査主査 |

平成12年12月第4回定例会

議事日程第2号

平成12年11月29日(水)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第4回定例会

午前9時30分開議

平成12年12月第4回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再 開 午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一般質問通告書

平成12年11月29日(水)

(第4回定例会)

| 番号 | 質問事項 | 要 旨 | 質問者 | 答 弁 者 |
|----|------------|--|----------------|-------|
| 1 | 介護保険制度について | 介護保険制度がスタートして半年間の状況と今後の取り組みについて (イ) 利用料の軽減措置、保険料の減免措置について (ロ) 介護保険料の収納状況について (ハ) 利用者が本当に希望する介護を受けているのかどうかについて (ニ) 委託事業について (ホ) 施設整備計画について | 2番 松 田 孝 | 市 長 |
| 2 | 市職員の人事について | 市職員の昇格、昇進はどのような基準で行われるのか | 16番 佐 藤 暘 子 | 市 長 |
| 3 | 教育行政について | 教科書採択をめぐる一連の動向と教育委員会の見解について | | 教育委員長 |
| 4 | 教育問題について | 学校評議員について 教職員の高齢化が進むことに対する懸念について 幼児教育について | 6番 安孫子 市美夫 | 教育委員長 |
| 5 | 教育行政について | 教育改革国民会議の中間報告の課題と問題点について | 15番 伊 藤 諭 | 教育委員長 |

一般質問

佐竹敬一議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は1議員につき答弁時間を含め1時間30分以内となっておりますので、質問者は要領よく、かつ有効に進行されますよう御協力願います。

この際、執行部におきましても、答弁者は質問者の意をよくとらえられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

松田 孝議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号1番について、2番松田 孝議員。

〔2番 松田 孝議員 登壇〕

松田 孝議員 おはようございます。

私は、日本共産党を代表し、通告してある介護保険について、実施から半年過ぎてさまざまな疑問や不安を抱えている市民の声をもとに質問いたします。市長の誠意ある答弁をお願いいたします。

介護保険が始まって半年、この間、各地で利用料の負担が重いために必要なサービスが受けられないなど、お年寄りや家族の声を耳にする機会が多くなっています。

また、65歳以上のすべての高齢者に払ってもらう介護保険料、1号被保険者の保険料の徴収が10月から始まりました。保険料徴収通知が届けられた途端に高齢者とその家族は悲鳴を上げております。

なぜ、年金から勝手に取んなだ。隣のばあちゃんより保険料が高い。医者に行く回数も減らさんなね。保険料が高くて払われないなどの高齢者からの切実な声とともに、苦情、相談が多くなっています。

高過ぎる利用料の上に、さらに保険料の徴収が重なり、介護保険になってよいことは何もないという声さえも出ています。新聞報道などを見ても介護保険制度が始まって以来さまざまな矛盾が吹き出し、まさに列島騒然といった状況であります。

私は、介護保険制度の本来の目的からいって、介護保険ができたことによってこれまで受けていたサービスが後退するというような事態はあってはならないと考えます。

ところが、居宅サービス利用者は、利用料の負担がかさみ利用を抑える状況が県の調査でも明らかになりました。県は、11月8日に居宅介護支援事業者を対象に実施した介護保険の利用状況調査では、6月の居宅サービスの利用率は39.5%の利用状況になっていることを発表しました。

要介護度別の利用率は、要支援58.9%、要介護1が40.1%、要介護4が36.1%、要介護5は38.6%と要介護度が高くなるにつれ利用率が下がっています。この原因は、利用者の利用料のほかにさらに紙おむつ代などの負担が多くなるために、どうしても利用を控えるという生活のようであります。県の調査でも限度いっぱいまで利用しない理由は、利用料負担が多くなるためが23.9%となっています。

そこで伺います。介護保険になって利用料、保険料の負担が重く、必要なサービスが満足に受けることができないという現状にお年寄りが置かれていることについて、市長はそれはやむを得ないという考えなのか、それとも本来あってはならないと、直ちに是正しなければならないというような考えなのか、基本的な見解をお伺いいたします。

介護保険は福祉の一部で、本来低所得者を救済する側面もあるわけですが、逆にその人々を苦しめる社会保障であってはないと思います。逆に、介護保険制度は高所得者の救済制度だと言う人も多く出ております。低所得者はホームヘルパーなどの介護サービスを利用するときに1割の自己負担が重い。それが県内はもとより全国的に4割弱という利用率の低さのあらわれだと言われています。

ことしの3月議会で同僚の佐藤暘子議員が利用料が払えないために必要なサービスを辞退する人が出てくると指摘したことが、今現実となっております。低所得者は、介護保険が始まってからは利用料の負担額が予想以上に高額になり、希望するサービスを満足に受けることができない状態です。

この問題について県内の市町村の中には、低所得者に独自で利用料の補助、軽減、免除などの改善策を講じ、低所得者を救済する手だてをとることを打ち出しているところも生まれています。

介護保険が始まって半年が過ぎ、問題や矛盾があるものについては改善策を検討する時期に来ていると思いますが、市独自で低所得者に利用料の軽減措置を実施すべきと考えますが、市長の見解をお伺いします。

次に、介護保険料の収納状況について伺います。

10月から65歳以上の1号被保険者の保険料徴収が始まりました。国の特別対策で今後1年間は半額で、平成13年10月からは全額徴収になります。高齢者にとっては過酷な負担になっています。特に、収入が限られる年金生活者は、必要なサービスをさらに減らして生活を維持していくという深刻な状況になっています。

また、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料は、各自加入の医療保険に上乗せされ徴収されます。自営業者、農家の人加入している国民健康保険も同様であります。

寒河江市の国民健康保険料の収納状況は、平成10年度には96.1%、11年度では95.9%で0.2%も下がっています。滞納世帯も平成10年度末では292世帯、11年度では419世帯で127世帯もふえています。さらに、保険料の対調定収入率も89.7%と、前年比では1.4ポイント低くなっています。滞納者がふえることによって医療はもちろん介護サービスも受けることができないという人が生まれてくることが予想されます。

ことし4月からは介護保険料が上乗せになり負担がさらにふえ、収納率が悪化している状況かと思いますが、国保税に上乗せされている第2号被保険者の保険料と少額年金者の収納状況はどうなっているのか伺います。

次に、介護保険料の減免について伺います。

厚生省の準則による介護保険条例では、保険料の減免の内容は災害による損害のほかに収入の減少が対象であります。しかし、減免規定は収入が減少して保険料が払えないから免除するということから生まれたもので、最初から収入が少ない年金生活者にもその趣旨を適用し、収入が少な過ぎて保険料が払えないから免除するというような内容にすべきです。

国の準則のほかに、やむを得ない事情により保険料の納付が著しく困難な場合には保険料を減免するを加えれば、年金生活者など低所得者を救済できる制度になります。ぜひ市独自で年金生活者などの低所得者に対する支援事業として減免制度を設けるべきだと考えますが、市長の見解を伺います。

次に、利用者が本当に希望している介護を受けているかどうかについて伺います。

県内の実態調査では、サービス利用率は39.5%となっていますが、寒河江市の実態も同様の利用率ということですが、市の調査でも介護サービスは全体の利用はふえているとしています。実際に利用者数が増加しており、利用者1人ずつで見ると限度額の半分しか使っていないのが実態ではないかと思えます。

特に、ひとり暮らしの多くは女性で、所得、年金の低い方がほとんどで、生活費が優先で1割の自己負担もかなわずに利用を抑えているのが現状であります。

寒河江市のサービスの利用状況はどうなっているのか伺います。

次に、施設整備計画について伺います。

地域住民は住みなれた地域で安心と喜びを持ちながら生涯を送ることが望ましいと常々考えております。特別養護老人施設に入所を希望しても待機待ちで1年も待たされ、その間は老人保健施設やショートステイなどを受けながら待機待ちをしています。待機者は現在推定で50人から70人とされています。

今後介護保険制度が定着し、施設利用も増加傾向にあります。2010年度以降には超高齢化が急速にやってきます。こうした状況の中で、特別養護老人施設不足はさらに拡大するものと考えます。

ことし2月に老人保健福祉計画及び介護保険事業計画が議会に示されましたが、この計画策定に当たっては、高齢者などの実態調査と市民の意見を計画に反映させるために意見を聞き取り、また、学識経験者を含む代表者で構成する寒河江市高齢社会総合推進検討委員会で検討を重ねて策定されたということですが、この計画の中では、施設目標は平成16年度までで介護老人福祉施設を200床の計画であります。

11月17日、全員協議会に示された実施計画の中で、特別養護老人ホームいずみに30床増床を平成13年度に実施とのことですが、残り30床については、地域バランス、高齢化が最も進んでいる陵西学区に整備を検討すべきと考えます。また、第4次振興計画の基本構想で保健・福祉・医療体制の整備の中で、温泉を活用す

るなどして寒河江型ケアシステムの構築を図るとしています。こうした構想と合わせて老人福祉センターの温泉などの利活用も含め、周辺に施設整備を進めるべきだと考えますが、市長の見解をお伺いします。

最後に、委託事業について伺います。

介護保険制度がスタート後、市は在宅サービス事業を実施し、高齢者の生きがいつくりや健康づくりなどを支援する事業を展開しています。

その一つ、高齢者生きがい生活支援事業は、趣味活動、軽運動、野外活動などを通し、高齢者が寝たきりや痴呆などにならないように、また、閉じこもりをなくし元気老人を育てるという趣旨で、生きがいデイサービスを実施しています。現在 145名の方が登録をして活動しているとお聞きしています。

活動拠点を地区公民館、老人福祉センターを利用しながらの事業ですが、そのために、そのたびごとに会場準備や後始末を繰り返しているのが現状であります。利用者からは会場の変更を望む声もあり、また、ふるでもあれば楽しみもふえるなどとの声が多く聞こえてきます。

この事業は、他の市町村でも実施していますが、東根市の例ですと、東根温泉の旅館を2軒借りて、温泉に入りながら活動を進めていると聞いております。利用者からは大変好評だということです。こうした声を踏まえ新たな拠点整備を検討すべきと思いますが、市長の考え方を伺います。

この事業を進めるために社会福祉協議会に委託をしましたが、その活動の内容については、事業者任せなのか、当局が指導を行っていくのかと、委託に当たってこの事業費の積算根拠はどうなっているのかお伺いします。

以上で、第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

介護保険制度は、介護の負担を社会全体で支えることをねらいとしたものでございます。40歳から64歳までの医療保険加入者と65歳以上の方全員が被保険者となって、負担能力に応じた保険料を御負担いただき、この保険料と国、県、市が負担する公費などを財源といたしまして介護が必要な方が介護サービスを利用したときは、かかった費用の9割を保険給付するものでございます。

利用者は原則として残りの1割を利用料として負担することになります。これは介護保険制度の趣旨を踏まえ、サービスを利用する方としない方との負担の公平を図るとともに、サービス利用についてのコスト意識を喚起するというような観点から、かかった費用の1割を利用者が負担する仕組みとなっているものでございます。

しかしながら、災害等の特別な事情により一時的に利用料を支払うことが困難と認められる場合には、介護保険法の規定によりまして利用料を軽減することができるかとされているところでございます。また、1カ月当たりの利用料が余り高額にならないよう、負担能力に応じて負担の上限が設定されておりますし、生活保護の受給者には介護扶助制度というものが適用されることとなります。そしてまた、施設に入所した場合の食事の標準負担額も負担能力に応じて設定されますので、低所得者については一般の方よりも低く設定されるようになっております。

また、保険料につきましても今申し上げましたような趣旨に基づきまして、被保険者からは負担能力に応じた保険料を負担していただくものであり、介護保険法では災害時の特別な事情により一時的に保険料を負担することが困難と認められる場合に限り減免することができると規定しているところでございます。

低所得者に対する配慮といたしましては、保険料については負担能力に応じて所得段階別に設定されますので、50%から25%軽減されますし、生活保護の受給者に対しましては、生活扶助費の中で勘案することになっております。このように低所得者にも配慮された仕組みとなっていることを御理解いただきたいと思います。

市独自の利用料軽減措置及び保険料の減免措置をとる考えはないかというようなこともございましたが、今申し上げたようなことから、本市といたしましては、一般的な低所得の状況をとらえたところの独自の利用料軽減措置や保険料減免措置をとる考えはございません。

なお、社会福祉法人による生活困窮者に対する利用料の減免が行われておりますが、この制度は国・県補助事業として全国的に実施されているものでございまして、本市内ではいずみ、長生園、社会福祉協議会が実施してございまして、これに対しまして本市としましては予算に計上しており、減免額が確定次第一定の補助を行う予定でございまして。

いずれにいたしましても保険給付に必要な費用の約17%につきましてはこの第1号被保険者の保険料で賄うこととなっております。被保険者ごとの保険料の額はこれに基づきまして平成12年度から平成14年度までの3カ年を通じた額として設定しているところでございます。これが保険料でございます。

そのようなことから、保険料の減免というものを行う場合には、減免の対象者とならない方の保険料に上乘せなければならなくなるわけでございます。そういうことでの公平性というものを欠くことにもなりますし、また、この保険料というものは御案内のように、3カ年間の期間中は原則として保険料を変更することができないということになっておるわけでございます。

また、減免するといえますと、その財源といたしまして一般財源を投入することということになるわけでございますけれども、制度の趣旨に反することとなりますのでできないこととなっております。

被保険者が保険料を負担することは、介護の負担をみんなで支えるため、みんなで保険料を出し合うという介護保険制度の根幹でございますので、被保険者の方にはこの点を御理解いただきながら円滑な運営に努めてまいらなければならないと、かように考えておるところでございます。

次に、介護保険料の収納状況でございますが、御案内のように65歳以上の第1号被保険者の保険料については、介護保険制度が十分に普及するまでの特例といたしまして、ことしの9月までの半年間は一律免除されておりましたので、10月から納付が始まったわけでございます。来年9月までの1年間は、本来の保険料の半額を納めていただくことになるわけでございます。

10月賦課分の第1号被保険者の保険料の収納状況でございますが、特別徴収につきましては、調定額 2,215万 2,000円に対しまして収納率は100%。普通徴収につきましては、調定額 178万 1,000円に対しまして収納額 136万 9,000円、収納率は76.9%となっております。

本市といたしましては、これまで保険料の納入を初めとした介護保険制度の周知徹底に努めてきたところでございますが、この制度が新しいものであり、今回が初めての納付だったということもございまして、普通徴収の対象者の中には、自分の保険料は年金から天引きされる特別徴収であると誤解している方や忘れていたという方が相当数いたようでございます。

今後保険料納付の仕組みが正しく理解されるよう、さらに周知徹底を図るとともに、口座振替制度の普及を図り、被保険者の利便性の向上と収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、第2号被保険者が加入する国保税の収納率につきましては、昨年同期と比較しまして1.1%高くなっている状況でございます。

次に、利用者が本当に希望する介護を受けているかどうかという御質問がございましたが、お答えいたします。

介護サービスの利用状況でございますが、この利用状況というものは確定した数値として把握できるのが8月の状況でございます。その8月の状況等につきまして申し上げたいと思いますが、訪問介護や通所介護、短期入所などの在宅サービスの利用者は507名でございます。そして、特別養護老人ホームや老人保健施設等の入所者は233名となっております。

主なサービスについて介護保険スタート前の利用状況と8月対比で比較しまして、これは昨年は措置制度で実施しておったわけでございますが、それとの対比になるわけでございますが、訪問介護、いわゆるホームヘルプ、これは26.4%の増でございます。通所介護、デイサービスが、これは23.5%の増です。通所リハビリ、デイケア69.6%の増でございます。短期入所22.1%の減などとなっております。短期入所を除いてはいずれも大幅な伸びを示しておるわけでございます。

これは介護保険のスタートによりましてケアマネージャー制度が導入され、希望する必要なサービスが総合的に利用しやすくなったことや、先ほど申し上げましたところの、現在実施している高額サービス費の支給を初めとした利用者負担の軽減対策、低所得者対策が功を奏しているものと考えております。

なお、短期入所サービスの利用が昨年同期と比較して少なくなっておりますが、これは要介護度ごとに利用の限度日数が示されたため、緊急時などに備えて利用を控えるなど、利用が慎重になったためと考えられます。このため限度日数を使い切った方には本来の限度日数のほかに1カ月当たり14日まで利用日数を拡大することができるなどの特例措置を実施しておりますし、来年1月からはこの特例をさらに拡大して実施することなども国において検討されておりますので、短期入所の利用も確実に伸びてくるものと考えております。

また、ことし10月に開所しました寒河江やすらぎの里の施設サービスや通所サービスも本格的な受け入れが始まっておりますので、全体的なサービスの利用は今後さらに伸びてくるものと見込まれます。

このような状況でありますので、まずは介護保険制度の一層の周知徹底に努めまして、現在の制度にある

特例制度等の十分な活用を図りながらサービス利用の向上に努めてまいりたいと考えております。

なお、居宅サービスにつきましては、御案内のとおり要介護度ごとに区分支給限度基準額、いわゆる利用限度額が設定されているわけですが、このうち訪問介護や通所介護などのいわゆる訪問・通所系のサービスの利用限度額に対する利用率を見ますと、平均して33%となっております。

先ほどもお話がございましたが、県が公表した県内の調査結果は39.5%となっております。この調査結果というものは、県内の指定居宅介護支援事業所 234事業所のうち回答が得られたのはわずか47事業所の 742事例から算出したものでありまして、単純には比較できないものであると考えております。

次に、施設サービスの御質問がございました。

特別養護老人ホームにつきましては、現在本市内には、昭和56年に開設されました長生園80ベッド、それから平成7年に開設されましていずみ50ベッドの二つの施設がございます。いずみにつきましては、平成13年度、来年度に30床の増床を図るべく現在国・県と協議を進めているところでございます。

本市からは、この二つの施設のほか近隣市町の5施設、いわゆる大江町のらふらんす大江、大寿荘、西川町にはケアハイツ西川、河北町には眺葉園、天童には明幸園、これらにも入所しておるわけでありまして、現在合計で 139名が入所しております。

そういうような中で、陵西学区へ特別養護老人ホームの検討というようなことがございましたが、御案内のとおり特別養護老人ホームにつきましては介護保険制度の中の介護保険施設として位置づけられているところであり、サービス事業者はこれまでのように市町村から委託を受けてサービスを提供するという市町村との委託・受託という関係から、県知事から指定を受けて事業者みずからの責任において事業としてサービスの提供を行うことになるわけでございます。

事業者は、他の事業者との競争の中で互いにサービスの質を高め合い、利用者確保してその結果得られる収入、すなわち介護報酬の中で事業としての採算を維持することが必要になるわけでございます。このため、これから新たに本市内に特別養護老人ホームを整備し事業者として参入しようとする場合、施設の建設場所等につきましては、基本的にはその事業者が立地条件等を勘案して決定することになるわけでございます。

なお、本市におきましては、介護保険の円滑な実施を図り、介護保険の実施を契機といたしまして保健福祉サービスの一層の充実を図るべく、在宅介護に関する身近な相談窓口となることの在宅介護支援センターを2カ所ふやしまして4カ所としておるわけでございます。そのうちの1カ所は老人福祉センター内に設置したところでございます。本市といたしましては、この施設を拠点としまして相談支援活動を展開することによりまして、介護サービスに地域的な偏り等が出ないようにしてまいりたいと考えております。

また、温泉の活用ということでございますが、このことに関しましては、当面豊富な温泉資源をどのように保健福祉事業等に有効活用できるかをいろいろ検討してまいりたいと考えております。

次に、委託事業について申し上げます。

生きがい活動支援通所事業につきましては、御案内のとおり高齢者の生きがいづくりや心身の健康の保持増進を図り、要介護状態となることを予防するため、自宅に閉じこもりがちな方や介護保険の対象外となった方を対象といたしまして今年度から新たに実施しているところの事業でございます。

その事業の実施というものは、御案内のように社会福祉協議会に委託しております。文化センター、西部地区公民館、柴橋地区公民館、南部地区公民館及び老人福祉センターの5カ所を会場といたしまして、各会場ともマイクロバスによる送迎を行いながら毎週1回開催しております。

事業の実施に当たりましては、社会福祉協議会との密接な連携のもと効果的で利用者に喜ばれる内容となるよう、季節に応じた内容や参加者の希望もできるだけ取り入れるなど創意工夫に努めているところでございます。本市といたしましても必要に応じて保健婦を派遣し、利用者の健康指導なども行っているところで

ございます。

その利用者の状況でございますが、5月からこの事業をスタートして以来順調な伸びを示しております。10月までで135名、延べ1,408名の方が利用なされております。このまま推移しますと当初の予想を上回る利用が見込まれ、社会福祉協議会といたしましても円滑な事業運営ができるものと考えております。

次に、この事業のメニューの中に老人福祉センターの入浴を取り入れてほしいということでございますが、先ほども申し上げましたように、高齢者の方にとってできるだけ身近なところで気軽に利用していただけるよう、会場は老人福祉センターのほかに地区公民館にも設定していますので、毎回入浴を取り入れることは困難な状況ではありますが、今後社会福祉協議会と協議しながら、野外レクリエーションなどの一環として実施できるかどうかを検討してまいりたいと思います。

なお、積算根拠についての御質問がございました。これは担当の方から答弁させていただきます。

以上です。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

〔芳賀友幸健康福祉課長 登壇〕

芳賀友幸健康福祉課長 生きがい活動支援通所事業の委託料についての積算根拠について、お答えを申し上げます。

この事業は社会福祉協議会に委託をお願いして実施するわけですが、委託料の額につきましては、利用者1名当たり1日3,300円で委託をしているところでございます。

委託料の積算に当たりましては、人件費、事務費、消耗品等の需用費、外部から講師などを招聘した場合の報償費などを十分勘案して算出しているところでございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 松田 孝議員。

松田 孝議員 一通り回答いただきましてありがとうございます。

利用料、保険料については、市長の考え方はこれまでとほぼ変わらない状況かと私は判断しています。

しかし、今回新たに保険料が10月から徴収になりましたけれども、非常に負担が大きくなっている状況の中で、各市町村でもいろんな形で減免に取り組んでいる自治体が多くなっています。

そして、西川町あたりを見ますと、西川町長はもともと介護保険制度の推進派だったと思うんですけども、この方は非常にこれまでも介護保険制度に問題があるということで、今回、入浴サービス、訪問入浴に対して利用者の半額を助成したり、来年度からは低所得者に対して利用者の半額負担軽減措置なども実施する予定になっています。やっぱり推進した形でやっていく中でいろいろ問題ができて、やっぱりこれを是正するのが自治体の長としてのやり方ではないかと思えます。

そして、西川町の場合ですと利用者が限度いっぱいまで使わないで大体2割ぐらい、18%ぐらいの利用率だということです。ですから、負担が結局大きくなるからこれだけの利用者が減っている事実だと思うんです。

そして、利用者がまず1回、訪問介護などいろいろ受ける中で、大体月限度額を家族で決めたり本人が決めたり、5,000円がなしてくれとか、サービスをね。あと月に1万円がなしてくれとか、そういう形で要望が出されるというのがほとんどのようであります。ですから、こういうサービスをもっと拡大しないと介護保険制度がうまく成り立っていかない状況かと思うんですけども、この辺をもう少し利用者の立場になって負担金を減らすような形を何とか行政でも考えていただきたいと思えます。

今、寝たきりの介護度5ぐらいの人だと、やっぱり自宅で介護している場合ですと訪問看護を今まで1日4時間ぐらいやっていた人もおります。そういう人が逆に半分ぐらい、30分単位ぐらいに小刻みにしておむつ交換だの、あと食事の介助みたいなのをお願いしたりしているんです。実態として負担が大きいからこれだけ節約してみんな我慢しているんです。

ですから、ある程度負担額を減らしてもらえば、まだまだ利用者が伸びてくるような状況に私はあると思えますので、ぜひこれも検討していただきたいと思えます。

あと、保険料の減免についてですけども、市長は対象者に今度減免すれば、本当に困っている人を減免すればほかの人に料金はがね上がるという形で答弁ありましたけれども、やはり困っている人を救済するにはそれぐらいやむを得ないか、もしくは行政でこれを負担してもらおうような形をとれば、何とか低所得者対策はできるんじゃないかと思えます。

県内でも減免については、最上町が来年の4月から保険料の区分の変更を行って、今5段階あるんですけども、これを1段階と2段階の間にランク一つ設けてまして低所得者救済を始めるということです。そして、この分の負担は少しほかの人に上乗せをして実施するようであります。

そのほかにも古河市の免除措置についてなんですけれども、この市では高齢者の保険を一たん払い込んで6カ月ごとにその全額を市が助成する方式をとったということで、大変評判になっております。

今、市町村がいろんな形で保険料の減免をやっておりますけれども、減免をやるということは、やっぱり高齢者の所得の格差が非常に大きいと思うんです。老齢福祉年金を18万円もらっている人から、農家、自営業者の国民年金は60万円とか、あと、厚生年金もらっている方が210万円、公務員の共済組合で年金もらっている人が240万円ぐらい年間でもらっています。格差見ると13.3%ぐらい格差が、倍ぐらいになっております。これだけの格差あって5段階の保険料の徴収では非常に矛盾が大きいというので、各自治体では検討を始めている状況であります。

ですから、これは寒河江市でもこのぐらいの低所得者に対して減免を考えていただきたいと思えますけれ

ども、この辺も踏まえて市長の御意見を伺いたいと思います。

次に、収納状況ですけれども、収納特別対策、特徴の場合ですと100%ということで非常に収納率がいいんですけれども、普通徴収の場合ですと79.6%。この理由は忘れていた状況だということで市長からの答弁ありましたけれども、実際に収納ができない状態の人が何人かおるのではないかと私は思っております。国保税の収納率から見ると、それと合わせて出てくる数字が今後あるのではないかと私は思いますけれども、今後どういう形で収納率がなっていくのか非常に私も関心を持ってやっていきたいと思っております。

あと、施設整備についてですけれども、市長から今いろいろありましたけれども、結局、この16年度目標の施設整備をどうするか、今の現状でやっていくのか、他の市町村でやっているからそれにあわせてやっていくんだということなのか、市の目標どおり16年度までに計画をしていくのか、この辺を具体的にお聞きしたいと思います。

そして、地域の方もどうしても自分たちの住んでいる身近なところに施設を整備をしてもらいたいという考えの人が非常に地域を回っていますと多くなっています。ですから私も今回、陵西地区にということお願いしたんですけれども、今、陵西学区には特に田代とか幸生あたりの高齢者は非常に多くなっています。その中でやっぱりとんでもない西川町とか大江町とか、そういうところに行くよりも身近なところに整備をして、そこにやっぱり入りたいという希望者がほとんどであります。

このことを踏まえてやっぱり市でも検討していただきたいと思います。事業者もいろいろ参入してくればいいんですけれども、何とか行政でも考えてそういう方向づけを出していただきたいと思います。

今、この施設の待機者が50人から60人ということですが、今、施設に入りたくても入れない人が1年ぐらい待たされるというのは常識みたいな形になっています。この前私たちも新人議員の中で施設を見学して、いろいろな施設長の話をお聞きすると、各施設で年間亡くなる方が5名ぐらいだということで、長生園といずれみ合わせて10名ぐらいですね。そうすると、やっぱり50名ぐらいいる中で10名ぐらいしか1年間実質入れないんじゃないかと私は思います。担当者は1年ぐらいで入れるようになっているんだということを言いますが、この数字からいくとまず5年はかかるわけですね、待機者が。ですから、実際にこの数字が正確かどうか、その辺を具体的に当局にお聞きしたいと思います。

やっぱり今の待機者を減らすにはどうしても施設が必要だと私は考えますので、この辺も再検討していただいて、ぜひ特に陵西学区につくっていただきたいと思います。

それから、委託事業を今進めていますけれども、各市町村の例を聞いてみますと、非常に頑張ってやっているなという感じは受けます。そして、自治体でもいろんな市民の意見を聞いて、今施設をいろんな形で使っていますけれども、山形市は老人福祉センターを拠点にふるに入りながら実施したり、あと村山市は暮点温泉を利用して、温泉に入りながら利用している状況なども聞いております。あと、さっき東根市も言いましたけれども、河北町なども老人センターを拠点にひなの湯などを使って利用しております。ですから、非常に各地では住民というか、利用者の意見を聞いて、お年寄りがふるに入るのが一番の楽しみだということで、そういうところを拠点に設けて頑張っております。

ですから、寒河江でも老人センターばかりでなく、寒河江温泉などもありますので、その辺を利用する形をぜひとっていただきたいと思いますが、この辺のやるかやらないかは今後検討課題だということですが、ぜひこの辺を具体的にしてもらって、月1回でもいいですから実施していただきたいと思っておりますので、この辺の見解を市長にお聞きしたいと思っております。

以上で第2問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 減免につきましては、先ほど基本的な考えとそれを述べておるところでございます。本市におきましては非常に利用者というものも伸びておりまして、スムーズな円滑な推進というのが図られておるのではなからうかなと、このように思っております。

それから、利用者のことでございますけれども、やっぱりケアマネージャーと相談しながら希望するサービスというものを本人がいろいろ自由に組み合わせて総合的に利用できる仕組みになっておるわけでございますから、それらをうまく使っていただくことがなお必要だろうと思ひますし、そんな場合には、利用者の家庭環境とか、あるいは介護に対するところの考え方もあるわけでございますので、その辺もあるわけでございますから、本人や家族などの意向に基づいたサービスというものがなされるべきだろうと思っております。

それから、減免につきましては、先ほども申し上げましたように基本的な考え方、あるいは低所得者に対するところの対応というようなものにつきましてははるる申し上げたところでございますので、それ以上申し上げることもございません。

それから、収納状況でございますが、これは普通徴収の方の問題でございますけれども、先ほど申し上げましたように、年金から天引きされるのではないかなと、こういうようなことを思っておったというような方が非常に多かったようにございます。

それから、第2号の方の被保険者の40歳から64歳までの方でございますけれども、これは先ほど申し上げましたように、1.1%伸びておるといふようなことを御理解いただきたいと思ひます。

それから、施設整備でございますが、この前の実施計画等におきましても申し上げましたとおり、いずみに対するベッドをふやすこと、あるいはやすらぎの里の痴呆性のことと、こういうようなことも考えておるわけございまして、事業者が来ない場合につきましてはこれらに対して支援してまいらうと、こう思っておるわけでございます。

また、施設につきましても、やはり今、交通の便等々がよくなっておるわけでございますし、寒河江の人が寒河江、西川の人が西川というような考えというのは、今利用されている方におきましても、あるいは今後利用される方もそういう意識というものは大変薄れてきておるのではなからうかなと、このように思っておりますので、そういう広域的な利活用というものをやっぱり今後一般の利用者も考えていっておる段階じゃなからうかなと、このように思っております。

それから、温泉につきましては、前回、先ほど答弁したとおりでございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 松田議員。

松田 孝議員 やっぱり市長は困っている方の実態というのを見ておられるのかどうか、ちょっと私は非常に疑問であります。私も実際いろんな形で介護を受けている方のところへ行ってみますと、非常に利用料が負担が重くて大変だというのは聞こえてきます。ですから、市長もやっぱり地域にいろいろな形が入っていますけれども、実態をもう少し把握して、まず、利用料の減免とか保険料の減免を考えて今後いつていただきたいと思います。

それと、施設整備もやっぱり一応16年度を目標に 200床という形で計画の中で組んだはずでありますから、ぜひともこれも目標に迫った形で整備していくのが本来の姿だと思います。ですから、これもいろいろ難しい面もあると思いますけれども、やっぱり待機者がふえる一方ではこの介護保険計画がちょっと矛盾した形になります。この介護保険はやっぱりいつでもサービスを受けられるような状況にしておくべきだと私は思います。ですから、こういうのもやっぱり待機者がふえたから何とかしなくてはならないという市長の考え方が、やっぱり決断力ですかね、そういうのが必要ではないかと私は思います。ですから、これも今後検討していただきたいと思います。

あと、委託事業でありますけれども、これも1人当たり 3,300円ぐらいの予算をつけて頑張っているということですが、いろいろな立場で社会福祉協議会あたりも人件費がかさむというんですか、1人当たりにするとどんどん積み上げて非常に、楽なように見えますけれどもそれなりに人件費などもかかっていくわけですから、もう少し柔軟な対応をして、お年寄りのためにやっぱりやっていただきたいと思います。

そして、拠点施設をぜひ寒河江市でももう少し寒河江市民浴場あたりに建設して、温泉利用の拡大をも含めて頑張ってもらいたいと私は願うところであります。今後、その辺を検討していただいでよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

佐藤暘子議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号2番、3番について、16番佐藤暘子議員。

〔16番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 私は、日本共産党を代表し、通告してあるテーマについて順次質問をしてまいります。市長並びに教育委員長の誠意ある御答弁をお願いいたします。

まず、最初に、市職員の人事についてお伺いいたします。

恒例のこととはいえ、職員の最大の関心事は3月末に発表される人事異動と昇進、昇格であろうと思います。職員は、将棋盤上の駒のように右に左に異動させられ、また、中には十年一日のごとく長年同じ課に席を暖めている人もおります。昇進、昇格では同期採用者の間に著しい差がついたり、後輩たちからも先を越されて置いてきぼりを食っている人、さらに、男女間の差は歴然とその格差が目立ちます。あの人はもっと昇格してもよいはずなのになぜなのだろう、そんなささやきが聞かれ、人事に対する喜怒哀楽の感情が交錯するのも例年のことです。

人事異動は適材適所に職員を配置し、職員が持てる力を十分に発揮しよりよい仕事をしてもらうために非常に大切なことだと思います。また、昇進、昇格が適切に公正に行われることにより、職員の仕事への意欲や自信を培うものとなるのも当然のことです。しかし、昇進、昇格が本当に適正に行われているのか大変疑問の残るところです。

市職員の人事権は市長の手中にあるわけですが、市長はどのような判断で昇進、昇格を決めるのか、その判断の基準となるものはあるのかどうかお伺いいたします。

次に、教育行政について、教育委員長にお伺いいたします。

ことし9月の一般質問の中で、同僚議員より教科書採択についての質問がされております。私も教科書採択をめぐる一連の動きに対し、教育委員会がどのように対処し考えておられるのかお伺いいたします。

人間社会を構成する上で教育がどんなに大切なことかはすべての人が認識をされていることです。教育は知識を身につけるだけにとどまらず、人間としてどのような生き方をしていくべきかを体験や実践を通し学ぶとともに、個々の人格をつくり上げる上でも非常に大切なことと思います。

最近、青少年の凶悪な犯罪や事件が多発し、国民の大きな不安材料となっています。なぜそんな事件や犯罪を引き起こしてしまうのか。青少年の物の見方や考え方、心の奥に潜む悩みや苦しみを私たち大人が理解できずにいるのが現状ではないでしょうか。

11月25日土曜日、NHK教育テレビで、少年少女プロジェクト特集「10代に聞く・少年犯罪をどう思いますか」と題した4時間半にわたる生放送がありました。私はその一部を興味深く見たのですが、子供たちの心の奥には簡単にはほぐすことのできない複雑な心のあやが存在することをつくづくと感じました。

出演した10代の子供たちの中には、自分ではどうしようもないいら立ちや不安から弱い立場の友達に暴力を振るったり自分を痛めつけたり、自分の存在が無意味なものと考えて自殺を考えたりしたことがあると、その体験と心理状態を話しておりました。

そんな悩みを抱えながらも彼らは心を開いて相談できる人がいないと言うのです。戦後の物資不足の中で育った私たちにとって、今の子供たちはこの上なく幸せな状況にあると思っていたのですが、人間関係をうまくつくれずに常に心はひとりぼっちというつらい状態にいることをかいま見た思いがします。

このような状態の子供たちが心の逃げ場を失ったとき思いもよらぬ犯行に走ったり、自分の存在感をアピールするために凶悪犯罪を犯したりするようです。彼らをここまで追い詰めている原因は何なのか。複雑で単純に結論づけることはできないと思いますが、その一つには受験競争や管理教育が挙げられるのではない

かと思います。また、大人社会のモラルの低下やマスコミによる悪報道なども子供たちに大きな影響を与えることは否めません。

政府は、多発する少年犯を防止する対策として少年法を改正しました。現在16歳以上の犯罪に科せられた刑事罰が14歳以上と年齢が引き下げられました。このように青少年に厳罰を科しても少年犯罪が減少するのかが非常に疑問が残ります。

私は、まず、子供たちが受験のための勉強ではなく、学ぶことが楽しいと言えるような授業をすべきだと思います。

一方、子供たちの荒れが顕著になってきたのは戦後教育が間違っているからだとか、戦前日本の子供たちの精神構造の基礎をなしてきた教育勅語が廃止され道徳教育がなくなったからだなどと言う人がおります。

また、歴史教科書の中身が日本国民としての誇りを投げ捨てた自虐的、反日的な内容となっている。21世紀を担う子供たちがたくましく健全に成長するには教科書の中身も自分の国を悪者扱いするようなものでなく、日本人として誇りを持てるような内容にすべきだという運動が強まっております。「新しい歴史教科書をつくる会」という名称で全国的に支部をつくり活動している組織がそれです。

新しい歴史教科書をつくる会、以下「つくる会」と略しますが、は、現在中学校の歴史教科書に載っている南京大虐殺や従軍慰安婦、強制連行などの記述は日本の誇りを傷つけ悪者扱いにしている。21世紀を担う子供たちが自分の国の歴史に誇りを持てるように教科書の内容を変えるべきだと、1997年1月に西尾幹二、藤岡信勝、小林よしのり氏などが中心となって結成されたものです。

このつくる会は、みずから歴史的な分野と公民的な分野の中学校教科書をつくり、本年4月に文部省に検定を申請しています。2002年4月から始まる新教育課程用教科書として使われるように、来年7月の中学校教科書採択にねらいを定め今全国各地で運動を展開しています。その地ならしとして行われているものの一つが、都道府県教育委員会や市町村教育委員会に対する教科書採択制度の改善を求める請願や陳情です。

その内容は、教科書採択の経過や理由などを情報公開すること。二つ、採択に当たり採択協議会の下部機関である専門委員会が教科書を絞り込むことは、教育委員会の権限を形骸化させるのでその改善を図ること。三つ、専門委員会の選任は教師などの教育現場関係者に限定せず、広く学識経験者や保護者などを加え、公平中立にすること。四つ、特に社会・歴史教科書採択に当たっては、記述内容が学習指導要領に沿ったものかどうかの評価に基づき、公正、適切に努めることなどとなっております。

これらの請願は、教科書採択制度の情報公開や住民参加など一見すれば公平性、透明性という当然の要求をしているように見えますが、その本当の目的やねらいは別のものです。請願の理由を要約すれば、教科書採択は法の定めに基づき教育委員会が決定する権限があるのに、それが空洞化し慣例や前例に流されているのではないか。また、検定教科書の一部には自虐的、反日的な記述が含まれていて残念である。社会・歴史教科書の採択に当たっては、広く意見の集約ができる方法に配慮し、記述内容が学習指導要領の目標に沿ったものであるかどうかを検討し決定するよう要望するという内容です。

これは、現在使われている中学校の歴史教科書には南京大虐殺や従軍慰安婦、強制連行など日本の国の恥部や悪事ばかりが記載されているので大変まずい、このような教科書が採択されないように教育委員会はもっと権限を持って臨むべきだとの檄を込めた内容となっているのです。

さらに、つくる会の活動の一つとして、ことし5月ころから全国の都道府県及び市町村の教育委員会または教育委員に「国民の油断」という文庫本が4冊から6冊ずつまとめて送付されています。この本は、新しい歴史教科書をつくる会の発起人西尾幹二氏と藤岡信勝氏が共同で製作したもので、PHP研究文庫出版部が出版しています。

発送者は、新しい歴史教科書をつくる会の支部名であったり著者の名前であったりいろいろですが、送付された本には西尾、藤岡両氏の手紙が2通添付されているようです。1通は、教育長あてで教育委員に配付

してほしい旨が明記されており、もう1通は教育委員あてになっており、その手紙には、中学校歴史教科書を自虐的な内容と批判し、「あなたさまは教科書採択の権限をお持ちになっており、その実務に携わっております。この本を勉強して歴史教科書の採択においては現場教師の意見に惑わされないで、自分の意見で教科書を選びなさい」というような趣旨が書かれているものです。

このような書籍が本市の教育委員会に送られてきた事実があるのかどうか。あるとすればその概要と教育委員会がどのように対応されたのかお伺いいたします。

また、このような活動は特定の教科書を採択するよう意識づける活動であり、明らかに教科書の事前宣伝、事前採択活動だと考えますが、教育委員長はどのように判断されるかお伺いいたします。

また、現在使用されている小・中学校の教科書は、文部省の厳しい図書検定を通過し、さらに都道府県の採択区域ごとに厳選された教科書が使用されていると確信しているのですが、つくる会が各地で議会に提出している請願の中身には、現在使われている中学校の歴史教科書は学習指導要領に反対している教師が専門委員になっている場合が多いので、公正、適正が判断されないおそれがある。学習指導要領の趣旨に沿った教科書を採択するには、現在行われている各学校からの意見を集約する学校票の制度をやめさせることや採択区ごとに教科書の基本的な調査や研究に当たる専門委員には教職員組合からの代表を入れるべきでないなどといった内容が含まれております。

教育委員長は、現在使われている中学校の歴史教科書は文部省の検定基準や学習指導要領から見てふさわしくないと感じておられるのかどうかお伺いいたします。

また、本県で小・中学校の教科書採択は七つの採択区域に分けられていて、寒河江、西村山は一つの採択区域になっているそうです。この採択区域の中で、教育委員会の諮問機関である採択協議会委員や実際に教科書の調査研究をする研究員の選出基準はどのようになっているのかお伺いいたします。

以上で、第1問を終わります。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時5分といたします。

休 憩 午前10時50分

再 開 午前11時05分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

地方分権の進展に伴い地方公共団体の担う役割がより多様なものとなるため、従来よりも職員に期待される能力も一層多様化、複雑化してきております。このような環境変化の中で、国において新しい地方自治の時代にふさわしい地方公務員制度のあり方を検討している地方公務員制度調査研究会によりまして、平成11年4月に地方自治新時代の地方公務員制度、いわゆる地方公務員制度改革の方向というものが出されております。

その中では、行政の複雑・高度化、職員の高齢化が進展する中で、公務能率の向上や職員のモラルの維持などを図る観点から、地方公共団体における人事管理について、公務労働の性格にも配慮しながら、職員が蓄積した経験や知識を含めて職員の能力や勤務実績に基づいて公正で客観的な評価を行い、より能力、実績を重視した人事管理に転換していく必要があります。また、組織の活性化を図るため、昇進管理に当たっては職員のモラルの維持や意識の変化にも配慮しつつ、必ずしも年功にとらわれることなく、職員の能力、勤務実績を適切に評価し、適材適所の観点から優秀な人材を積極的に昇任させるような人事管理が必要であると考えております。

また、政府が新たに定める行政改革大綱原案の中でも、能力、実績主義に基づく信賞必罰の人事制度の原則の明確化など、国家公務員法、地方公務員法の見直しが公務員制度改革の項目で報道されております。

また、多くの民間企業においては、厳しい経済雇用情勢のもと給与の抑制、採用の停止、抑制などが図られており、また優秀な人材の確保、育成やコスト削減に努めつつ、従業員の士気の向上などを目指して能力や成果、業績を重視した人事賃金体系への改革を進めているようでございます。

このような状況の中で、常に時代の変化に的確に対応して住民福祉の向上と個性的で活力ある地域社会を目指して、職員の能力というものを最大限に発揮できるような人事管理に努めてきているところでございます。

それで、昇格、昇進のことについてでございますが、地方公務員法に職員の任用について規定されておまして、これを受けまして、本市職員の任用に関する規則が定められております。その中では職員の昇任は選考によるものと規定され、選考の基準については規程を定めております。昇任については、勤務成績その他の能力実証に基づいて行うことが要請されているところであり、また、全体的な職員の年齢構成、さらに中長期的な観点からの組織構成などを勘案しまして、級別資格基準表の必要経験年数などを考慮しながら行っているところでございます。

昇任というものは、御案内のように上位の職につくことでございます。それにはどういう能力が必要であるかということが重要であり、年功序列にとらわれず業務に対しての知識や経験と職員の管理能力、折衝能力などが求められてくるわけでございます。職員個々の資質や能力というものを十分把握しながら、それにふさわしい職員を引き出していくということが必要だと考えておりますし、職員の士気が停滞することのないように、職場の活性化というものが図られるよう心がけ、昇任、昇格を行っているところでございます。

また、異動についての御質問もございましたが、地方分権が今進んでいる中で、自治体の発展というものは、職員の取り組む姿勢がどの程度あるかによって決まってくるのではないかと考えております。職員が市政のために能力を発揮して意欲的に職務に当たることが非常に重要なことではないかと考えております。

複雑高度な行政課題に的確に対応していくためには、みずから意欲的にその能力を高め職務に当たることが必要でございます。市民とともに地域の問題を語り合い、考え、解決に努力する職員であることが望まれ

ているところであり、行政サービスの高度化に伴う専門能力、新たな課題に積極的に取り組む進取の気性と創造力、状況に適切に対応できる柔軟性などが要求されるものでございます。そして、職員が自己の個性なり能力というものを最大限に発揮できるような職場をつくることが重要だと思っております。

このような中で、勤務成績の評価などにより職員の能力を的確に見出し、各種の能力というものを十分に引き出して発揮できるように、そして勤労意欲などを勘案しながら組織と一体化した中でうまく機能するように職員の個性とか、あるいは資質、能力等を見きわめながら適材適所というものを心がけてもらっているところでございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉慎一教育委員長 登壇〕

大泉慎一教育委員長 教育行政についてお答えいたします。

教科書は学校において教授の用の供される教科の主たる教材としての児童生徒用図書と定義されており、学校教育法21条に「文部大臣の検定を経た教科書又は文部省が著作の名義を有する教科書を使用しなければならない」と定められております。つまり、学校においては教科書を用いた指導をしなければならないという使用義務があることは御案内のとおりでございます。

教科書は、文部省の教科書検定という法的手続を経たものであるとともに、学習指導要領という法的拘束力のある教育課程の基準に基づいて編集されたものでございます。

さて、教科書の採択につきまして、公立学校においては、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会に採択権限があり、教科書検定を経て教科書目録に登録された教科書の中から1社の教科書を採用することになっております。

本市におきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、西村山1市4町により設定された西村山地区教科用図書採択協議会において各教科の研究員会の答申や各学校からの意見書などを参考にしながら、各種目ごとに教科書が採択され、その後、関係市町教育委員会での議決を経て適正な教科書を採用しているところであります。

また、平成2年3月、文部省の教科書採択のあり方に関する調査研究協力者会議から教科書採択のあり方についての報告がなされております。その報告の中で、一つ、専門的な教科書研究の充実、二つ、適正かつ公正な採択の確保、三、開かれた採択の推進の三つの観点から種々の提言がなされております。

例えば教科書展示会の開催方法の見直し、採択権者の責任の明確化のための採択手続の適正化、採択審議会等の委員の選任の工夫、委員名の公表など、現行の採択制度そのものはおおむね定着しているものの、その運用につきましてはさらに改善の必要があるとしております。

教育委員会といたしましてもこれらの提言を踏まえ、県教育委員会や関係市町教育委員会と連携しながら一層の改善を図られるよう検討しております。

さて、何点かについて御質問がございましたのでお答え申し上げます。

まず、「国民の油断」という図書の送付を受けたかの事実とその対処等についてであります。確かに「国民の油断」というPHP出版社発行の文庫本が本年6月ごろに教育委員会あて事務局に5冊郵送されております。教育委員会では教育委員個人に送付すべき図書と判断し、そのまま各教育委員に配付したところであります。なお、各人用に西尾幹二、藤岡信勝両氏の連名のあいさつ状が添付されておりました。

次に、この「国民の油断」という書籍を送付するという行為が事前活動や事前の宣伝活動に当たるのではないかの御指摘についてお答え申し上げます。

教科書の採択に当たっては適正かつ公正に行う必要があります。このことは教科書に対する国民の信頼を確保するためにも極めて重要なことは言うまでもありません。このため教科書発行者の過大な宣伝行為等外部からの影響に左右されることのないよう採択における公正確保の徹底を図ることが求められております。

今回の「国民の油断」の送付者は先ほど申し上げましたように西尾幹二、藤岡信勝の両氏であり、教科書の発行者に当たりませんので、御指摘の宣伝行為等には該当しないものと判断しております。したがって、この書籍を受領し配付した教育委員会の行為にも瑕疵はないものと考えております。

続いて、現在使用されている歴史教科書が学習指導要領に照らしてふさわしくないものなのかどうかという点についてでございますが、御案内のように採択の対象となるすべての教科書が教科書検定という適正な

法的手続を経ているものであり、また、学習指導要領の趣旨に沿ったものであると考えております。

したがって、歴史等の社会科教科書につきましても当然のことながら、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深めること、国際社会に生きる民主的平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養うことなどの目標を達成できるものと認識しております。

最後に、地区採択協議会委員や研究員の選出基準についてのお尋ねでございますが、まず、地区採択協議会委員は、西村山地区教科用図書採択協議会規約第4条により、各関係市町教育委員会の委員長及び教育長で構成することになっておりますので、この規約の規定にのっとり協議会委員の任に当たっております。

また、研究員については、西村山地区教科用図書採択協議会の規約第3条2項の規定により西村山地区教科用図書採択協議会が研究員の委嘱を行うことになっており、各種目ごとの研究員は教科書の専門的な研究をお願いするという観点から、校長、教頭、教諭の若干名ずつ西村山地区全体から選定し委嘱しております。

以上、お答え申し上げましたが、今後とも適正な教科書の採択がなされるよう鋭意努力してまいりたいと考えております。以上です。

佐竹敬一議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 一通りお答えをいただいたわけですが、どうもありがとうございます。

人事についてであります。人事というのは非常に大変な仕事だというふうに思います。やはり全体像を見て、そして仕事に支障がないように、そしてよりよい仕事をしてもらうようにということいろいろ考えて人事をされているのだというふうに思いますけれども、昇進、昇格については非常に疑問の残るところが多いわけです。

今寒河江市でとっている昇進、昇格は、大体見てみますと年功というものを勘案した選択になっているのではないかというふうに思うわけですが、課長・補佐級の人たちというのは、おおむね採用年が47年、それから49年あたりの方は課長、それから補佐が多いわけですが、それ以下となりますと補佐クラス、または主査、係長というふうなことになっておりまして、大体が47年、49年ごろの採用の方、生まれですか、同期の方とか大体同じ年齢の方が課長とか補佐になっているわけです。

でも、現在51歳、53歳ぐらいの方なんですけれども、そういう方の中でも同年生まれの方にしましても大きく分かれているということが顕著にあらわれております。課長、補佐の中にまじって1人だけ主査というようなこととか、それから、課長、補佐が占める人数が13名の中で主査が2人、係長が1人、そういうふうな構成とかですね。

また、男女の差といいますと、またこれも採用の年に女性を採用しなかったというような年もあるようで、女性が含まれていない年代の方もいらっしゃるわけですが、その中で1953年生まれの方の採用に当たっては女性が2人含まれております。また、1954年生まれの中にも女性が入っておりますけれども、そのような中でも、女性がその中で一番低い職務といいますか、係になっているというようなことがあらわれているわけです。

ですから、同じ年に採用になっている男女の中でも非常に格差が出ているというようなことがあるわけですが、これは男女雇用機会均等法ということがありますので、男女の間に能力の差などというものはないのではないかと私は思うんですが、そういう点で女性が非常に不利な立場に立たされているのではないかとこのように思うわけです。

昇進のおくれている方というのを見てみますと、何か決まっている方というふうな傾向があるようなんです。ですから、この方たちが本当に能力がないとか、それに適していないというようなことで判断されているのか、それが大変疑わしいと私は思っているのです。何か市長のことですから、そんな分け隔てをするというような考えはないというふうに思うんですけれども、思想的な差別などというものはないのかどうか、そういうことを私は一見見て感じがするわけです。

そういうことが市長にはないのだというふうに思うんですけれども、大勢の職員の中で、同じ職場にいて非常にいい仕事をしてもらわなければいけないチームワークが大変な職場でもありますので、そういう差別の中でチームワークが崩れるとか仕事に意欲がなくなるといったようなことがあってはならないわけです。ぜひそういう点を考慮して人事には配慮をしていただきたいと思いますと考えているところです。

それから、教育行政についてですが、「国民の油断」という書籍が送られてきた事実があると。しかしながら、これは教育委員個人に送付されるべきであろうということで各人にこれを配付したというようなことではあります。また、これは法に触れるようなことはないということを委員長はおっしゃいましたけれども、独占禁止法の中の公正取引委員会の特定指定というのには、こういう教科書などの発行に関係する人、これは著者も含まれているわけです。この著者というのが西尾幹二、藤岡信勝という著者になっておるわけですが、この人たちの名前を送られてきたということになりますと、それは明らかにこの法に抵触するのではないかとこのように思うわけです。もう一度これを調べていただきたいと思いますというふうに思います。

このような法に抵触されるということがあればこれは直ちに回収をして、送ってきたところに返してやるべきだなどというふうに思うわけです。中野区あたりの例を申し上げますと、中野区の教育委員がこれは「国民の油断」ではないんですが、「国民の歴史」という本を大量に中野区の小・中校長会の席でこれを配ったということがありますが、このことが大変問題になりまして、中野区の教育委員長は議会の場でこれを謝罪しているという事実があります。

また、各地でこういう本が送られてきたものは、教育委員会では受け取れないということで受け取りを拒否しているところ、また、これを回収して送り返したというようなところも出てきております。

ぜひ、これは法に抵触することであると思います。もう一度調べていただきたいというふうに思います。教育委員長はこの「国民の油断」という本を実際お読みになっていますか。教育長でもどちらでもよろしいです。お読みになっていますか、教育委員会の方で。

私は、この「国民の油断」という本を図書館で借りてきて読んでみました。教育委員会に配付された本は、「国民の油断」1996年10月につくられた本にさらに第8章をつけ加えて教育委員会に配付をしているわけです。私が借りてきたのは単行本なんですけれども、これを2000年5月に文庫本に改訂しまして、それに第8章「採択制度を変えれば教科書は変わる、教科書をよくするもしないも教育委員会の立ち直り」というような項を設けまして、それを教育委員に配付をしているわけです。

この内容を私読んでみたんですけれども、大変一方的な独断と偏見に貫かれている本だというふうな感じがいたしました。といいますのは、侵略戦争に対する反省などというのはみじんも見られないというようなことで、日清・日露戦争は自尊、自衛の戦いであったと。戦争は国益を追求するための手段なんだと。こういうようなことが書かれているわけです。

アジアの諸国は、日本が軍政でもってアジアの独立をさせたのでそれを大変喜んでいるというような内容が書かれているわけです。また、従軍慰安婦や南京大虐殺についても、これは史実を無視した独断的な記述をしているというようなことを私は感じたわけですが、この文中の隅々にアジアの諸国を非常に蔑視したような記述がされているわけです。

その書籍の中の記述をちょっと読んでみたいと思うんですけれども、「依然として中国と朝鮮は西欧的な基準からいうと文明を知らず、150年前と同じように近代化されていない国なのです」というような記述ですとか、「我が国は独立を全うするという問題とともに、今度はさまざまな欧米諸国とうまく利益を分かちという形ではなく、日本はあらゆる野蛮に孤独に対処しなくてはなりません。欧米諸国はだんだん日本はもう知らないよと言い出してきているということで、状況はある意味では日清戦争の前であると同時に17世紀の前にも近づいていると言えるでしょう」というようなことから、老体国というのは中国、朝鮮を指しているわけですが、「この老体国は野蛮で文明を持たずにしかも武力は持ち、言うことを聞かなくなってきたということが、これらの状況を前にして次第に日本はいかにして自立、自尊をしていくかという重大な局面に直面しつつあります」、このような文が連ねられているわけです。

こういう時代錯誤的な文章が並べられているわけですが、このようなことでは今世界には通用しないのではないかと思うわけです。

寒河江市でも安東市と姉妹都市を結んでいるわけです。韓国の方がこちらに来たり寒河江から向こうに行ったりということで非常に友好的な関係にあるわけです。ことしの7月でしたか、8月でしたか、韓国からもこちらに来られまして、安東市の仮面劇団ですか、この劇団が来まして公演をしてくれたということで、寒河江の市民は大変多くの方が参加をして、これを観劇をしたわけです。私も見せてもらいましたけれども、非常にそういう芸術に対して興味を持って、また友好的な関係が結ばれてきたというふうに思うんですけれども、このような蔑視をしたような考え方を持って、向こうの国に行ってしまうということが日本にあるんだというように言えるでしょうか。そんなことで国際の社会で通用すると、そういうことを考えている

ということは非常に情けないことだというふうに私は考えているところです。

第8章の中ではどういうことが書いてあるのかといいますと、中学校の歴史教科書は自虐的なもので採択制度を変えれば教科書を変えることができるというようなことが書いてあるんです。教育委員会が目覚めれば教科書問題は一気に解決する。解決を妨げているものは、現在の採択の制度に学校現場の教師の意見が反映する仕組みが強く影響しているからだ。それを変えるために教育委員よ、あなた方の権力を行使せよというような内容になっているわけです。

私は、中学校の教科書、中学校3年の教科書、歴史の教科書ですね、これが非常に自虐的だということを知ったことを9月の一般質問の中で同僚議員が言うておりましたので、どんな内容なのかなということで、中学校3年生の歴史教科書を見てみました。どこが自虐的なのかと私は大変疑問に思ったところですが、それは歴史は歴史の事実としてそれを記述している、それは正当なことではないかというふうに思うわけです。

このような歴史を取り去って、そして日本の子供たちに愛国心を植えつける、自分たちの国の祖先に誇りを持ってというようなことはそれらを削除することだけでできるというようなことではないというふうに思います。

私は、事実は事実として明らかにして、そして、戦争をしたのであれば、戦争をして加害者と被害者、そしてそれを行ったものとそれに抵抗したものというようなお互いの気持ちが読み取れる側面から勉強する、そういう歴史教科書でなければならないのではないかと思うわけです。

その点、教育委員長は教育者の立場としてどのようなお考えをお持ちか。そういう教科書から自分たちの都合の悪いものは取り去るといような考え方は本当に教育者としてそれが本当だというふうに考えておられるのか、そういうことをお尋ねしたいと思います。

そして、送られてきた「国民の油断」というのは、これは明らかに教科書の採択をさせないようにするという教育委員会に対する圧力ではないかと私は考えるわけです。その点どのようにお考えになるかお伺いをしたいというふうに思います。

それから、このような新しい歴史教科書をつくる会の本が文部省の検定に出されているというようなことを、韓国の歴史を研究する会議があるんだそうですが、韓国でも非常に大きい歴史研究会、それが声明を出しているんです。これは子供と教科書全国ネット21というところからの情報なんですけれども、韓国の歴史研究をしている3団体が日本の教科書問題で11月14日、声明を出しているということです。

その声明によりますと、新しい歴史教科書をつくる会がつくった教科書には非常に近代韓日関係史の記述を誤って書いているところがあるということで、一つは日本の植民地支配が正当で合法的なことだということとを主張しているというようなことですが、朝鮮半島は常に日本に突きつけられている凶器だというようなことを決めつけて韓国に対する認識を育てることは、韓国に対して反日的な認識を育てるということと、日本が韓国を侵略したのは正当だというふうに言っているというようなことですね。それから、韓国は自主的に近代化を進めることができないというような徹底した差別意識を書いていると。このような内容になっているわけです。ですから、このようなことが外交上も大変重要な問題になってくるのではないかと懸念されるわけです。

そういうことがありますので、今21世紀を前にして本当に世界は戦争とか争いから対話と友好の時代に流れが変わろうとしている、そういうときにこういう時代錯誤的な教科書が検定を通過してしまうというようなことになれば大変なことだというふうに考えるわけですが、そういう意味からもどのように教育委員長は考えておられるかお答えをいただきたいというふうに思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 1問におきまして、人事管理に対しての考え方を申し上げたところでございますが、また重複するかと思えますけれども、重ねて申し上げたいと思います。

地方の時代というのはやっぱり地方のその自治体の個性、特性というものを存分に発揮してまちづくりを進めなくてはならないと、こう思っております。そのためにはやはり行政の中核となるところの組織というものが活性化しなくてはならないわけでございます。そのためにはやっぱり中で働くところの職員というものが目的意識というものを存分に持って活性化していかななくてはならないと、このように思うわけでございます。

また、一方、住民の、市民の需要構造といいますが、そういったものもかなり変化してきているというようなことをこれも見抜かなくてはならないと、このように思っておりますし、そしてまた、スリムな行政というようなこともこれも求められておるときでございます、そういう住民サービスの拡充ということも非常に考えていかななくてはならないわけでございます。

行政というものは民間とも違いまして競争ということが非常に希薄な団体といいますが、自治体と言われるわけでございますけれども、そういう中では民間以上に工夫と努力といいますが、創意というものが求められてくるわけでございますので、そういうことにこたえられるような組織であり、また職員でなくてはならないと、このように思っております。

それから考えますと、やはり寒河江市の持っているところ、その自律機能というものを、これは強化していかななくてはならない。市の目標というものに沿ったところの活動というものを強化して行政施策を展開してまいらなくてはならないと、かように思います。

そういう面では、今申し上げましたように、組織の活性化というようなことをさらにさらにやって、そこに働く職員というものを生きがいを持って職場で生き生きとして動いておるといった状態が望ましいだろうと。そして、それをやることによって職員自身も満足を得るということになっていかななくてはならないと、このように思っております。そういう観点で臨んで人事管理をやっておるわけでございます。

さらにまた、議員は年功序列というようなことを強調されておりますけれども、年功序列でございますけれども、職務遂行能力の高さとか、あるいは経験というものがほとんど見合っているというような場合におきましては、また職員の学歴構成とか、あるいは年齢構成というのがピラミッド型になっているような場合にはそれはやっぱり年齢構成というものも機能したこともあろうかと思えますけれども、今申し上げましたように、社会の情勢というのは大きく変わってきている状況にございまして、社会環境、あるいは行政を取り巻く状況というものは著しく変わってきておまして、そしてまた今言ったように行政需要というものも非常に変化してきて多様化していることは先ほども申し上げたとおりでございます、そしてまた職員自体におきまして高学歴化しておりますし、あるいは高齢化といいますが、まだ寒河江市の場合はそこまでいってませんけれども、同じ年代のというような方々が非常に固まっているというところもあるわけございまして、それこれを見ますと年功序列型というようなことをこれをいつまでも固執するというふうなことは、これはできないことだろうと、こう思っております。

あくまでも1問でも申し上げましたように、能力主義、あるいは成績主義とか、あるいはその人の資質なりというものとか、あるいは将来を見る目とか、あるいは市民と十分対応していける人間とか、行政というものを本当にさばいていける人間とか、そしてまた、管理職ならば特にリーダーシップを発揮して職員を統率できる職員、こういうことが望まれるわけございまして、ただただ年功の順に押し上げればよいというものではないと私は思っております。

それから、女性の登用のことがございましたが、これにつきましても御案内のように男女共同参画社会基

本法ですか、これも昨年の6月に制定されております。また、地方公務員法におきましてもこれは当然平等取り扱いだと、こういうことを言っているわけございまして、本市におきましても女性の採用の拡大に努めると、あるいは能力を発揮できるようにと、こういう考え方からいろいろ幅広いところの職務経験の付与なり、あるいは研修参加の機会の拡大というものを努めておるわけございまして、男女によって見方を変えるというようなことは当然行っておりませんし、今後とも公平に総合的に判断してまいりたいと、かように思っておるところでございます。

以上です。

佐竹敬一議長 教育委員長。

大泉愼一教育委員長 一つ目の「国民の油断」というふうな本を送ってきたのは違法ではないかというふうなことでございますが、私としては、教科書会社で送ってきたのではなくて個人名で送られてきたというふうなものですので、違法ではないというふうに思って先ほどお答えしたわけではありますが、調べてほしいということですので私なりに調べてみたいというふうに思っております。

それから、第2問の「国民の油断」を読んでいるかということですが、私たちもいろいろな本が送られてまいりますので、その1冊としてあって、私も勉強不足で正直なところ読んでおりません。ただ、私もこの激動する社会の中で古希近くまで生きてまいりましたので、今、そういうふうな1冊の本を読んだところで私のあれが急激に変わるというふうなことはないものというふうに思っています。私なりに判断したいというふうに思っております。

それから、第3番の歴史の悪いところを取り去っていいところだけ教えるのはどうかというふうなことで、そういうことで本当にあるとすれば、これは必ずしもいいことではないというふうに思っております。ただ、教科書を見なければどの程度どういうふうなのかということは判断できませんので、1問で答えましたとおりの方法で教科書採択というふうなことを行ってまいりたいというふうに思っております。

あと、もし不足ある場合は、教育長の方から答弁いたさせます。

以上です。

佐竹敬一議長 教育長。

保科弘治教育長 国民の油断という書籍が送られてきた、それを送り返すようにというふうなことだと思うんですが、今委員長からもお答えしましたように、我々教育委員会にはさまざまな資料とか書籍が送られてまいります。そういった広い情報を参考にしながらさまざまな面で判断の材料等にさせていただいているわけですが、これも西尾とそれから藤岡両名の方から、今の7社の中学校歴史教科書への率直な疑問を表明したものだというふうなこと、それで御一読をお願いしたいというふうなことで、歴史教科書についてはぜひ実物を手にとって読んでいただきたいというふうな、そういった手紙つきの書籍でありましたので、広い見地から勉強する必要があるというふうなことで、委員の方にも送付したと。これを読んでいただいているかどうか、その確かめ等はできないわけですが、そんなことで送り返すというようなことはしないというふうに私は考えております。

また、これが何か圧力をかけるようなあれにならないかというようなことなわけですが、私としては、教科書検定というのは公教育における教育水準の維持向上とか、あるいは適正な教育内容の維持と、そして教育の中立性の確保というふうな観点から検定は行われている教科書を私たちが自分の良識、あるいは教育的な識見によって採択しているものというふうに考えております。

特に歴史については、歴史学の成果に基づいて研究なされているものというふうに思っております、人間というのはさまざまな社会的な存在でさまざまな思想を持っているわけですが、そういった思想的な立場によって歴史観が異なってくるのは当然かと思っておりますけれども、特定の歴史観に基づいたものをまだ考え方の未成熟な小・中学生に押しつけるというふうなことは、歴史観を押しつけるというようなことは避けなければならないと。むしろそういう歴史に興味を持って将来自分がどういう歴史観を持つかということを手助けするようなそういう役目をするのが歴史教育ではないかというふうに、そんな観点から教科書採択に当たっているわけですので、圧力などというふうには考えていないということです。

以上です。

佐竹敬一議長 佐藤暘子議員。

佐藤暘子議員 今、教育長は「国民の油断」が送付されてきたことは、圧力とは受け取らないというようなことを言われましたけれども、雑誌「正論」というのがありまして、1995年5月号に藤岡氏が論文を載せているんです。その論文を見ますと、「教科書から自虐史観を追放する方法は、全国1万4,000の教育委員が目覚めて教科書採択についての権限を適切に行使すれば、教科書問題を解決することができる。ただし、それが可能になるのは2年後に迫った中学歴史教科書の採択からだ。このとき新しい歴史教科書が登場する。初めて自虐史観から解放された普通の教科書が選択肢として登場する」というようなことで、これは明らかに教育委員会に対する圧力だというふうに私は感じております。

こういう圧力に屈されずに教育委員会は教育委員会の自主性を守ってきちんとした教科書採択をしていただきたいと思います。

やっぱり教科書というのはいろんな考え方の人がいろんな教科書を出していいというふうに思いますけれども、その中からやはり子供たちの教育に責任を持つ教師がその子供たちに適した教科書を選ぶべきだと私は考えております。そのことは日本が批准しているILOユネスコの中でも教科書の採択権について教師の役割を非常に強調しているんです。

文部省においても地域の実情に応じて教科書の採択区域の小規模化や採択方法の工夫改善を強調しているということで、1997年採択制度について閣議決定されておりますけれども、これは採択制度について将来的には学校単位の採択の実現に向けて検討していく必要があるとした上で、現時点では教科書の調査研究により多くの教員の意向が反映されるように、現行の採択地区の小規模化や採択方法の工夫改善について都道府県の取り組みを促すというようなことを言っているわけです。

ですから、これには教科書採択には現場の教員たちが責任を持って調査に当たるべきだと。そしてその教員の数をふやすことが望ましいというような指摘をしているところです。

教育委員長は先ほど採択制度については改善をしていきたいと、改善を検討していきたいというようなことをおっしゃいましたけれども、どういう点でその改善をしていきたいというふうに考えておられるのか伺いたいと思います。

安孫子市美夫議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号4番について、6番安孫子市美夫議員。

〔6番 安孫子市美夫議員 登壇〕

安孫子市美夫議員 緑政会の一員として通告番号4番について、教育問題についてお伺いしたいと思えます。どうかよろしくお願ひいたします。

初めに、寒河江市教育委員会では、21世紀を切り拓く人づくりを目指し、心広く個性豊かで郷土を愛し、たくましく21世紀に生きる人間づくりを教育目標として、児童生徒の育成を掲げ、さらに思いやりと協調性に満ちた心の教育、みずから課題を見つけ解決できる自己教育力の推進、そして心身ともに健康で生きる力を身につけた児童生徒の育成を目指しています。

また、国や県の動きを見きわめ、市民の理解と協力を得ながら積極的に教育施設環境の整備に努め、一層の充実向上に努力されていることに心から敬意をあらわすものであります。

また、各学校においても社会の変化に対応しながら特色ある学校経営を推進し、情報化や国際化、学校週5日制への対応、感性道徳教育の推進、ボランティア活動、体験学習の重視などを踏まえながら、体育や部活動等を通して健康で心豊かな生徒の育成に日夜努力しているわけであります。

しかし、それにもかかわらずバスジャック事件を初め、親や弱い子供を殺す悲惨な事件など少年犯罪が立て続けに起き、教育関係者のみならず全国民が悄然となり、子育ての難しさを痛感させられたものでした。

遠くの都会の出来事と、人ごとのように思っておりましたが、県内においても長井市の恐喝事件、さらには管内の大江町のコンビニ強盗恐喝事件など、いつどこで起きてても不思議でない状況となっています。

いつの時代でも一部少数の子供が問題行動を起こすのは仕方がないと見過ごしてよいのでしょうか。悪いことは悪いのだということをしかり教えるとともに、その罪は償わなければならないということをお子たちに理解させなければならないと思うのであります。

そうした状況の中、教育基本法の改定や学校教育の中での奉仕活動の導入、道徳教育の充実、さらには教科の中に総合学習時間を取り入れるなど、さまざまな議論や動きがあります。国民みんなで議論をし、学校と家庭、地域間の連携、そして交流を活発にして、将来を見据えたしっかりした教育のあり方を考えていこうとする動きが出ていることは大変力強く、歓迎と期待をしているものであります。

その第一歩として、学校教育では、平成13年度より各学校長が主体的になって地位や職業、年齢にとらわれず教育に情熱を持っている方、一芸にたけている方などに依頼し、教育委員会が委嘱する評議員制度を各学校につくり、学校に対する考え方や子供の生活状況や地域を取り巻く教育環境などを広く聞きながら、学校長の教育方針の諮問に答え、審議、相談をしていくとのことですが、現場からはPTAの会があるから必要ないとか、学校に対する圧力団体になると困るから必要でないなどとの話も一部に聞かれます。

このような批判に対して評議員制をどのようにとらえ、どのような方法や考え方で進めようとしているのか、教育委員会の現状、方向性についてお伺いしたいと思えます。

陵南中学校の陵南新聞を見ますと、地域の学校づくり推進会議委員若干名を選出して、PTAの研修会のパネラーになって学校の実態や取り組み状況を聞きながら、校長の諮問に積極的に対応して試行錯誤している様子がうかがわれるようであります。

このような委員につきましても、教育委員会としては、新たな条例とか委員の位置づけ、任期や報酬、選任方法などをどのように考えているのでしょうか。また、あるいは純然たるボランティアとして活動をお願いするのかどうか、お聞きしたいと思うのであります。

また、平成14年度から学校の教科見直し、改訂などが実施されるようであります。今までの教科を3割程

度削減し、総合学習時間を大幅に取り入れ、自然や生活、文化、伝統行事に触れ合う、生命の尊重やいたわりの心を磨き、勤労体験やボランティア活動を通して地域と広い交流を持ち、豊かな人間をつくり育てる、小学校低学年でも国際性を身につけるため簡単な英語授業も取り入れるなどの話も聞かれます。

市教育委員会では、総合学習の前倒しを実施して、各学校に40万円の自由に使える自主的な運営資金を支給しており、地域で技能を持っている方の講話や農業体験、地域の方に昔話や読書をしていただくなど、ユニークな授業を実践をしているようであります。

他の市町村の学校から大変うらやましがられているという話も聞きますし、地域の方々も大変喜んでいるとの話も聞きますが、一方、知力、学力の低下、学校間格差や個人格差の広がり、高校や大学受験への不安、戸惑いなど、心配する向きもあるようであります。

そこで、教育委員会では父兄などの不安、戸惑い、地域の要望等の率直な意見を聞くためにどのような手だてを考えているかお聞きしたいと思うのであります。

私が思うに、開かれた学校及び地域の子育てについてのテーマを持ち、学区程度の範囲で地域に住む他校の教師に呼びかけ、公民館、町内会、婦人会、老人会などで少なくとも年に一、二回程度の語らいの場を持つてはどうかと考えるのですがどうでしょうか。

また、総合学習の時間が大幅にふえることにより、校長や先生方の自主性、自律性、発想や企画力、指導力が大きく生徒に影響し、これまで以上に教育効果が注目されることと思います。

そこで、市が実施している行政に対する意見箱とか、ホテル・病院に設置しているアンケートと似たような形式で、学校に対する要望や自由な提言を無記名で学期末ごとに実施するなどということは考えられないのでしょうか。それを学校教師の参考資料として教職員会議や評議員会で話し合い、家庭と学校の共通理解、学校運営や先生方の自己反省などに使用して役立ててはどうか。

2番と3番が質問が逆になりましたが、ひとつよろしくお聞きしたいというふうなことで、就学前の就学児童についてにさせていただきたいと思います。

昔から「三つ子の魂、百までも」と言われているように、3歳児教育の重要性は今に始まったわけではありませんが、生まれて7歳ごろまで身についたことは一生離れないと言われていいます。感性や初歩的なよしあしはこの時期に育つとも言われています。この大事な時期の両親とのかかわり、家庭とのかかわり、自然や社会でのかかわりが自我の目覚めをする17歳ごろに大きく反映されてくるとも言われています。

前述したように、少年犯罪の多様化する現在、幼児教育をもう一度見直すことが大切なのではないかと思います。社会生活の変化や母親の職場への進出、核家族化などにより子供が過ごす生活時間、生活空間の半分は現在、幼稚園、保育所といった施設になっています。託児所や幼稚園、保育所に子供を預けることが普通一般的になりました。

統計的に見ても、市内の4、5歳児は何らかの施設に入っているのが普通であります。寒河江市内には、幼稚園、保育所、保育園、幼児学級など幼児施設が20ほどあるようではありますが、それぞれの施設が立場を生かして運営、経営をしているようであります。

子供を預かることにおいては共通していますが、規範意識を通してしつけやあいさつなどを積極的に考え、施設の目標としてとらえ気配りをしているところもあれば、ただ、預かっていけばよいなどというような子育ての指導性に温度差があるという話を聞きます。

かわいい我が子を預ける親側から見れば、託児料金や交通の利便性などを考慮しながらも自分の思いや願いにかなう施設を選ぶのも自然の成り行きになってくるのではないのでしょうか。私立経営では人気が悪くなると子供が集まらない、経営が成り立たない、死活問題になる。そのため子供に一生懸命であるという話も聞かれます。

施設の子供の人数や保母の人数などさまざまな要因も絡むと思いますが、健康福祉課管轄の保育所、教育

委員会所属の幼児学級にも微妙な温度差があるというふうな話も聞きます。

所属する担当課の違いや私立の施設との大きな隔たりが小学校に入学したときに顕著にあらわれ、学校の授業が成り立たないなどとなっては困ったことになると思います。

管轄が違い生い立ちが違うといえども、幼児教育の総合的なねらいから教育委員会は他の課との連携を考え、指導性を発揮していただきたいと考えますがいかがでしょうか。

また、就学したといえども、両親が仕事を持っている関係上、学童保育の必要な家庭もふえてきております。授業が終われば学童保育、兄弟は保育所というように、さまざまな環境に振り回され身のよりどころがないようにも思えます。協調性が育ち家庭の温かさを再認識する子も出てくるかもしれませんが、子供に心細さや寂しさを我慢させざるを得ない親が大半ではないかと思えます。

保育所、幼稚園を延長させた学童保育施設を併設することはできないでしょうか。小学校という新しい環境になれない子供も学校の授業が終われば今まで通っていた施設に戻り、友達もそばにいて情緒的にも安定するのではないかと考えられます。また、高学年になれば、小さな子供たちの面倒を見てくれるでしょうし、兄弟の少ない現在、少なくなっている子供同士のつき合いもふえてくると思います。

以上の就学前後の幼児及び学童保育について教育委員会の見解をお聞きしたいと思えます。

次に、教職員の高齢化が進むことへの懸念についてです。

少子・高齢化が進み、生徒の減少が著しく、学級減が進んで現状の教職員でほぼ学校が満たされています。西村山管内の新規採用もほとんどないに等しいようです。平成6年度から12年度まで7年間、小学校では12名の新規採用で1年間平均で2名に満たしておりません。平成7・8年度は採用なしという状況であったようです。

子育てに情熱を持った若い教育学部卒業の生徒がいても採用計画がなければ携われないわけでありまして。親の立場からは、人生経験豊富な信頼の置けるベテラン教師が今の教育の難しいときに最適者なのではないかと思っておりましたが、私が生徒のころは担任の先生は若い方がよいと願っていたことを思い出します。一緒に汗を流して遊んでくれて、考えや気持ちもわかってくれる若い先生が好きで人気がありました。

現在教員の標準年齢を統計表で見ると40歳前後の教員が一番多く半数以上で、グラフではちょうちん型の線を描いております。

今から5年間このような状況が続きますと、全体がそのままかさ上げされますし、体力的な面で生徒と体を動かしたり触れ合う機会が多い運動会、部活動なども困難になるのではないのでしょうか。30人学級の要望事項などもあります、なかなか財政的に難しい面があるだろうとも思いますし、IT教育の積極的な推進やカウンセリング教師の増配置など国や県に要望しながら、新教員の採用を少しでも多くしようとしていることを理解するのですが、このような異常な変則的な状況が長年続きますと、教員構成に大きな問題が出てくるのではないかというふうに思うわけでありまして。

そんなことで、教育委員会ではどのように考えているのかお伺いしたいというふうに思うわけでございます。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 教育問題についてお答えいたします。

初めに、学校評議員制度についてお答えいたします。

平成10年9月に中央教育審議会から答申された今後の地方教育行政のあり方については、今後の教育のあり方の基本方向として、子供一人ひとりの個性を尊重し、みずから学び考える力や豊かな人間性などの生きる力をはぐくむことが最も重要であり、学校、家庭、地域社会の連携を進めることが必要であるという認識が示されております。

その上で、このような教育を実現するために、各学校や各地域においてその特色を生かした創意工夫ある教育活動を展開していくとともに、地域を挙げて子供たちの成長を支えていくことが不可欠であると指摘しております。

このような観点から学校の自主性、自律性を確立し、各学校がみずからの判断で特色ある学校づくりを進めることができるようにするとともに、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たしながら連携、協力し、子供たちがさまざまな体験を重ねていくことができるようにすることが必要であると述べております。

その具体的な方策として中央教育審議会答申では、学校の裁量権限を拡大し、学校の運営組織を見直すなどの提言を行いました。また、これらの見直しに伴い学校が説明責任の意義を十分に踏まえた積極的な情報提供などを行いながら、地域の信頼にこたえていくとともに地域住民の意向を把握し、また反映しながらその協力を得ていくことができるよう保護者や地域住民などが学校運営に参画していく仕組みを検討することを提言しております。

このような中央教育審議会答申の提言を踏まえ、学校が保護者や地域住民などの信頼にこたえ、家庭や地域と連携、協力して一体となって子供たちの健やかな成長を図っていくという観点から、学校評議員制度の導入を図ったものであります。

文部省では平成12年1月に学校教育法施行規則等の一部改正の省令施行を各都道府県教育委員会等に通知し、同年4月から施行しております。学校評議員制度は、法的に学校運営についての権限と責任を有する校長が保護者や地域住民などの学校外の意見を聴取するための学校の組織として制度化するものであることから、これを法令上位置づけることにしたものであります。ただし、学校評議員の具体的なあり方については、それぞれの設置者の判断により学校や地域の実情などに応じたものとするよう定められております。

さて、本市における状況についてでございますが、学校評議員制度は地域に開かれた特色ある学校づくりをより一層推進していくために、学校や地域の実情に応じて学校運営に関し、保護者や地域住民などの意向を把握し、反映すること、保護者や地域住民などの協力を得ること、学校運営の状況等を周知させるなどの学校としての説明責任を果たしていくことなどがその大きなねらいであります。

このことの重要性にかんがみ、教育委員会といたしましては平成11年度より校長会との意見交換などを重ねながら、この制度の意義やあり方について研究や検討を行ってまいりました。その中で具体的なあり方について、校長会からもさまざまな意見が出されておりますが、この制度の意義を十分理解しながら各学校の実情に応じて前向きに取り組むことが必要であるという考えに至っております。

圧力団体論等があるということでございますが、学校評議員は合議制の組織ではなく、学校運営についての参考意見を求めるものであり、校長の権限と責任を変更するものではなく、決して圧力団体ではないものと理解しております。

具体的には平成11年度の委託研究校である陵東中学校の地域の学校づくりの研究校としての実践などを生

かし、準備のできたところから試行的に実践することを提案しております。そして、御案内のように、今年度には陵南中学校が地域の学校づくり推進会議という名称で学校独自の評議員制度をスタートさせており、成果を上げつつあります。

現在、教育委員会では学校管理規則の改正案並びに学校評議員運営要綱を整備検討中であり、県や他の市町村の動向も見きわめながら前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

また、御質問にありました評議員の位置づけ、任期や報酬等の考え方についてでございますが、今現在の考え方としては、特に非常勤職員等の位置づけをせず、学校運営に関する相談役的立場で御協力いただくよう考えております。また、任期は1年間とし、謝礼としての報償も検討していきたいと考えております。

次に、保護者や地域住民の要望や意見を聞く手だてについての御提言がございましたが、保護者や地域住民の率直な声に耳を傾けるとともに、連携、協力しながら開かれた学校づくりを推進していくことは非常に重要なことだと考えております。

これまでも各学校ではPTA活動や学級懇談、個人面談、さらには地域での教育懇談などの中で学校運営や子供たちの状況などを報告するとともに、保護者や地域住民の意見などを聞きながら協力して子供たちを育てていこうとする機運の醸成に努めてまいりました。

これらの取り組みの中で出てきた要望や意見等につきましては、各学校を通して教育委員会でも可能な限り把握し、真摯に対応してまいりました。また、教育委員会主催の教育を語る市民の集いを毎年開催し、さまざまな課題について市民や保護者の考えを交換するとともに、市PTA連合会母親委員会が開催している全市的な教育懇談会についても教育委員会が後援し、参加者の意見を聴取しております。さらに、市政ポストの有効活用等を通して市民や保護者などからの要望の把握に努めております。

議員が提言された学区程度の範囲での語り合いの場の設定や意見箱等の設置ということですが、実施に向けては困難な実情もありますが、学校評議員制度実施との関連を含めて御指摘の趣旨を生かしたあり方について勉強してまいりたいと思います。

今後とも地域に開かれた学校、特色ある学校づくりの推進に向け努力してまいりたいと考えております。

次に、幼児教育について申し上げます。

青少年による凶悪犯罪が続発していることもあり、幼児期からの教育や家庭教育のあり方が問われていることは議員の御指摘のとおりであります。

市内の幼児施設について、教育委員会が直接管轄しておりますのは4カ所の幼児学級でありますので、健康福祉課管轄の保育所や学童保育所のあり方について云々できるものではありませんが、生涯学習社会の観点から幼児期の教育を総合的にデザインすることは今後ますます重要になると思われます。幼稚園教育要領の改訂の情報を提供するなど関係機関との連携に努めてまいりたいと思います。

また、ことし8月8日に行われました幼小中連携のための会議では、各幼児施設長と小・中学校長が集まりアンケート結果をもとに変わりつつある子供たちの姿について情報交換し、今後の指導のあり方について意見を交換しております。このような取り組みについてもさらに活性化するよう支援してまいりたいと思います。

最後に、教職員の高齢化について申し上げます。

議員が御指摘のように、児童生徒数の減少に伴い学級数が年々減少していることに加え、定年退職を迎える教員もそれほど多くないことから、新規採用の教員数が少ない状況が続いております。

参考までに申しますと、平成12年度の西村山地区の小・中学校における新規採用教員数は4名で、そのうち市内の小学校に1名が赴任しております。また、西村山地区の小・中学校教員は全部で684名おりますが、20代の教員数は34名で全体の5%にすぎないのに対し、30代は249名で36.4%、40代は289名で42.2%、50代は112名で16.3%となっております。

平均年齢で見ますと小・中学校の男女教員とも41歳前後になっており、来年3月で定年退職を迎える教員は、西村山地区でわずか2名、その後も10名前後の退職者数で推移するようであります。

また、10月4日の段階で西村山地区では来年度小学校11学級減、中学校3学級減、合計14学級が減少する見込みということであります。

以上のように、新規採用教員を確保するにはまことに厳しい状況にあることを御理解いただけるものと思えます。

御案内のように、県費負担教職員の採用に関する人事権は県の教育委員会にあり、本市教育委員会として云々できるものではありませんが、県教育委員会としてはさらに年金制度の改革に対応した退職者の再任用の課題もあり、教職員の年齢構成のアンバランスについては苦慮しているようであります。

さて、教員の体力的な衰えが教育指導に及ぼす影響を懸念なさるということではありますが、確かに否定できない面もあろうかと思えます。成長期にある児童生徒とともに生活するには相当の体力を消耗するものであります。また、学校の役割が変わろうとしている状況の中で、歴史的な教育改革の担い手として相当な負担があることも事実であります。

しかし、教師の若さとは単に年齢や体力だけで論じられるものではなく、教育にかける情熱や子供を深く愛する心、すぐれた授業を求める研究意欲など、心のありように大きく規定されるものであります。また、中堅、あるいはベテランと言われる年齢層が多いということは、経験豊かで実践力のある教員が多いということにもなるのであります。

また、文部省の第7次教職員定数改定計画策定に当たり、小・中学校では1クラス40人という現行の国の学級編成基準は変えずに、算数、数学、英語などの主要教科では学級の枠を外して20人ほどの少人数で授業を行うことを可能にするなどして、きめ細かな指導を行うとともに現状の教員数の確保に努めようとしております。

今後、国や県教育委員会の動向を見守りながら、必要に応じて積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

以上です。

佐竹敬一議長 安孫子市美夫議員。

安孫子市美夫議員 たいまは教育委員長さんから詳しく管内の実情を初め、取り組んでいく姿をお話しいただきまして、本当にどうもありがたく思っております。

やはり寒河江市でも教育を語る市民の会議なんていうふうなことで一応やっているわけですが、さまざま話聞いてみますと、そういう会議はもう何回もして飽きたというふうな方があったようで、かなり私も指摘を受けた面もありました。

やはり町会長さん、それから先生方、教育熱心な情熱のある方とか、そういう方がお集まりの会で、やはり同じような形式の中で中央にただ集めて話すだけでは、そういう方の御父兄とかお子様に対しては本当に問題はないのではないかと、私はこう思うわけで、むしろそういう方でない、大変毎日忙しくて学校にも行けないというようなおうちの方に問題があるのでないかなというふうなことをつくづく感じておるわけです。

私が申し上げましたのは、やはりただ1回中央でそういう語る会議をしたって教育は変わっていかないのではないかと。地域の意識向上なんていうふうなことになっていかないのではないかとというふうなことを申し上げたかったわけでありまして。

そんな中でやはりひとつ教育委員会なんか音頭をとっていただいて、いろいろPTAやなんかではそういう学期末ごとにやってらっしゃるようですが、それとあわせてやはり地域でこれから学校がこう変わるなんていうふうなことで広く呼びかけをして、なかなか集まらないというふうなのが現実だと思いますけれども、何ぼでも意識高揚に努めるというふうな姿が必要なのではないか。

特に私は思うんですけれども、今、教育国民会議なんかでも話し合われているようであると思いますけれども、ボランティアの学校に対する導入というふうなことなんかとか、それから小学校を1年前倒しの6年生から始めるとか、そういう意見なんか聞かれるわけですので、そういうふうなものをよしあしは別としても地域の皆さんとさまざま議論をして、ひとつ教育行政に生かす、反映するというものが大切なのではないだろうかというふうに思うわけです。

特に、地方分権が進みますと、どうしても学校教育というのは、私は明治以来から上意下達的な文部省的なサイドで、地域の父兄なんかは学校には口を余り出さないというふうなのが日本の風潮だったのでないかというふうに見るわけですし、今後やっぱり自分の子供は自分でひとつ責任を持ちながら、そして学校にも口を出しながらお願いするというふうなことにだんだん変わってくるのではないだろうかというふうに見ておるわけです。

そんな中で、今皆さんもこの前のテレビなんかで見たと思いますけれども、アメリカあたりのチャータースクールなんていうようなことも出ているようではありますが、私は、ああいうチャータースクールなんていうふうなことは日本にはちょっとどうかなというふうにも思いますけれども、そういう中で、ひとつ日本も前向きな姿を地域の方々が持つようにするために、やっぱりそういう話し合い、会議というものを地域的にするというふうになれば問題もあるかと思いますが、ひとつよろしくお願ひしたいと、こう思っているわけです。

特に、地域におきまして地域の学校でない高等学校の先生とか、あるいはほかに行っている小・中学校の先生がいらっしゃるわけで、そういう人なんか生活の場になってひざを突き合わせて話してくれるなんていうようなことは本当にありがたいことですが、なかなかやはり皆さん先生方も忙しいんでしょうし、地域のそういう会合に案外出てくださらないというふうなのが、どうも私は納得いかないなというふうに思っているんです。

むしろそういう地域に帰った先生が、地域の方といろいろ話し合いをしたりなんかすることによって、そういう教育意識というのは変わっていくだろうというふうに見るわけですが、やっぱり自分の殻

に閉じこもって出てこないというのが案外多いというふうに私は見えています。教育委員会としてもその辺のところをひとつ御理解を求めるといふ話をしていただきたいものだなというふうに思うわけです。

このたびいろいろ初めに私は教育問題について提言をしたつもりでございますけれども、今回大江のコンビニ事件もありました。これで私ちょっと聞きたいことがあるわけですので、中学校を卒業して高等学校に行き、退学したり休んでいる方なんていうふうなことは教育委員会である程度連絡が来て把握しているんだらうかなというふうに私は思うわけです。

市内の高等学校の退学者数が何ぼいるかなんていうようなことは教育委員会ではわかるかと思うんですが、ただ、そういう方を野放しというふうな言葉はどうかと思いますけれども、ほうっておいているというような現状でないでしょうかね。

例えば中退して職業についてまじめにやっているなんていうようなことであればいいんですけども、今回の方なんかは、一応中退して、そして職にちょっと1カ月、2カ月ついた。そしてぶらぶらしてうちに閉じこもっていたというふうなことのようで、そして……。

佐竹敬一議長 安孫子議員に申し上げますけれども、要旨から余り離れないでひとつ質問してください。
安孫子市美夫議員 わかりました。

というふうなことの様子ですので、ひとつその辺についてもちょっとお伺いしたいというふうに思います。

次に、幼児学級とそれから保育所のことについてお聞きしたいというふうに思います。

やはり先ほど申し上げましたように温度差があるというふうな言葉を使いましたけれども、いろいろ保母さんにおいても市職員でございますので、いろいろ人事交流もあるでしょうし、あるいは講習会等なんかもあるのではないかなというふうに思っているわけですが、具体的に教育委員会がやはり保育所については管轄外というふうなこともあるわけで、指導性というか、そういう面が私はどうなっているのかなというふうなこと、やはり健康福祉課は健康福祉課なりのそういう趣旨を持った中での指導性を発揮しているというふうなことかと思っておりますけれども、やはり総合的な見地から教育委員会でもっと課を越えた形でひとつ指導に当たられないものかどうかなというふうなことも重ねてひとつお聞きしたいというふうに思っているところです。

また、その施設の面について、学童保育の面まで触れましたけれども、なかなか難しい面があるかと思っておりますし、いろいろ教育委員長さんの御見解を聞きました。その先というふうなことは市長に対する質問になるかと思っておりますので、ひとつこの辺で第2問を終わらせていただきたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

佐竹敬一議長 教育長。

保科弘治教育長 お答え申し上げます。

市民の、あるいは地域の人々の声をもっと教育に反映するような手だてという非常に参考になる御提言をいただきました。教育を語る市民の会、これが熱心な人が集まるというふうなことで、逆に忙しくて集まらないような人たちの本当の声を聞いて、それを教育面に反映していくというふうなことが非常に大事だというふうなお話なわけです。

今の現状を申し上げますと、各学校でPTAを中心にしたり、あるいは今までPTAって生徒がいる保護者だけだったのを地域の人々を生徒がいなくとも交えた教育懇談会を組織しているというふうな学校が出てきております。そういった取り組みなんかもございます。

また、教育委員会が音頭をとって地域での懇談会を組織するよというふうな御提言だと思いますが、これはこのたびの教育国民会議の中で、17の提言の中に地域のコミュニティスクールをつくってはどうかというふうな提言もございます。これは議員さんのおっしゃる提言とは若干違うところもありますけれども、精神的には共通する面もあるだろうというふうなことを感じております。したがって、そういった提言の中身等も受けて、地域全体が地域の学校をつくり上げていくというふうなそういう会を組織できればいいというふうに思って、これから具体的な面で検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、高校の中退者のことについてですが、私も中学校を卒業すればそれで子供の教育は終わりというふうに考えているわけではございません。ただ、このたびの事件等については、警察等でも私直接お話を聞きに行ったわけですが、教育委員会の手を離れているから詳しいことは申し上げられないというふうなことで、実情等についてはよくつかんでおりませんが、もし高校の中退者がというふうなことが問題になっているとすれば、これからの進路指導上、非常に大事な問題でもあるというふうに思いますので、中学の方と連携をとりながら考えてまいりたいというふうに思っています。

ただ、小中高の連絡協議会というものをつくってさまざま問題点等を出し合っているという実情もあるということをお理解いただきたいというふうに思っています。

中退者については、中学校から個々にお話を伺っていることはありますけれども、数が何名かというふうな把握の仕方はまだしてございません。

それから、幼保の連携についてですけれども、これも教育委員会がリードしてというふうなことです。先ほど第1問のお答えでも申し上げましたように、ことしの8月に施設長と小・中学校の校長の会を立ち上げまして、とにかく幼児段階からの教育が非常に大事だというふうなこと。平成12年から幼稚園の教育要領も変わっております。今までの自由保育からその発達段階に即した特性も身につけるというふうな方向に大きく変わってきているようで、その辺なんか踏まえて今後考えてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

平成12年12月第4回定例会

佐竹敬一議長 通告番号5番、教育行政について、15番伊藤 諭議員から通告されておりました一般質問については、本人の病気によりあすの最終に繰り下げることにより議会運営委員会で協議しておりますので、そのように取り扱いしたいと思います。御異議ありませんね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

散 会 午後1時50分

佐竹敬一議長 それでは、本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでございました。

平成12年11月30日(木曜日)第4回定例会

出席議員(23名)

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|--------|----|
| 1番 | 佐竹敬一 | 議員 | 2番 | 松田孝 | 議員 |
| 3番 | 猪倉謙太郎 | 議員 | 4番 | 石川忠義 | 議員 |
| 5番 | 荒木春吉 | 議員 | 6番 | 安孫子市美夫 | 議員 |
| 7番 | 柏倉信一 | 議員 | 8番 | 鈴木賢也 | 議員 |
| 9番 | 伊藤忠男 | 議員 | 10番 | 高橋秀治 | 議員 |
| 11番 | 高橋勝文 | 議員 | 12番 | 渡辺成也 | 議員 |
| 13番 | 新宮征一 | 議員 | 15番 | 伊藤諭 | 議員 |
| 16番 | 佐藤暘子 | 議員 | 17番 | 川越孝男 | 議員 |
| 18番 | 内藤明 | 議員 | 19番 | 松田伸一 | 議員 |
| 20番 | 井上勝 | 議員 | 21番 | 那須稔 | 議員 |
| 22番 | 遠藤聖作 | 議員 | 23番 | 伊藤昭二郎 | 議員 |
| 24番 | 佐藤清 | 議員 | | | |

欠席議員(1名)

| | | |
|-----|------|----|
| 14番 | 佐藤穎男 | 議員 |
|-----|------|----|

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------|--------|-------|---------|
| 佐藤誠六 | 市長 | 松村眞一郎 | 助役 |
| 渋谷勝吉 | 収入役 | 大泉愼一 | 教育委員長 |
| 奥山幸助 | 選管委員長 | 武田浩 | 農業委員会会長 |
| 兼子昭一 | 庶務課長 | 荒木恒 | 企画調整課長 |
| 宇野健雄 | 財政課長 | 安食正人 | 税務課長 |
| 井上芳光 | 市民課長 | 石山修 | 生活環境課長 |
| 安達勝雄 | 土木課長 | 片桐久志 | 都市計画課長 |
| 安彦守 | 下水道課長 | 佐藤毅 | 農林課長 |
| 那須義行 | 商工観光課長 | 尾形清一 | 地域振興課主幹 |
| 芳賀友幸 | 健康福祉課長 | 沖津志郎 | 会計課長 |
| 浦山邦憲 | 水道事業所長 | 布施崇一 | 病院事務長 |
| 保科弘治 | 教育長 | 石川忠則 | 管理課長 |
| 草苺和男 | 学校教育課長 | 斎藤健一 | 社会教育課長 |
| | | | 選挙管理委員会 |
| 石川忠 | 社会体育課長 | 三瓶正博 | 事務局長 |
| | | | 監査委員 |
| 安孫子雅美 | 監査委員 | 松田英彰 | 事務局長 |
| | 農業委員会 | | |
| 真木憲一 | 事務局長 | | |
| 事務局職員出席者 | | | |
| 安孫子勝一 | 事務局長 | 鈴木一徳 | 局長補佐 |

丹野敏幸 庶務主査

柴崎良子 調査主査

平成12年12月第4回定例会

議事日程第3号

平成12年11月30日(木)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第4回定例会

午前9時30分開議

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再 開 午前9時30分

佐竹敬一議長 これより本会議を再開いたします。
 本日の欠席通告議員は、佐藤穎男議員であります。
 出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
 本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一般質問通告書

平成12年11月30日(木)

(第4回定例会)

| 番号 | 質問事項 | 要 旨 | 質問者 | 答 弁 者 |
|----|-------------|---|----------------|-------|
| 6 | 市政全般について | 市民浴場レジオネラ菌検出と市民が安心して利用できる浴場とするために 駅前地区内井戸水からテトラクロロエチレン(発がん性の可能性のあるもの)が検出され、汚染土壌浄化対策が講じられているものの、その問題点について 市内における外国人労働者の就労状況と市の対応策について 議員の調査活動に対する市当局の姿勢について | 17番 川 越 孝 男 | 市 長 |
| 7 | 実施計画について | 市道石川西洲崎線の整備にかかわる用地買収などの諸問題について | 18番 内 藤 明 | 市 長 |
| 8 | 工業団地の造成について | 造成の手法と農地法について | | 市 長 |
| 9 | 教育行政について | 教育活動に対する地域住民の協力と事故等の場合の責任の所在と対応について | | 教育委員長 |
| 10 | 小学校教育について | 注意欠陥、多動性障害(ADHD)児の総数について ADHD児の生まれる原因について | 5番 荒 木 春 吉 | 教育委員長 |
| 11 | 図書館について | ADHD児の傾向と対策について 市立図書館の重複所蔵数について | | 教育委員長 |

| | | | | |
|----|--------------------|-----------------------------------|--------------|-------|
| 12 | 最上川河川敷地の活用 について | 最上川堤外河川敷地(皿沼地内)の 有効活用とその手法について | 10番 高橋 秀治 | 市長 |
| 5 | 教育行政について | 教育改革国民会議の中間報告の課 題と問題点について | 15番 伊藤 諭 | 教育委員長 |

一般質問

佐竹敬一議長 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

川越孝男議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号6番について、17番川越孝男議員。

〔17番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 おはようございます。

私は、通告している課題について、市民の皆さんからお寄せいただいた御意見を踏まえ、社民党市民連合の立場から質問いたしますので、市長の誠意ある答弁を求めるものであります。

昨年4月には地方分権一括法が原則施行され、介護保険制度もスタートしました。米国大統領選のごたごたや自民党反主流派による森総理引きおろしどたばた劇、そしてヨーロッパにおけるネオナチや極右の台頭など反動も起こり、まさに世紀末の状況を呈しております。

1カ月後には新たな21世紀を迎えます。新世紀に対する期待とは逆に、経済の不透明性や社会の混迷など厳しいものが予想されております。しかし、私は反動を許さず、歴史の歯車を前に押し出す力、これからの社会をつくる力には、次の五つの原則があると思うのであります。

その一つは、情報公開の徹底であります。二つには、機会の均等、特に男と女の機会均等の徹底であります。三つには、外国人との共生と自然環境との共存であります。四つには、官主導から官民対等の平等であります。そして、五つには、市民参加であります。仕組まれた参加でなく住民が主体的に参加することであり、この五つがこれからの社会をつくるかぎになると考えております。この五つを政治や行政に限らず、経済界を初めとするあらゆる分野において徹底することが、ますます重要になってくると思うのであります。そのような立場から幾つかの点について質問いたします。

まず最初に、市民浴場レジオネラ菌検出に関して伺いたいします。

去る9月11日に、厚生委員会の協議会に市民浴場よりレジオネラ菌が検出され対処しているとの報告がなされました。それによると、昨年度から検査を実施しているが、昨年度は菌の検出はなかったものの、今年8月の検査では、男性浴槽で大腸菌群が15個、レジオネラ菌が100ミリリットル中80CFU検出され、女性浴槽では大腸菌群が3個、レジオネラ菌が100ミリリットル中50CFU検出されたもので、大腸菌群については、1ミリリットル中1個を超えてはならないという厚生省の基準を男女両浴槽ともに超えており、直ちに対策を講じなければならぬ状況になっているが、レジオネラ菌については男女浴槽ともにレジオネラ症防止指針の100CFUの範囲内なので問題ないが、この際あわせて塩素滅菌による対策をとっているとの説明がなされました。

しかし、その後の私どもの調査によりますと、100CFU未満は望ましい範囲とされた基準は、平成6年3月に策定された空調設備として屋外に設置される冷却塔における基準であることが判明しました。

また、昨年11月には、新レジオネラ症防止指針が策定され、その基準によれば人体に直接接触する浴槽水の場合、10CFU未満とすることになっていることがわかりました。この基準からすれば、男女浴槽ともに上回っていることは明らかで、当局の認識や説明の不十分さを指摘せざるを得ません。

さらに、保健所の指導などもあり、泡ぶるが休止になっていることや、平成2年の増改築時から浴槽のお湯を循環する構造にしたとのことですが、市民の中には循環ぶるとは知らず、湯口からのお湯を飲む利用者もいるとの話も寄せられたために、早急な対策が必要との判断から、社民党市民連合としては、大腸菌もレジオネラ菌も自然界に存在する菌であることから、入浴に際し体をきれいに洗うなど利用者の理解と協力を得ることが大切であり、そのためにまず第1に、検査結果を市民に公表し、市報を使って利用者への入浴マナーの向上を呼びかけること。

2点目として、高瀬温泉は湯量も豊富であり、循環利用をストップすることを助役に申し入れを行ってき

ました。また、議会としても市民の健康に直接かかわる重要な問題であることから、厚生常任委員会での現地調査や全員協議会での説明を求めるよう議長に対しても申し入れを行ってまいりました。しかし、10月の定例懇談会で議長は、社民党の申し入れについて事務局長と相談した結果、対策がとられているので必要ないと。また、当局も対策をとり、市民に迷惑をかけていないとのことだったので開催しなかったと言われました。

その後も私ども会派として引き続き説明の場を求めた結果、11月の懇談会の場で駅前のテトラクロロエチレンによる汚染土壌浄化対策とあわせて説明がなされました。しかし、資料が全くなくてすべて口頭説明だったことから、私どもの質問に対し同僚議員から調査しておいて質問するのは卑怯だなどという発言が出る状況となり、次回に資料を配付し再度説明を受けることになっているのであります。しかし、次回となれば来年1月であり、予算編成などの関係もあることから、今回お尋ねをするものであります。

本市が設置している浴場には、市民浴場のほかに老人福祉センターにも温泉浴場がありますが、老人福祉センターは利用者が高齢者であることや、施設をつくってから年月が経過していることなどから、レジオネラ菌問題が発生して以来心配であり、市当局に問い合わせたところ、レジオネラ菌は10未満で検出されず、大腸菌群も検出されなかったが、現在は防止のため粉末塩素を毎日2回浴槽に入れており問題ないとのことでありました。

しかし、私の調査によると、保健所の検査が実施されていることが判明いたしています。さらに、見せていただいた資料によりますと、平成12年8月3日付で、レジオネラ菌が男性浴槽で1.9掛ける10の3乗、女性浴槽では2.3掛ける10の3乗でしたので、男性浴槽では1,900CFU、女性浴槽では2,300CFUのレジオネラ菌が検出されており、大腸菌群は男性浴槽で1個、女性浴槽では陰でなしだったと記憶をしていますが、前に税務署の件もあり判断しかねますので、後ほど市長より明らかにしていただきたいと思うのであります。

そこでお尋ねをいたします。まず、市民浴場の関係であります。一つは、検査結果を公表して利用者に協力を呼びかけるべきだったのではないかと思います。この点についての御見解をお聞かせいただきたいと思っております。

二つには、浴槽の清掃は必要にしても循環ぶろは休止すべきではないかと思っております。この点についてもお願いをいたします。

三つには、6月議会や9月の厚生委員会協議会における当局の浴槽水としてレジオネラ菌80CFUは基準内であり問題ないとした説明は適切を欠いているのではないかと思います。そのことについて市長の御所見をお伺いいたします。

老人福祉センター浴場についてですが、一つは、過去3年間の浴槽水の水質検査結果、保健所による検査結果も含めて明らかにしていただきたいと思っております。

二つは、循環ぶろの構造及び清掃方法など、温泉の管理状況を示していただきたいと思っております。

三つに、レジオネラ菌問題が出る以前にも保健所から指導を受けていたとお聞きをするわけではありますが、どういう内容だったのかお伺いいたします。

次に、2番目の駅前地区のテトラクロロエチレンによる汚染土壌浄化対策の問題についてお伺いいたします。

地下水の汚染や土壌汚染が判明しているわけで、私たちとしては基本的に次のように対応すべきと考えております。

まず第1に、速やかに汚染源を調査解明し、その汚染源の除去、もしくは浄化などの対策を講ずることです。

二つには、公害は発生の原因者を解明し改善を求めることです。このことをあいまいにしたまま行政で対応することは、行政の公正、公平の原則をゆがめることになりかねません。したがって、改善に要する資金

能力の有無については、原因説明とは別の問題として切り離れた上で十分検討されるべきものと考えます。

第3には、周辺の住民はもちろんのこと、市民に明らかにして、住民の理解と協力のもとに対策を講ずるべきと思うのであります。ところが今回の対応は周辺の住民にすら知らされていません。議会に対する水質汚染状況も平成8年度に0.041ppmで、基準値の4.1倍のテトラクロロエチレンが検出されたというだけで、その後年々汚染がひどくなり、基準値の140倍の1.4ppm検出されていることや、土壌汚染が基準値の700倍にもなっていることなど、明らかにされないままです。

また、土壌汚染の集中しているところのもとクリーニング業をやっていた方の土地で、その集中している部分を折半する形で、その東側の土地を寒河江市が既に取得していることなども知らされていませんでした。さらに、平成11年度に地下水汚染源等調査を199万5,000円で日本環境科学株式会社に委託されているにもかかわらず、予算の流用で対処されていたために、議会の審議に付されませんでした。今議会の11年度決算資料の訂正表が配られて初めて明らかになりました。

そこでお伺いいたします。一つは、本町地内の地下水汚染調査の検査結果について、平成3年度から平成11年度までの数値と基準値に対する倍率もあわせてお伺いいたします。

二つとして、汚染源調査の結果はどのような内容だったのか、要点をかいつまんで明らかにしていただきたいと思えます。特に水質の汚染源及び土壌の汚染源は推定されたのか。また、土壌汚染が基準値を700倍も超えていた地点があると書かれているわけではありますが、その原因、調査の方法及び結果をお伺いいたします。

三つとして、汚染土壌の現在の土地所有者はどなたなのか。また、所有権移転の時期及び前の所有者と以前クリーニング業をしていた方との関係についてお伺いいたします。

四つとして、土壌汚染浄化対策事業を現在市でやっているわけではありますが、なぜ市でやるのか。これまで原因発生者を特定できない旨の説明がされているわけではありますが、再度お伺いいたします。

次に、の市内における外国人労働者の就労状況と市との対応策についてお伺いいたします。

急速に進行する少子高齢社会の中で、日本経済の活力を維持するには、2050年まで毎年60万人の移民が必要との国連の指摘があるそうでもあります。また、21世紀の前半中に少なくとも1,000万人単位の人材を海外から受け入れることが必要になってくるであろうとも言われています。

しかし、日本は江戸時代以来変わることなく専門的な技術や技能を持つ外国人の就労に対しては寛容であります。単純労働者には極めて冷たい状況が続いています。外国人単純労働者は景気調整の安全弁として利用されることから法整備もなされず、その結果、超過滞在者や不法就労者も多いと言われています。

したがって、私は外国人労働者を積極的に受け入れるべきとの考えではありませんが、これらの外国人労働者が一人の人間として生活をする上でのさまざまな諸権利が保障されるように制度改正をしなければならないと思うのであります。

また一方、外国人労働者を受け入れなければならない現実があるわけでもあります。一方、景気の低迷などによる雇用不安や失業の増大などから起こる不満は、ドイツなどに見られるように、ネオナチや極右の台頭など新たな問題は欧米に限らず我が国でも危惧されるものであり、特に島国という地形から、歴史的に外国人との交流の少ない日本人にとっては、受け入れる側となる我々日本人の啓蒙活動が極めて大切になってくると思うのであります。政府の役割であると同時に、地方行政の果たすべき役割も大きいと思うのであります。

そのような立場から、本市における外国人労働者の就労状況と、本市に居住する外国人労働者の諸権利状況、及び外国人労働者に対する市の基本的な考え方や施策についてお伺いしたいと思います。

次に、の議員の調査活動に対する市当局の姿勢についてお伺いいたします。

分権時代における議会活動は、チェック機能の充実とともに、議員提案を含め積極的な政策論争ができる

議会活動に成長していかなければならないと思います。そのためには市当局の積極的な情報公開と議員の活発な調査活動が必須の課題となります。

ところが、議員が調査活動として資料を求めると、市当局は 100条委員会が設置されれば、そこには調査権があるが、議員個人には調査権がないために出せないと言われます。しかし、議会や委員会として議長や委員長から求められれば提出をする。また、一般市民と同様に、情報公開条例に基づいて申請してくれば出すとも言われています。確かに 100条委員会のように拘束力を持った調査権が議員にないことは理解をいたします。しかし、地方自治法第96条議会の議決事件を初め、97条、98条、99条、100条では議会の権限が定められております。その権限を議決し行使するためには、議会を構成している個々の議員は採決に加わり意思表示をする任務があるわけであります。

また、地方自治法第 112条では、議員の議案提案権が認められており、議案提案を行うにも個々の議員の事前の調査は不可欠なものであります。このように、議員には一般市民と異なる任務があることは明らかであります。当局の一般市民と議員を同一視し、議員の議案審査や調査の必要性を認めていないような対応は問題であります。

そこでお伺いいたします。一つは、県内13市の状況を把握していただいていると思いますが、本市の状況と比較して市長の御見解をお伺いいたします。

二つには、分権参加の寒河江を築くという視点から、議員の調査活動に対する姿勢を見直し、積極的な情報公開を行う中で、当局と議会は大いに政策論争ができる良好な関係をつくるべきと思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

三つには、議会で公有地取得にかかわる予算審議をする際、一般論として相手方が一個人、一法人の場合でも、用地買収費や物件補償費などの内訳について明らかにすべきだと思っておりますが、もしできないとすれば、そのできない理由を教えてくださいたいと思っております。

以上について重ねて市長の誠意ある答弁を求めて第 1 問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、浴場の関連のことからでございます。市民浴場については、近隣にいろいろ温泉施設が開設されてきておりますが、温泉の効能や100円という安い料金で利用できることから根強い人気があり、市民の憩いの場、保養、健康増進の場として親しまれてきております。このように利用者から喜んでいただける市民浴場の衛生管理につきましては、平成3年に厚生省で定めた公衆浴場における衛生等管理要領によって良好な市民浴場の維持管理に努めているところでございます。この要領の中には、公衆浴場の施設整備の衛生管理等についての方法等が定められておりますし、浴槽水等の水質管理の方法も定められております。

平成11年に村山保健所から水質検査の際に、特にレジオネラ属菌の検査も含めて検査するよう指導があり、民間機関に委託して検査を実施したところでございますが、レジオネラ属菌等は検出されませんでした。

このレジオネラ属菌に関するところでございますが、近年レジオネラ症患者が発生しまして、レジオネラ肺炎での死亡例もあり、厚生省ではレジオネラ症の感染源となり得る施設、設備について適切な維持管理、衛生管理の徹底を図るべく都道府県を指導し、県では保健所を通して市町村、旅館業などへの指導を強化しているものでございます。

今年度も同様に指導がございまして、市民浴場の男女それぞれの浴槽水について、村山保健所で水質検査を実施したところ、男女それぞれの浴槽水からレジオネラ属菌と大腸菌群が検出されたわけでございます。

その数値でございますが、男子浴槽からレジオネラ属菌が100ミリリットル中80CFU、このCFUというのは、御案内かと思えますけれども、レジオネラ属菌を検出する際の単位でございまして、colony forming unit(コロニーフォーミングユニット)の頭文字でございまして、形成個数というものを示すということだそうでございます。大腸菌群数が1ミリリットル中15個、それから女子浴槽からレジオネラ属菌が50CFU、大腸菌群数が3個という結果でございました。御指摘のとおりでございました。

この結果を踏まえ、浴槽水からそれらの菌を殺菌除去するために、レジオネラ属菌等の消毒殺菌に塩素剤の効果が確認されていることから、当初は固形の塩素剤で消毒殺菌を実施いたしました。現在は次亜塩素酸ナトリウムの自動注入機を設置いたしまして、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を2時間ごとに測定しながら、消毒殺菌を実施しておりますし、これからも継続して対応してまいります。この消毒殺菌方法を実施してから再度村山保健所で浴槽水の水質検査を実施しましたところ、レジオネラ属菌は検出限界の10CFU未満、大腸菌群が陰性という検査結果でございました。

現在、村山保健所ではレジオネラ属菌が検出された場合は、清掃、消毒等の対策を講じ、対策実施後の水質について、レジオネラ属菌が検出限界の100ミリリットル中10CFU未満を目標値と定め、厚生省の通知に基づいて指導しておるわけでございます。

市民浴場におけるところのレジオネラ属菌と大腸菌群の検出とその対応策について、9月の厚生常任委員会協議会で担当関係が御説明申し上げておりますが、その説明が不十分であったということでございますけれども、レジオネラ属菌につきましては、100ミリリットル中10CFUまでに下げなければならない、いわゆる検出限界まで下げて安心して利用できるようにと、そういう理解のもとで申し上げたつもりが誤解を招くような表現になり、また、大腸菌群につきましては、陰性という状態で利用者が安心して利用できる市民浴場にしていくと申し上げたものと言っておるところでございますので、御理解いただきたいと存じます。

次に、レジオネラ属菌が検出されたことの公表と協力を利用者に呼びかけてはというようなことでございますが、御案内のように、レジオネラ属菌は土の中や河川、湖沼など自然界に生息いたしまして、人体に付着して浴槽に運ばれてくるのがほとんどと言われているようでございます。レジオネラ属菌は、アメーバなどに寄生し増殖しておりますので、浴槽や配管にぬめり、いわゆるぬめりというのは生物膜でございますが、

生じないように対応することも必要になりますが、今申し上げましたように、消毒殺菌の実施により浴槽、配管にぬめりは生じない状況で経過しております。

ヘアーキャッチャー、これは遊離しているごみを取り除く機械でございますが、ヘアーキャッチャーとかろ過器なども常時消毒殺菌をしている状況でございます。

また、浴槽、ヘアーキャッチャー、ろ過器というものは毎日営業終了後、浴槽からお湯を全部抜いてきちんと洗浄清掃しております。加えて施設設備全般についても、月1回の休業日に清掃、消毒殺菌を実施しております。

これらの対応というものをしっかりと行っておりますので、利用者に不安感を与えないように、体をきれいに洗ってから入浴しましょうという注意書きというものを改めて大きく掲示し、利用者の入浴マナーの向上を図ってきておるところでございます。

循環ぶろの存続についてどうだというような御質問もありましたが、このオープン時の施設につきましては、当初予定した利用者数を大きく上回ったことから施設が手狭になっておりましたので、平成2年度に増改築したものが現在の市民浴場でございます。増改築に当たっては、利用者の要望などでもできる限り取り入れて対応した施設でございます。効能ある源泉というものを水道で薄めないでほしいとか、あるいは浴槽内のごみ、浮遊物を何とかしてほしいとか、浴槽をもっと広く、洗い場の数をふやしてほしいなどの要望が数多くございました。これらの要望にこたえるために、脱衣所、浴室、浴槽というものをそれぞれ3割程度大きくいたしまして、洗い場の数も7カ所から14カ所に倍増しておりますし、休憩室につきましても54畳から72畳に大きくいたしまして、利用者がゆっくりとくつろげる広さを確保してございます。

また、源泉を冷却する装置を設置いたしまして適温の源泉を供給し、水道水で薄める必要のない構造にいたしまして、源泉の効能を保持するとともに、ヘアーキャッチャー及び砂ろ過器を通しまして浴槽内のごみ、浮遊物等を除去いたしまして、循環させた湯と源泉とで湯温を調整する機能を持たせて、源泉を有効に利用できる設備にした施設でございます。衛生管理の面は今申し上げましたように意を尽くして対応しておりますので、これからもこの設備の機能というものを十分活用いたしまして、利用者から喜ばれる、そしてまたより親しまれる市民浴場にしていきたいと思いますと考えておるところでございます。

次に、老福センターの浴槽の問題につきましてお答えいたします。

老人福祉センターにつきましては、社会福祉協議会に管理運営を委託して実施しているところでございます。浴槽水のレジオネラ属菌に関する調査につきましては、法的な定めがないことから、昨年までは特に実施しておりませんでした。

去る8月3日に行われました検査については、村山保健所が指導の一環として臨時に行ったものでございまして、その結果はCFU値が目標を超過しておりました。先ほど申し上げましたようにCFUというのは、いわゆるレジオネラ属の菌が形成するコロニーの数でございまして、検査結果は男ぶろが1,900、女ぶろが2,300でございます。なお、レジオネラ症防止指針による目標値は10となっております。先ほど申し上げたとおりでございます。このため衛生管理に万全を期すべく保健所の指導を受けながら、薬剤による消毒などを直ちに行ったところでございます。

その後の8月30日に行った自主検査の結果は、男女いずれの浴槽水とも目標値を下回る結果となっております。その後も消毒を初め必要な衛生管理を継続的に実施しておりますし、今後においても定期的に水質検査を行うなど、適切な管理に努めてまいります。

また、管理等々でございますが、前日利用者が帰った後、脱衣所、浴室内の清掃等を行うとともに、浴槽水の約半分を排水いたします。そしてまた、週2回は全部抜いて消毒殺菌しております。翌朝、源泉水を浴槽にくみ上げ満水とし、これを循環させながら加温していく方法をとっております。循環の仕組みといたしましては、浴槽水をまずヘアーキャッチャーに通すことにより毛髪等粗大物を除去し、次にろ過器を通して不純物等を除去した上で加温し、浴槽に戻すこととしており、常に42度以上を保つこととしております。

また、浴槽水は県の指導に基づき2時間間隔で1日4回以上、遊離残留塩素濃度というものを検査いたしまして、必要に応じて塩素剤を投入し、常に0.2から0.4ミリグラム/リットルを保つようにしております。レジオネラ属菌の繁殖防止には万全を期しているところでございます。

なお、洗身用、体を洗うためのシャワーや蛇口のお湯につきましても、循環したものでなく湧泉水を直接使用することといたしております。

それから、保健所からの指導云々でございますけれども、これまで特に保健所から指導が来たことはありません。浴槽水のレジオネラ属菌に関する基準は現在のところないわけでございます。自主検査の項目となっております。そしてできるだけなくすと。つまりCFU値が10以下となるよう指導しているというのが現状でございます。このため、保健所といたしましても、昨年まではレジオネラ属菌を初めとした浴槽水に関する指導は特に行ってこなかったとのことでございます。本市としましては、今後とも保健所の指導に従いながら適切な管理に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、駅前の地下水について申し上げたいと思っております。

地下水汚染につきましては、平成元年の水質汚濁防止法の一部改正において、都道府県知事は公共用水域及び地下水の水質汚濁の状況を常時監視し、汚濁の状況を公表しなければならない旨定められました。山形県におきましても、この規定に基づいて毎年度公共用水域水質測定計画というものを策定いたしまして、この計画によりまして水質の監視を行い、その結果を公表しております。

山形県において実施している地下水の測定調査には、一つには、地域の全体的な地下水質を把握するための概況調査と、それから二つ目には、汚染の範囲を把握するための汚染井戸周辺地区調査と、それから3番目には、地域の代表的な地下水の経年的監視や汚染地区の継続的監視を実施するための定期モニタリング調査と、三つの調査がありますが、本市に関しましては、平成3年度と平成8年度に概況調査を行い、平成4年度から定期モニタリング調査を実施しておるわけでございます。

このような中で、平成8年度に実施した定期モニタリング調査の結果、本町地区内において環境基準を超過したテトラクロロエチレンによる汚染が認められたものでございます。

それから、平成3年度から平成11年度までの地下水調査における年度の年度ごとの数値等のお尋ねもありましたが、これは担当の方から申し上げたいと思っております。

このテトラクロロエチレンという物質は、有機塩素系溶剤として大きな需要がありまして、金属等の脱脂洗浄剤やドライクリーニング溶剤として一般に流通していることは御案内かと思っております。その性状というものは無色透明の液体でございます。揮発性、不燃性のものではありますが、有害性があるということで、平成元年の水質汚濁防止法の改正時に有害物質に指定されたものでございます。

毒性といたしましては、頭痛、吐き気、麻酔作用、肝臓障害等が認められているほか、動物実験の結果では発がん性を有することが報告されております。人に対しましては発がん性を有するとの結論は得られていないようでございますが、WHO（世界保健機関）等においては、人に対する発がん物質である可能性を認めているようでございます。

この地下水の水質汚濁に係る環境基準につきましては、テトラクロロエチレンにつきましては、含有量が水1リットル中0.01ミリグラム以下となっております。これは人の健康への影響等に関する知見やWHOの飲料水暫定ガイドラインなどを勘案し設定されたものでございます。WHOのガイドライン値は、体重70キログラムの人が70年間毎日2リットルの汚染された水を飲み続けた場合でも実質的に安全な量として設定されているものと言われております。

平成8年度調査後の経過についてでございますが、本町地区において、環境基準を超過したテトラクロロエチレンの汚染が認められたことから、県では平成9年度に定期モニタリング調査を行うとともに、汚染井戸周辺地区調査を行っております。このときの定期モニタリング調査では、テトラクロロエチレンの濃度は上がり、新たにトリクロロエチレンが環境基準を超えた値を示しております。

汚染井戸周辺地区調査では、周辺井戸使用者の中で飲用に使用している者は確認できなかったと聞いております。その後、県から本市に対しまして、表層土壌ガス調査への協力と調査後の対策実施についての要請があったわけでございます。これは平成10年の6月でございます。本市といたしましては、これを受けて表層土壌ガス調査に協力するとともに、地下の汚染状況を把握し、改善のための基礎資料とするため、平成11年度にボーリングによる垂直分布調査を実施したものでございます。この調査が御質問の地下水汚染源等調査でございます。

その内容につきましては、既に資料をごらんになっており十分御存じのことと思いますが、その概要を申し上げますと、県で実施した水平分布調査の結果を参考にしながら、汚染の中心部と思われる場所の最も高い汚染数値を示した地点について、不透水層の出現深度を勘案しながら地下20メートルまで掘削し、採取した試料、いわゆる土壌コア、いわゆる土壌の固まりでございます、の汚染濃度を分析したものでございます。

分析項目としましては、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及びシス-1, 2-ジクロロエチレンの3種類でございます。

分析の結果をみますと、地下6.4メートルまでの地層において3物質の汚染が認められましたが、それ以下の地層では3物質とも汚染は検出されませんでした。いわゆる不透水層というのは最初の粘土層といえますか、これ以上浸透しないところの粘土層というものだそうでございます。そして、定められた方法によりまして土壌の分析を行いました、その結果は表層部分では汚染濃度が高いものの、地下1メートル以下では急激に低くなっております。この結果、土壌汚染は調査地点を中心として10メートル程度で、地下6.4メートルまでの範囲と推定いたしました。

地下水の汚染については、一般的に汚染物質の地下への浸透に起因する土壌汚染があって、それが地下水との接触によって運ばれ、地下水汚染となってあらわれるものであることから、本地点が汚染源とは断定できませんでしたが、現場の状況から見てその可能性が高いと判断したものであります。

これらの点を踏まえまして、本年7月から汚染の源を断つことを目的に土壌浄化対策を開始いたしまして、現在も継続実施しているところでございます。

ところで、この浄化対策の方法でございますが、汚染物質というものを強制的に吸引除去する土壌ガス吸引法を採用いたしました。これは垂直分布調査の結果や現場の状況を考慮し、最も適する方法として県の指導、助言を受けながら決定したものでございます。

この方法の特徴というものは、現状のままで浄化が可能であり、処理後の対象地回復が容易であること。二つ目には、対象物質を吸引井戸に集めるので、拡散を防止する効果があること。それから三つ目には、対象物質の除去量を容易に把握できることなどが挙げられるわけでございます。

この土壌浄化対策のこれまでの状況でございますが、対策開始後1カ月間の変化をみますと、およそ1週間で急激に汚染物質の濃度が低下し、その後も緩やかな減少傾向を示しております。9月以降の報告は受けておりませんが、徐々にではあるものの確実に減少しているものと考えております。これまでの結果につきましては、近日中に中間報告を提出させることにしておりますので、報告を見て今後の回復がどのように進むのかの見込み等について検討したいと考えております。

現在の土地所有者の関係でございますが、汚染土壌調査地点の土地は平成7年8月1日に売買契約を締結しまして、寒河江市が取得したものでございます。前所有者はクリーニング業を営んでいた方でございます。

それから、浄化対策を実施した理由等について申し上げます。

このことにつきましては、6月の定例議会におきまして、この事業費の予算を補正していただく審議の中で説明しているわけでございますが、本来浄化対策を行わなければならない者は汚染原因者でございます。水質汚濁防止法においても都道府県知事は汚染物質の地下浸透によって人の健康に被害が生じ、または生ずるおそれがあると認めるときは、被害防止に必要な限度において、地下浸透があったときの事業場の設置者に対し水質浄化のための処置をとることを命ずることができる旨定められております。

本事案の場合は、県が実施した表層土壌ガス調査の結果、汚染場所は大体のところ特定され、その付近において過去にテトラクロロエチレンを使用し汚染の原因となったのではないかとと思われる事業所もありました。しかしながら、この事業所に対しましては、水質浄化に係る措置命令の発動要件を満たしていないため措置命令はできないとの県の見解でございました。

なお、この法律でございますが、平成8年6月の改正において規定されております。

その措置命令ができないという理由といたしましては、一つには、現に周辺住民の健康に被害を生じておらず、また人の飲用に供されることが確実であるとは考えられないこと。二つには、今申し上げました改正法の公布前に当該事業者は既に廃業しており、これを引き継いでおる者もおらず、水質浄化の措置命令に係る規定を適用することができないことなどであると聞いております。市といたしましては、市が行うべき旨の直接的な法の規定はありませんが、以上の点を踏まえ、県からの要請もあったことから、このまま放置することはできないと判断し浄化対策を行っているものでございます。

今後の対応といたしましては、現在実施している土壌浄化対策の結果に基づきまして、駅前の区画整理事業との調整を図るとともに、県からの指導助言をいただきながら、実施可能な方策を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、外国人の就労状況とその対応策というような御質問がございました。

市内の外国人の登録者につきましては、平成11年12月31日現在 237人でございます。出身地域別では東アジアが 167人、中南米が26人、東南アジアが24人、その他が20人となっております。

登録者の推移につきましては、平成5年に50人台であった登録者が平成8年には99人、平成9年には 148人、平成10年には 233人と著しい増加となっておりますが、その大きな要因は、国際結婚の増加と市内企業による外国人研修生等の受け入れによるものと思われるところでございます。

外国人登録事由の面から見ますと、日本人の配偶者が約 120人、市内企業での研修・就労目的者が約60人、そして中国からの帰国関係者が約50人、その他が約10人と推定されるところでございます。市内の企業におきましては、約10社が外国人の研修生・就労者の受け入れを行っており、研修者と就労者はそれぞれ30人と推定しておるところでございます。

このような方々がいらっしゃっておるわけでございますが、その外国人登録者の方に対する市の対応策でございますが、市の国際化につきましては、御案内のように第4次振興計画に外国人との相互理解の醸成を図るとともに、外国人をやさしく迎えるまちづくりに努めると掲げており、近年の国際化に伴い増加している国際結婚による外国人配偶者の方や、研修・就労のために市内企業に在籍されている外国人の方などの生活支援を行うため、さまざまな施策を展開してきているところでございます。

具体的には、外国人同士の座談会形式による情報交換会の開催を初めとして、市報のお知らせ欄を日本語、中国語、韓国語、英語の4カ国語で表記してみたり、同じ4カ国語による「寒河江市くらしのガイドブック」というものを作成し、外国人登録や更新手続きに来られた方に配付するなど、身近な暮らしの情報の提供を行ってきっておるわけでございます。

ガイドブックの内容といたしましては、最初に寒河江に来たらということで、外国人登録や国民健康保険の手続、国民年金についてから始まり、ごみや水道、下水道、電気、自治会、自動車運転免許、緊急時の対応、仕事を探すときなどの日常生活について、また妊娠したときの母子健康手帳や各種教室について、そして子供が生まれたときの出生届や健康保険への加入、児童手当の申請、乳幼児医療費の助成、予防接種、乳幼児健康診断について、そしてまた子供が成長したときの幼稚園や保育所、幼児学級、小・中学校、高等学校、教育相談、いじめ相談について、さらには各種検診についての健康管理に関すること、そして病気をしたときの病院や診療までの順序、休日診療、外国人医療情報センターについて、さらには山形県国際交流協会や市の相談窓口、高齢者・障害者のための福祉サービス、経済的に困ったときの各種相談についてなどの相談窓口に関すること、市内の各種団体が開催する日本語教室などについて、これらのことをそれぞれ問い

合わせ先や相談先を明記しながら、わかりやすく案内するとともに、市に昔から伝わるさまざまな伝統行事とお祭りの情報やら日本の文化、習慣についての理解をしていただくための情報をも紹介しておるところでございます。

さらに、母子手帳に日本語と母国語で併記したり、国際化関係団体が開催する語学研修・講習会やイベント活動の紹介を広報紙に掲載いたしまして、外国人の方が積極的に参加されるよう周知を図ってきているところでございます。このような中で、公民館活動に参加して料理教室の講師になり、自国の料理を紹介し大変喜ばれ交流を深めている例もあるわけでございます。

また、外国人の方の求職につきましては、ハローワーク寒河江公共職業安定所が窓口となって積極的に就職先を紹介、あっせんするとともに、雇用先の企業の指導をも徹底し、不法な就労の防止にも努めております。

このようなことから、今後につきましてもガイドブックの内容の適宜更新を初めとして、情報交換会の場に出される意見や要望を考慮しながら、外国人の方がより快適で安全な生活を送れますよう積極的に支援をしてまいるとともに、国際交流による人づくり、まちづくりの実現に努めてまいりたいと思っております。

次に、議員の調査活動に対するところのお尋ねがございました。本市が麗しい活力にあふれた都市として発展するための諸施策を実施していくには、市民の御理解はもとより議会との良好な関係が必要であり、議会と執行部のそれぞれの役割というものを十分認識いたしまして、お互いに尊重し合いながら進めていくことが重要であると思っております。そのため諸施策の実施に当たりましては、全員協議会、各常任委員会、議員懇談会等を開催いたしまして経過等を御説明申し上げ、必要な資料等を提出し協議等をいただいております。議会との信頼関係に基づいて行われてきておるものと思っております。

また、議会に提案する議案等につきましては必要な資料を添付しておりますが、これとは別に委員会等の中において議員から当局に対して議案審議のため各種資料の要求があった場合には、審議上説明するための資料として提出し、委員会等で十分審議していただいております。

御質問の議員個人の調査活動の資料等の協力ということでございますが、議会の閉会中におきまして議員個人から各課に対して資料の要求がある場合がありますが、公表することを目的として作成され決定しているもの、各種の事業、制度等についての説明資料、それから前年度の事業成果をまとめたものにつきましては、各課で判断してお出しできるものについては出してきているところでございます。

議員の調査活動というようなことがどういう範疇での考えかちょっと受けとめられませんが、行政実例等を見ますと、議員個人が議員としての職責を果たすための個人的調査の権限につきましては、議会の意思と関係なく議員個人として調査する権能はないという実例が出されております。そんなことから、今申し上げましたように、お出しできる以外の各課における事務及び事業執行に関するものなどについて議員個人の立場で資料などの要求があったとしましても、議員だからといって一般市民と区別するような特別な扱いをすることはできないのではないかと考えております。これまでも述べてきているように、情報公開条例に基づくところの手続をしていただくことが原則ではなかろうかなと、こう思っております。

かなりの項目にわたりましたので、全部答えたつもりでございますが、もしも取り落ちがあった場合は後ほど申し上げたいと思います。

また、先ほどの件数等につきましては、担当の方から申し上げたいと思います。

以上です。

佐竹敬一議長 生活環境課長。

〔石山 修生活環境課長 登壇〕

石山 修生活環境課長 平成3年度から平成11年度までの本町の地下水水質調査の検査結果の数値と環境基準に対する倍率についてお答えいたします。

これから申し上げる数値の出典は、平成3年度及び平成8年度の概況調査、並びに平成4年度から平成10年度までの定期モニタリング調査の数値は、山形県文化環境部発行の山形県環境白書による数値でございます。平成9年度の汚染井戸周辺地区調査及び平成11年度の定期モニタリング調査の数値は、水質汚濁防止法に基づいて山形県から公表された地下水水質測定結果の数値でございます。単位は1リットル中につき何ミリグラムあるかという数字でございます。以下、単位呼称は省略させていただきます。環境基準に対する倍率については、私の方で計算した数値でございます。

最初に、環境基準値を申し上げておきます。環境基準値はテトラクロロエチレンが0.01、トリクロロエチレンが0.03、シス-1, 2-ジクロロエチレンが0.04でございます。

最初に、平成3年度と平成8年度の概況調査の数値でございますが、両年度とも汚染物質は検出されておりません。

次に、平成4年度から平成11年度までの定期モニタリング調査の数値について申し上げます。

テトラクロロエチレン、平成4年度0.0032、0.32倍、平成5年度0.0024、0.24倍、平成6年度0.0008、0.08倍、平成7年度0.0026、0.26倍、平成8年度0.041、4.1倍、平成9年度0.30、30倍、平成10年度1.4、140倍、平成11年度1.1、110倍。

次に、トリクロロエチレンでございます。平成4年度0.029、0.96倍、平成5年度0.028、0.93倍、平成6年度0.022、0.73倍、平成7年度0.011、0.36倍、平成8年度0.02、0.66倍、平成9年度0.062、2.06倍、平成10年度0.08、2.66倍、平成11年度0.19、6.33倍。

次に、シス-1, 2-ジクロロエチレンでございます。この物質については平成9年度から検査結果の検出数値が出てございます。シス-1, 2-ジクロロエチレン、平成9年度0.14、3.5倍、平成10年度0.20、5倍、平成11年度0.20、5倍。

次に、平成9年度実施された汚染井戸周辺地区調査の数値について申し上げます。

テトラクロロエチレン0.059、5.9倍、トリクロロエチレン0.029、0.96倍、シス-1, 2-ジクロロエチレン0.085、2.12倍。

以上でございます。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 大変項目も多かったせいもありますけれども、丁寧な答弁をいただきましたありがとうございます。

それで、時間も15分きりありませんので、どうしたらいいのかなというふうにも思うんですが、やはり今お聞きになって議員の皆様あるいは傍聴者の皆さんもおわかりだというふうに思うんですが、基準値を超えていたことなどが議会にこれまで示されなかった。特に白岩の老人福祉センターの温泉などは、高齢化の中で老人福祉対策に特に力を入れてやっている中で、基準値をはるかに超えるレジオネラ菌が検出されているながら、そして9月の議会の開会中に市民浴場の話を生活環境課長がしているわけですね。そのときにもう既に白岩の大変な状態がわかっているにもかかわらず教えてこなかったというような問題などがあるわけですね。

そして、白岩の状態も、先ほどもあったんですが、お湯を半分だけ毎日投げてあと足して、要するに俗にいう温め湯、ただの循環ぶろじゃなくて温め湯をしていると。そして1週間に2回だけ水を交換しているということが今市長からもあったわけですね。こういう状態というのは本当に、私もあそこを利用するお年寄りの方々からも話を聞きました。何てことだかというふうにたまげているという状況であり、改善策も提案したいんです、いろいろ。

したがって、時間的にないので、この問題について厚生の常任委員会の協議会でもいいですから、あるいは全員協議会でもいいですから、こういう問題について少し時間をとって議会側と話をする場をつくっていただきたいということをまず議長に最初お願いをしたいと思います。でないと時間がなくて、そのやりとりもこの一般質問の中だけでやり切れないというふうにも思いましたので。そうして市民の不安や疑問を取り除きながら、今市で対応策をとっていることもやっぱり市民の皆さんに理解をされると。こういうことをしていただきたいということを、できなければまず要望をしておきます。あるいは当局にもそのことについて要望をしたいと思います。

それで、今の状況の話をずっと聞いてみて、議員の皆さんもこの前の懇談会の際には、そんな必要ないべと、皆手を打っているんだからと、対策をとっているんだからというふうなお話もありましたけれども、今の状況を聞いておわかりですね。駅前の問題だって大変な状況になっているわけですね。したがって現状を皆さんが知らな過ぎるんでないかと。だって私も知らない部分がいっぱいあります。特に地域の住民の方に報告がされていないということも私ども調査する中でありました。

駅前のテトラクロロエチレンの関係、区画整理でやってあって、あの土地は寒河江市でもう取得をしていると。そして、これからその場所が道路になるそうです。しかし、道路になったからとて済むという問題でないわけですね。そこにもう明らかに土壤汚染されている場所があると。そして、そこは寒河江市の所有地でもあると。ところが寒河江市ばかりでなくて、前にそこでクリーニング業を営んでいた人と汚染されているところを半分分けて買ったみたいな形に今なっているんです。そいつをガス吸引による浄化対策を今やっていますけれども、これも資料を見させてもらう限りでは、完全にすぐはならない。徐々に改善されると、時間がかかるというふうなことも言われています。

ところが、あれ一番いいのは、ここの汚染されている場所の土を取って入れかえるのが万全だと。確実に処理されるというふうに委託をした報告書の中にもなっているんですね。ところが上に建物が建ったりしているからなかなかできない。今のガス吸引法を採用しているというふうに言うんですが、なかなかこれだってどういうふうに今後改善されていくかわからないと。徐々ににはなっていくけれども、さっき話もあったんですが、あそこを区画整理組合の事業の場所であるわけですから、間もなく上の建物が取り壊されて更地になる時期があるんじゃないかと。そうしたときにその土を全部取って処理をするという方法などもある

んではないかというふうに思うんです。

この報告書によりますというと、掘削で処理をした場合、掘削の土壌量では20立方メートルだそうです。それから、先ほどの市長の答弁にもありましたように、深さ6メートルぐらいのところだと。そして、その土の20立方メートルぐらいだというようなことであれば、土を入れかえるという方法だってあるのではないかと。今は建物が建っているからガス吸引という方法でやっているにしてもね、というふうなことも検討すべきではないのかなというふうに思います。

それから、そのテトラクロロエチレンもそういう状況がありながら市民に話をしなかったのは、いろいろ聞きました。そして、公表するというと、原因者は特定できないと言っているけれども、地域住民はあの人だべというふうになる心配があると。こういうふうなことで言えないというんですね。明らかにできないと。しかし、それは調査結果でも業者がやる調査結果というのはこれが限界だと思います。後で時間がないから別な機会に申し上げますが、推定しているわけですね。土壌汚染源、土壌の汚染は人為的に汚染土壌を搬入したものでなければ、その場で汚染されたものと考えられると。コア分析の結果より表土部分の汚染が最も著しいことから、当該地の土壌汚染は以前にドライクリーニングで使用した溶剤が漏洩したものと推察されると。3の1の別の資料があるんですが、述べたように汚染源は現在盛り土となっている部分の地下に存在すると推察されると。

しかし、コア分析や地下水の分析の結果から、汚染の範囲全体を、どこまでどうなっているということは特定することはできないと。しかし、どこまでなっているかわからないけれども、いろんな調査のやつからすれば、先ほど言った20立方の土を取ることによって対処できるのではないかというふうになっているんですね。

こういうことからすれば、こういう会社で出すのは特定できなくて、それが原因だというふうに推定されると、これが限界だと思います。そうしたときに、ずっと平成3年からの水質汚染のやつも先ほど数字が出たんですが、7年にクリーニング屋さんが廃業された。そして8年からぼーんと上がるんですね。ぼんぼんぼんと数値が上がっていくわけです。そうすると、やっぱり前にクリーニング屋をやっていた方にやめたときの状況や、やめた後土盛りしたときの状況などを聞いて、どういうことで処理されたのかというふうなことをきちっと聞いて、その上で問題があるのかなのか、関係があるのかなのかという判断を私はすべきなのではないかと。そのことをしていないというんです、聞いてみたら。したがって、そういうことをきちっとやった上でしていかないと、行政の公平、公正の原則をゆがめる危険性があるのではないかというふうなことを感じているわけです。

一つに絞って申し上げたいわけではありますが、なぜ白岩のそういう温泉に細菌が出ていた状態や駅前のことを今まで市民の前に明らかにしてこなかったのかという責任は私は大きいと思うんです。今ここで質問されて初めて出たわけではありますが、白岩の温泉については数値も言いませんでした。私の方から数字を言って、これが本当に間違っていたりすると悪いので、市長の方から改めてこの数字を教えてくださいと言ったんですが、基準値を超えているという表現で、数値はどのような数値が市の方に出されているのかもわかりません。したがって、なぜ今までこれを教えてこないのかと。隠してきたのではないかという指摘をせざるを得ません。したがって、そういうふうなことについて市長の見解をお聞きしながら、白岩の方の数字を教えてください。

そしてまた、いろんな機会での問題は市民の皆さんに理解、納得していただけるような形で、汚染土壌の浄化を早急にやっぱりしていくという、対策を進めていくという立場で今後も取り組んでまいりたいということをお知らせしておきます。2問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 駅前の件でございますけれども、今も議員からの話がございましたように、個人事業者というのは、平成7年に県に対しまして廃業届を出しておりました。先ほども答弁申し上げましたけれども、改正された水質汚濁防止法公布のときには既に営業をやめておりました。そして、現在土壌浄化対策を実施している場所の近くに店舗を設置して営業しているのは法人でございます。そして、これも営業開始したのが平成9年からということになっております。そんなことから、市においてこれは対応しなければならないじゃないかなと、こういうことでやっておるわけでございます。それが一つでございます。

それから、白岩の件でございますけれども、これは1問でもしょっぱなに申し上げましたように、老人福祉センターというのは、市が社会福祉協議会に委託しておるわけございまして、設置者は市ではございませぬけれども委託しておりまして、委託業務の中には施設及び附属施設の使用の指導とか監督ということとか、あるいは整備及び補修とか、清掃及び保守とか、保守点検というようなことにつきましては協議会の方に委託するんだと、こういうようなことをやっておるわけでございます。

それから、もう一つには、レジオネラ菌というものにつきましては、先ほども申し上げましたように、調査項目の中に入っていなかったと。最近になってそれが出てきたということでございまして、そのようなことから8月の末に村山保健所の方から立ち入り検査があって、そして報告書がセンターの方に8月の末に送られてきたと聞いておるわけでございます。そんなことからその後十分対応をして今日に至っております。そういうことの経過でございますので、その辺の御理解はいただけるんじゃないかなと、このように思っております。

以上です。

平成12年12月第4回定例会

佐竹敬一議長 川越孝男議員、残り時間わずかでございますので、簡潔に願います。

川越孝男議員 白岩の数値について改めて数字全部言う必要はありませんけれども、私が1問で申し上げたあの数字が保健所で調査した数値に間違いはないのかだけ。違うのかそのとおりなのかだけお聞かせをいただきたいと思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 1問で答えましたけれども、なお補足としましてといたしますか、具体的には担当の方から申し上げます。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

芳賀友幸健康福祉課長 お答え申し上げます。

市長の第1問の答弁の中でも申し上げたところでございますけれども、申し上げたいと思います。

男ぶろが 1,900、女ぶろが 2,300といった数値でございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時15分といたします。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時15分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内藤 明議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号7番、8番、9番について、18番内藤 明議員。

〔18番 内藤 明議員 登壇〕

内藤 明議員 私は通告したそれぞれの課題について、分権時代のあるべき地方自治の姿を求めて市長並びに関係当局にお尋ねしたいと思っております。質問に先立って誠意ある答弁をお願いしておきたいと思っております。

最初に、通告番号7、市道石川西洲崎線の整備にかかわる用地買収などの諸問題についてお伺いいたします。

道路網の整備は、点と点を結ぶ線というような、交通の利便性はもとより経済や文化に至るまで地域の発展に欠かすことのできない重要な事業であります。この市道石川西洲崎線は、市街地の北部と工業団地を直接結ぶアクセスとしてだけでなく、本市の発展に大きく寄与するものと確信いたします。そうした視点ではおくれを来していただけない、まさに市民待望の整備の一つと言えると思っております。

さて、公共事業のために用地買収が行われる場合、買収費や補償金は多ければ多いほどよいと思うのは買収される地権者の本音であると思っております。逆に一般の人は、公共事業に伴って用地を売った人が立派な住まいなどを建てようものなら、うらやましさを半分、補償金が高かったのではと勝手に想像して、それがおのれの税金にはね返ってくるのではないかと複雑な気持ちになるのが普通だと思います。

一般に公共事業のために用地買収が行われる場合、憲法29条で正当な補償と定めています。公共事業のために損失をこうむる権利者に対しては手厚く補償されなければならないのは当然ですが、公共事業は市民生活の利便のために市民の税金で行われるわけですから、理由のない補償金を支払うことはそれだけ余分の税負担を市民に強要することになるからであります。そして、補償金を受け取る者と究極的にその補償金を負担することになる市民との間の利害調整の制度として設けているのが損失補償制度だとも言われているわけでありまして。

ところで、過日の実施計画の説明が行われた全員協議会の際も伺っていますが、当局は市道石川西洲崎線の土地の買収、物件補償費などについて、個人が識別されるとしてお答えになりませんでした。情報公開条例では確かに個人が識別されるものは非公開とすることができることになってはいますが、行政側が識別される情報だからとしてそのことを盾にすべてを包み隠すなら、また開示することをちゅうちょするなら、時代に取り残されてしまうと思っております。私はこの情報は議会等において審議される際に明らかにされることが初めから予測されるものであって、言いかえれば明らかにされることが目的であると考えられ、議会に開示しても何ら問題のない情報であり、当局の判断と運用は間違いであると指摘しなければなりません。

今回の事業にかかわる物件補償費は、極めて特殊なケースと言われており、内容が明らかにされなければ逆に市民に誤解を与えることにもなりかねません。そうしたことは、貴重な土地を提供された地権者の方は言うまでもなく、市民にとってもまた大変不幸なことであると思っております。本議会においていづれ予算審議に入り妥当かどうか判断しなければなりません。以上の理由で私はその事業費について予算の積算根拠をそれぞれ明らかにすべきであると思っております。改めて当局の見解を求めるものであります。

次に、通告番号8、工業団地の造成の手法と農地法について伺いたいと思っております。

本市では工業団地の拡張が進められ、企業誘致活動と並行して進出企業の要望に合わせて用地造成する、いわゆるオーダーメイド方式を採用してきました。その方式によって造成し、進出した企業の中に工場立地法をもとに8,000平方メートルにも及ぶ農地を緑地として残し、雨よけテントまで設備してさくらんぼやブドウなどの果樹を農家に委託して肥培管理し、果実を収穫している企業があります。

地域振興課によりますと、私がこれまで聞き及んでいる話の内容とは少し異なりますが、収穫された果実は一部は会社で利活用され、残りは委託された農家に管理料にかかわるものとして現物支給されているとのこ

とであります。当然支給された果実は、他の一般の農地で作られた果物と同じ販路をたどり末端の消費者に渡るものと考えられます。農地である果樹園と何ら変わらない法律上のその緑地なるものを見て、多くの農業関係者は農業生産法人でない企業がなぜそのようなことができるんだといった疑問の声を発しています。

そこで、私は農業委員という立場も兼ねてお尋ねしますが、工場立地法で果樹などの樹木も緑地として認められるとしていますが、造成の際、農地をそのまま残す工業団地のオーダーメイド方式は、農地法上問題はないのか伺いたいと思います。

また、管理委託を受けた農家がそこで生産された果実を販売し、農業経営の一部になっていると伺っています。委託や管理形態がどのようになされているのか具体的にお尋ねしながら、あわせて管理形態や生産された果実の販売方法など、法令上問題はないのか伺いたいと思います。

続いて、通告番号9、教育行政についてお尋ねいたします。

2002年の学校週5日制完全実施を前にして、学校と地域社会の協力の必要性が自覚されるようになって、学校教育への住民参加を重視する考え方も徐々に広がってきています。管内の学校でも保護者や地域の人々にゲストティーチャーとして教室に参加してもらう実践が展開されて、保護者や地域住民が学校の教育活動に自発的に参加する取り組みが進んでいます。新学習指導要領で示された総合的な学習の時間などの移行措置が始まったことから、こうした活動がより顕著になってきているようでもあります。

さて、今教育行政の課題について考えるとき、私は学校や教育諸施設の運営に子供、教職員、保護者、地域住民の意見や要望を反映できるような体制を確立することが重要で、そのような教育活動に安心して参加できる体制を整備することにあると思います。活発な交流が行われ、学校教育に地域住民が参加して学び、育ち合うかかわりを築く実践がなされるとき、学校教育の改革にとどまらず地域社会に新しい共同性をつくり出していくことになるものと考えております。学校教育に対する地域住民の参加は今や必要不可欠になっていることは論をまちません。

そこで伺いますが、先述しましたが、最近総合学習を初めとして校内、校外で住民参加の教育活動がさまざまな形で実践されております。しかし、そうしたことが始まって間もないこともあってか、事故が起きた場合の対策や補償制度が万全でないのではないかという話をよく耳にします。先日行われた西村山教育研究集会の中でも言われておりましたが、そのことについて現場に不安があり、対応を急いでほしいとの声が数多くありました。急場しのぎに一部でボランティア保険などに加入しているケースもあるようですが、私はこうした現場の変化にあわせて補償制度の確立は速やかに行われるべきだと思います。事故が起きたときの責任の所在とその対応について伺っておきたいと思います。

この機会に中学校の部活動にかかわる保護者の参加、協力ということでの問題点について再度教育委員会にお尋ねをいたします。

平成9年6月の定例会の場でも指摘をしましたが、部活の中で、例えば対外試合などの遠征時に保護者などの協力を得て、その自動車に子供たちを分乗させて目的地へ向かうのが今でも変わらざる実態だそうあります。このことについて保護者からは、交通事故などを起こし、仮に搭乗している子供たちを死亡させた場合などを考えると、運転するのが不安でたまらないとの声を聞きます。かつて教育委員会は、対外試合などの際は公共の交通機関を利用するよう指導するとしていましたが、その交通機関が衰退し、利便性を欠く一方の当地では、先のような指導は実態に即したものと決して言えません。ぜひ再考してより現実的な対応をされるよう求めたいと思います。

さらに、全国的な運動を展開し、国などに対して何らかの補償制度の確立を求めていくことが必要なときではないかと思います。教育委員会の見解を求め、第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、石川西洲崎線のことでございます。

お話もございましたけれども、市道石川西洲崎線の位置づけとしましては、まちづくりの根幹となっている都市計画道路落衣島線の一部でございます。しかも、内回り環状線道路として極めて重要な役割を担っている路線でございます。都市計画道路落衣島線のこれまでの全体的な進捗状況につきましてまとめてみますと、全体延長として約9キロメートルでございますが、これまでの施工済み区間と施工中を含めると約3.6キロメートルとなります。全体的な整備率としましては約40%になるかと思っております。

今後におきましても、下釜地区の土地区画整理事業での取り組みや、市道浦小路高屋線の道路改良事業による取り組みなど、一層整備の促進に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

さて、その市道石川西洲崎線につきましては、西根の石川地内と洲崎地内を結ぶ最短の連絡道路であり、ひいては工業団地や西寒河江地区、将来的にはチェリークア・パークへの連絡にもなるわけでございます。

一方、西根石川地内からは河北町、山形空港へと連絡する極めて重要な道路となっているところでございます。このため、昭和63年度より道路改良事業に着手し整備を進めてまいりました。全体延長としては約1,500メートルほどでございますが、既に西根石川地内から石持地内までの約1,070メートル区間は供用しておりますが、石持地内より旧国道112号までの間、約430メートルあるわけでございますけれども、この区間につきましては、一部区間未供用となっているものでございます。

御質問の買収箇所につきましては、平成10年度に開発公社に用地買収の委託をして進めてまいりました。とりわけ移転対象となった箇所には約5,400平方メートルの敷地全体にランハウス9棟が建っており、約3万株の切り花用のランが栽培されている状況でございます。今回の道路改良工事では、すべての棟が道路用地に支障となるため、切り取り改造工法では1棟のハウスの長さが短くなり、作業効率が極めて悪くなることなどから、すべてのハウスを移転することとしたものでございます。

また、切り花用のランの栽培は技術的にも大変難しいとされておりまして、ランハウスの大規模な移転の実例もないことから、補償費の積算に当たりましては、土地開発公社におきまして補償コンサルタント会社に委託をして調査・積算を行い進めてきたところであります。ランは特殊な植物であることから、新しいハウスに移転して環境になじむには一定期間を要するとも言われております。このことにつきましても、補償コンサルタントに委託した中に学識経験者より生物学上のランの特性とランの移転によりランに与える影響等の所見をいただきながら、これらの結果に基づいて補償が行われたものと認識しております。

御質問の趣旨は、用地買収費、物件移転補償費等の積算根拠を明らかにすべきではないかとのことだろとうと思っておりますが、用地事務につきましても他の行政事務と同様に、市民の的確な理解のもとに公正で民主的な行政運営が図られる必要があるということは言うまでもありませんが、その場合、用地事務の特殊性ということにつきましては十分考慮する必要があるかと思っております。用地事務は地権者である私人と日々の交渉の積み重ねから成り立つものであり、一般の行政事務とは大きく異なる性格を有しております。その公開となりますと、個人のプライバシーの保護に十分留意しなければならないとともに、公開により地権者との信頼関係を損なうことがあってはならないと考えております。

公共用地の取得は土地収用法等に基づく収用と任意交渉による売買に大別されますが、現在の公共事業等の用地取得においては、企業者と地権者間での任意解決がほとんどを占めている状況にかんがみますと、円滑な交渉の実施という視点も重視せざるを得ませんし、情報を公開することにより用地交渉事務に支障が生ずるのであれば、公共事業の円滑な執行の妨げとなる結果につながりかねません。こうしたことから、具体

的な補償金額を公にすることは、地権者の資産内容や収入状況を明らかにすることであり、地権者のプライバシーを害するおそれがあると考えております。

また、地権者としては補償金額を他人に知られたくないと考えることが通常であり、補償内容についてこれを公にするならば、地権者の協力が得にくくなり、今後の円滑な用地事務に支障が生じるおそれがあります。したがって、今回の補償金額の内容を公表することにつきましては差し控えさせていただきたいと思っております。

次に、工業団地内の緑地のことについてのお尋ねでございます。

工業立地法では、敷地面積が9,000平方メートル、建築物の建築面積が合計3,000平方メートル以上の工場の新設等をする場合は、一定規模以上の緑地を確保しなければならないこととなっており、その緑地の面積の敷地面積に対する割合は20%以上とされております。その緑地の定義としましては、自然林、山林、果樹園等につきましても緑地とされているところでございます。

平成7年に整備に着手した市道鹿島若神子線と国道287号線に挟まれた57ヘクタールの再拡張工業団地内の造成につきましては、企業の希望に応じ造成するオーダーメイド方式で造成いたしておるところでございます。

御質問のさくらんぼを残した造成につきましては、企業からさくらんぼを工場立地法の緑地として活用したいので残してもらいたいとの希望があったため、その旨を土地開発公社に連絡をいたしたところでございます。土地開発公社では、さくらんぼが植栽されているところ約1ヘクタール、1万平方メートルを残しまして、ほかを切り土、盛り土の造成を行うものとし、平成10年4月13日に県知事に農地法第5条許可申請を提出いたしまして、平成10年5月22日に県知事からの許可を受け、許可申請書のとおり造成したものでございますので、農地法上の問題はないものでございます。

一方、企業が県知事に届け出た工場立地法に基づく届け出においても、さくらんぼ園地約1ヘクタール、1万平方メートルを緑地として届け出し、それが受理されたものでございます。

それから、管理のことについてのお尋ねがございました。

一般的には緑地の管理につきましては、自社で社員がみずから管理している場合と、造園業者などの専門業者あるいは農家に委託している場合があるようでございます。御質問の会社の緑地の管理でございますが、さくらんぼ、ブドウが植栽されている緑地であり、管理については専門性が必要という観点からその会社においては、農家の方に緑地の管理をお願いしているようであります。聞くところによりますと、その管理料が収穫物の現物でお願いしているとのことでした。管理を委託された農家が販売するかどうかにつきましては、受託者の問題であろうかと思っております。

私からは以上でございます。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 教育行政に関する御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、児童生徒の健全な発達をはぐくむためには、学校教育において校外活動のみならず校内学習活動においても地域の方々を初め関係者の協力は欠かせないものとなっております。地域の人材を活用した教育活動は近年全国各地において行われているところであり、寒河江市においても特色ある学校づくりの事業の一つとして、地域に開かれた学校づくりのために児童生徒が地域の行事に参加したり、地域の人材の協力を得て学校における教育活動を行っているところでもあります。これらのために協力して下さる方が万が一事故に遭われた場合については、それぞれのケースにもよるところではありますが、原則的には学校と教育委員会がその責任を負わなければならないものであると考えております。

なお、これは本市の小・中学校についてだけの課題ではないことから、協力して下さる方々の補償関係に対する対策について広くバックアップする意味から、国の段階やあるいは県のレベルにおいて制度としての確立が望ましいのではないかという御指摘につきましては、そのような制度が設けられることについては教育委員会としても望ましいものと思っているところです。

次に、中学校における部活動の一環として、公共交通機関の利用のみでは現実的には移送が困難であることから、校外試合などに保護者の自動車を利用して生徒の移動がなされており、万が一の事故の場合などについて教育現場から不安の声があるとのことですが、教育委員会としては健全な部活動と対外試合等に利用する交通機関は公共の機関の活用を指導してきたところでもあります。しかし、一方利便性の面において、必ずしも公共交通機関の利用が現実的ではない場合もあることから、このような現実に対応する補償制度の確立を求めることが必要ではないかということではありますが、このような制度が設けられることが好ましいものと考えているところであります。

以上です。

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

佐藤誠六市長 2問にお答え申し上げます。

石川西洲崎線の用地買収の問題で、用地買収費とかあるいは補償とかというような中身が開示できないと、予算の審議に不都合を来すのではないかというような御質問でございますが、御案内のように、情報公開条例に基づきまして第6条の1項1号の中には、個人生活事項に関しての特定の個人が識別される、あるいは識別され得る情報というようなものにつきましては、例外はありますけれども、これはまずは非開示だと。これは御案内かと思っております。そういうことで、1問におきましても申し上げましたように、公開というようなこととなりますと個人のプライバシーの保護に欠けてはならないということでの、そしてこの公開によるところの地権者等との信頼関係を失ってはならないということで、これは公開は難しいんだというようなことを申し上げたわけでございます。

また、本件の場合でございますと、6条の3号のウにも該当するというように認められるわけございまして、公開することによりまして当該事務または事業の公正または円滑な執行に著しい支障を生ずるのではないか。あるいは生ずるおそれがあると認められるような場合につきましては、非公開に該当するんだということが規定されておるわけでございますので、こういうことを申し上げておるわけでございます。

が、一方また、予算の審議ということがあるわけでございます。これにつきましては、市民の税金というものが適切に使われるかどうかというようなことの観点から、あるいはその事業が適切な事業なのかというような面での御審議というようなこともあるわけでございます。そういうことからしまして、市におきましては、この事業の必要性、あるいはこの事業が市民の幸せなりにつながるか、あるいは基盤整備に大事な事業でないかというような観点からこれを取り上げておるわけでございますし、また、その事業費の積み上げにつきましては、いろいろな規定なりあるいは要綱なりと、こういうものを十分斟酌しながら、あるいは参考にしながら、そして間違いのないところの適切な額に積み上げて、そして地権者等々の対応というようなものをやっておるわけございまして、いささかも税の使い方におきまして不適切のないようにと、こういうように心がけておるわけでございます。

また、特に本件の場合でしたならば、これにつきましては開発公社に委託した事業でございますし、その理事会におきまして十分御審議いただいて承認というんですか、議決をいただいておりますところの事業なわけございまして、そして契約まで踏み切ったものでございますので、非常に御審議はいただいたものと、このように思っておるわけでございます。それこれ考えますと、いわゆる個人のプライバシーあるいは事業進行上これは非開示とするものかどうかというようなこととか、あるいはまた、そういう議会での審議という面での資料というようなこと等十分比較考量しながら、あるいは十分に事の両面に意を用いてやっていかなければならない問題だなど、このように思っておるわけでございます。

1問につきまして先ほど申し上げたとおりでございますし、あるいはまた、この場合の補償というようなものにつきましては特殊な事情というようなことにつきましてもお答え申し上げたとおりでございますので、御理解いただけるのじゃなからうかなと思っております。

それから、工業団地の緑地のことでございますけれども、管理料ということにつきましては、1問でも答弁申し上げましたように、現物でやるんだということで当事者間で話し合いになっておるわけでございますので、そういう当事者間でお決めになっていることにつきましては、これは私の方で云々するものではないのじゃないかなと、このように思っておりますのでございます。

以上です。

佐竹敬一議長 教育長。

保科弘治教育長 部活動に関するの対外試合等における交通事故等についての補償のことについてまず申し上げますが、第1問に対するお答えということで、もし全国的な運動という形で県や国で補償できるような制度ができれば大変望ましいというふうにお答えしたわけですが、やはり現状を考えてみますと、今は私たち教育委員会としましては、そういった対外試合には公共の交通機関の活用をお願いしたいというようなことをまず第一に申し上げているわけです。その他の交通手段による場合は、はっきり申し上げまして保護者の善意に頼っているというふうにはしか申し上げられないところでございます。その際、十分注意をお願いしたいと校長を通じてお願いしているわけですが、十分注意してというのは少なくとも自分が、こちらが加害者になるような事故を絶対起こさないようお願いしたいということ。

また、万が一そういう事故に遭った場合の補償等についての保険など、可能であればそういう備えもしていただいてというふうな、本当に善意にすがってのお願いというふうな形になるわけでございます。これを市の方で補助するとか、教育委員会として補助するとかというふうになりますと、そういったやり方をすべて認めるというふうな形になって、相当のさまざまなケースが出てくるのかなということを心配しているわけです。なお、その辺についても具体的な対応についてはこれから十分研究してまいりたいというふうに思っているところでございます。

その次、2番目の部活動の任意加入のことと、今後の社会教育への移行ということについてお答え申し上げます。

今、中学校の部活動は運動部だけでなく文化部にも力を入れていただいて、生徒たちが充実感を味わえるような、そういう部活動を進めていただいているところでございます。この部活動というのは、今の教育課程の中で必修クラブ活動というのがありまして、そのかわりの活動としてやっていただいておりますので、全員加入制をとっているというのが現状でございます。

ところが、2002年から新たな教育課程が編成されて、それによって教育が進められるわけですが、新たな教育課程の中には必修クラブというのがなくなったわけです。したがって任意加入制もとれるというふうなことでございます。学校によって部活動の意義を踏まえながら全員が加入をしてみんな一緒に活動をしましょうというふうな校長の判断であれば、原則全員加入という線も打ち出せるわけですがけれども、流れからしたら任意加入になっていくのが当然というふうに思っております。

それから、子供たちの特性に応じた指導ということが大前提になるわけですしそれにこたえる、あるいは子供たちの希望とかニーズが非常に多様化しておるわけです。そういうものにこたえていくのも今後の部活のあり方ということで、それを受ける社会教育面での受け皿もつくっていかねばならぬというふうなことで、今さまざまな面で検討していただいているところです。例えば校長会に諮問をしておりますし、運動部関係については総合型地域スポーツクラブの整備等についてということで、せんだっての市のスポーツ審議会にお諮りをしたというふうなことでございます。そんな点で御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

佐竹敬一議長 税務課長。

安食正人税務課長 お答えいたします。

何所得になるのかというような御質問でございますが、先ほど1、2問で市長が答弁されておりますとおり、当事者間の内容というようなことございまして、まして、いわゆる受委託の内容についても私の方で承知していないというようなことございますので、何とも答弁しかねますので御了承お願いしたいと思います。

佐竹敬一議長 内藤 明議員。

内藤 明議員 なかなか税務課長の答弁はうまい答弁だなというふうに感心しましたけれども。

市長に第2問に対する御答弁をいただきましたけれども、私の先ほど言ったことが、私の言い方が悪いのか市長のとり方が悪いのかわかりませんが、私の言ったことの趣旨が全然理解されていないのではないかなというふうに思うんですね。私は市長の答えていることが全くわかりません。何を言わんとしているのか。おおよそ検討はつきますけれども、私の求めていることからすれば理解ができないというふうに言わなければならないと思っております。

何回も同じことを繰り返すことは失礼かと思えますけれども、言っていることを理解されないというふうになれば、言わなくてはいいかというふうになるので申し上げますけれども、先ほど情報公開条例の条文、6条の の問題、それから のウの問題ということでそれぞれ該当するというふうに形で言われました。私はそれについては先ほど神奈川県例をとって申し上げたわけですが、この情報は私どもの例えば議会で予算を審議する際に、当然予算が妥当かどうかというふうなことについて議会で審議をするわけですから、その根拠となるものがなければ審議はできないというふうになるわけですから、したがって、これはその目的からすると公表を目的に使われた情報だというふうに解してよいというふうに思うんですね。そういうことは本市と同じような条例をつくっている、例えば神奈川県を初めとして多くの自治体でもそういうふうに行っているんですよ。これに対する見解が欲しいと、こういうことなんですね。

それから、もう一つ、(3)のウですね、円滑な執行に著しい支障を生じ云々というようなことですね。これのどこにかかるんですか。これだって市または国が行う検査、監査及び取り締まりの計画、訴訟の処理方針、交渉の方針、入札の予定価格云々とこれずっとありまして、こうしたことの中身には書いていないですね。ですから、これも非公開の中には当たらないと、こういうように私は指摘をしているんです。

それでは、逆に議会の立場に立ってお答えいただきたいと。どういうふうに市長は議員だったらこの問題について審議をなさるのかお答えいただきたいというふうに申し上げたところ、それに対する答弁がどうかわかりませんが、開発公社の理事会で審議されているんだから、あるいは間違いのないものを積み上げて行っているんだから、だから議会だってそんなに云々する必要はないんだと、こういうようなことを言っているのかなというふうに思いますけれども、しかし、議会の役割というのは、公社の理事会の役割と全然違うでしょう。そのことをやっぱりはっきりしていただきたいと、こういうふうに思うんですね。

何回も申し上げて恐縮ですけれども、今回の場合とにかく特殊だということが言われているわけですけれども、その積算の根拠が明らかにされなければ、私は著しく市民に損害を与える可能性があるというふうに思っています。

また、逆に言うと、先ほども申し上げましたけれども、あるいは土地の提供をなさった地権者の方がその価格で損をしているのかもわからないと、こういうようなことなんですよ。したがって、資料を出して予算の審議に当たるべきだと、こういうようなことを申し上げているわけですから。

市長も御承知のように、議会には秘密会というのがありますね。こういうようなこともあるわけでありまして、この問題が秘密会にするのがいいかどうかというのは別にしましても、そういうことだってできるわけですよ。でなければせっかく貴重な土地の提供をしていただいた地権者の方に誤解を与えるようなことになれば大変申しわけないことでもあるし、何といたっても議会がそれを妥当だというふうに証明するものがないと、審議すらできないと、こういうふうになってくるのではないかと、ということなんです。再々にわたって恐縮ですが、ひとつ御答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、教育委員会の御答弁をいただきました。補償制度が確立されるとすれば好ましいものというのはそのとおりなんですね。大変明快な答弁であるというふうに思いますが、ただ、そんなことを私は答弁と

して求めたいと思って質問したわけではなくて、もっとそうした制度をつくるような、能動的な動きを教育委員会みずからがやるべきだということを根底に持って私は申し上げているつもりなんです、どうもそうした熱意が見られず大変残念であります。寒河江が発信地になってもいいんですよ。ということでひとつ積極的な対応をぜひお願いしたいというふうに思います。

それから部活の、いわゆる保護者等の協力等について御答弁をいただきました。西村山地区内でも相当いろんな方向で検討を重ねている先進地もあるというふうに聞いておりますので、そうしたものを参考にしながら、こうでなければだめだというふうなものではなくして、ただ、善意というふうなことに甘えるということではなくして、もちろんそれは保護者保護者で責任を持つというふうなことはあるわけでありましたが、最終的にはやっぱりどのような交通手段をとろうとも、学校長あるいは教育委員会が最終的な責任者だというふうに私はなるのではないかなというふうに思うんですね。ですから、そうしたことが起こる前といいますか、例えば起きたとしても対応できるようにひとつ研究を重ねていただきたいと、こういうふうに思います。

それが今御答弁ありましたように、2002年になりますと、部活が必修でなくなるということで社会教育の場といいますか、生涯教育の場というか、そちらの方に移行される。これが時代の流れなんですね。したがって、そういう意味からもそうした体制をつくり上げていかないと大変な問題が発生するなというふうに思っているものですから、国等に対する働きかける問題と同時に、そちらの方の体制も整えておかないとやっぱりだめなんではないかなと思うんですね。

それから、加えて申し上げますと、流れについては教育長も私とそんなに見解が違っているわけではありませんけれども、そうしたことが学校5日制を導入するきっかけであったりしているというふうに私も理解をしているわけであります。

ただ、今のうちから対応しておかないとちょっと大変だなというふうに思っていますのは、この前スポーツ審議会かなんかで検討されたというふうな話がありましたけれども、おいおいそうした学校あたりも、例えば週3回ぐらい学校で部活をしながら、あるいは土日あたりは地域でそうした地域型のクラブに加入をしたり、そうしたものを受け皿としてつくっていかないと、2002年になって用意スタートといったときにスタートを切れないというふうな問題だって出てくるというふうに思います。私も愛知県の半田市の先進地の例を見せていただきました。大変すばらしい取り組みをしているようであります。そうしたことをぜひ参考にされて、積極的に取り組んでいただきたいというふうに思っているところでございます。

以上で終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 市民が生活をしていく上においては、これは国民と置きかえてもいいわけですが、個人のプライバシーというようなものは法律なりあるいは条例なりにてこれで保障されているわけですから、まずそのことを申し上げておきたいと思っております。そういうことでの公開をするというようなことになると、やっぱり当事者でありますところの地権者との信頼関係を破壊するということになるわけで、あってはならないものだというようなことが一つだろうと思えます。

それからまた、いろいろ今回の事業にいたしましても、あるいはこれから同種の事業というものがあろうかと思えます、公共事業等々あるいは単独事業があろうかと思えますけれども、そういう中で、地権者の私的な経済活動に対するところの情報というようなものを開示されるというようなことを恐れまして、土地に対しての買収の協力を得ているということであるにもかかわらず応じない、あるいは渋滞するというようなことのおそれもないとはいえないというようなことから、やはり慎重に対応しなければならないだろうと、このように思っております。私に対しての御質問はそういうことじゃないかなと、このように思っております。

以上です。

荒木春吉議員の質問

佐竹敬一議長 次に、通告番号10番、11番について、5番荒木春吉議員。

なお、通告番号11番図書館についてのうち、要旨、林望氏の「図書館は無料貸本屋か」の読後感について取り下げしたいとの申し出がありますので、これを認めております。これを申し添えておきます。

〔5番 荒木春吉議員 登壇〕

荒木春吉議員 私は、緑政会の一員として通告してある事項について質問をいたします。

通告番号10番、小学校教育についてお伺いいたします。

あの発明王であるエジソンそしてアインシュタインもADHDだったと言われていますが、この障害については10月下旬の読売新聞の家庭とくらし欄、最新の婦人公論の書評欄、それにきのうの朝日新聞の論壇等々で紹介されています。

多動性障害は、前頭葉の神経伝達物質ドーパミンの働きの異常が原因と見られ、教室でじっとしてられない、指示に従えない、人の話を聞けない、授業中も上の空でぼーっとしている、忘れ物が多い、順番が待てないなどの特徴があります。

60年前から研究に着手した欧米では20人に1人の出現率と推計されていて、これを我が日本に当てはめると多動性障害児は500万人以上もいるということになります。大勢いる割には親や教育関係者ですら十分理解が進んでいるとは言いがたいようです。

薬も開発されていて中枢神経を刺激するメチルフェニデート、商品名はリタリンで、患者の7割に効果があり持続するのは4時間ほどだといえます。もっともこの薬は完治させるものではなく、あくまで症状を緩和する対症療法です。

小学校等においては、知能、情緒両面で通常学級に適応の難しい児童たちの教室（いわゆる特殊学級）はあっても、ADHD児のための教室は一つもないのが現状であります。ADHD生はグレーゾーンの生徒たちに同調者を生み、学級崩壊への引き金ともなりかねません。ADHD児への我々大人の正しい理解と教育・医療関係者の実効ある対策が望まれるゆえんです。

11月14日火曜日、文教経済常任委員会は市内の小・中学校の視察を行いました。雄大な自然と混然一体となっている幸生小では多分いないでしょうが、生徒数のちょっぴり多い白岩小では、先生に聞いたところによれば、ADHD児はおりますとのことでした。

2002年から導入される学校週5日制と既に前倒しで行われている総合的な学習の時間によって、教育内容も吟味、精選されると思われます。だからこそ各時間の授業が貴重、大事になってくると思います。授業を桃やスモモに例えれば、何よりも美味かつうまいものであってこそ、師弟間の信頼関係が陶冶されるものと思います。ADHD児は創造力が豊かで実行力もあるとも言われております。障害をも個性として社会に開花させるためにも実のある対策を望むものです。

そこでお尋ねします。ADHD児のおおよその人数について。その生まれる原因は何なのか。これからの実効ある対策は。この3点への答弁をお願いいたします。

次の通告番号11番、図書館についてお伺いいたします。

文芸春秋12月号において、書誌学の林望先生が「図書館は無料貸本屋か」の一文を載せております。その中で、林氏は当今のベストセラーがある図書館には何と80冊もそろえている現況を嘆いております。11月26日の日本経済新聞によれば、都内では400円の漫画喫茶が大繁盛し、田舎では道路沿いの古書店が大盛況だそうです。この景況感の中で同一書籍が多数に上るとするのは市民感情として無視できないものです。想像力に翼と筋肉をつけ人間を文質彬彬、春華秋実になるお手伝いをするのが図書館の目的かと思えます。

我が寒河江市立図書館の重複本が何冊に及んでいるのかお伺いいたします。
これで全問を終わります。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 お答えいたします。

御指摘のとおり、注意欠陥多動性障害はADHDとも言われておりますが、この症状は行動の特徴から診断するものとされております。ADHD児としての判断については、山形県総合療育センター小児科によりますと、その子供の年齢にしては度が過ぎた注意力障害、多動性、衝動性の三つの症状を示す場合に判断対象とするとされております。

今日、特に児童に関する特徴的な問題の一つでもありますので、もう少し詳しく説明させていただきますと、注意力障害とは、綿密な注意力を保つことができない、課題な同じ遊びを短時間しか続けられないとか、指示に従えず義務を行えない、課題や活動を順序立てることが困難、また学業その他活動において注意力を持続することが困難、外からの刺激により容易に注意力がそがれるなどの診断基準があると聞いております。

多動、衝動性の診断基準としては、座っていることが必要な場合でもじっと座ってられない、静かに遊んだりすることができない、質問が終わる前に出し抜けて答え始める、順番を待つことが困難である、他人の行動を妨害したり邪魔するなどの問題を示す場合などが挙げられています。

ADHDは心の病気や脳の欠陥ではなく、また本人にその責任があるわけでもなく、現在のところ直接的原因は不明であり研究が進められていると聞いております。

このADHDの症状を示す児童は、さきの療育訓練センター小児科によりますと、学齢期ではおよその児童の数%に見られるもので珍しい障害ではないと言われております。

このようにADHD児に関しては、その行動を多方面にわたって継続して観察しその診断が行われるものであり、また、行動学的な見地から判断する内容であることや純粋に専門の医学的な分野になりますことから、その対象となる児童生徒数の人数については、教育委員会が一概に把握するということができない内容のものであります。このことから、その総数という御質問でございますが、お答えできる状況にございません。

注意欠陥多動性障害児、ADHD児は、診断される前に、就学以前にも乱暴な子供、落ち着きのない子供などの評価を受けていることが多く、そのために悪い子だというレッテルを張られたりして自尊心が低下したり、自信を喪失し対人関係をうまくつくれぬ、勉強がおくれるなどの別の問題が生じやすいとされております。学校への就学前は、母親など家庭の目配りの中での遊びなどの生活をしているときは目立たなかったことが、学校などで一定のルールのもとでの集団生活を送るようになると、それらの注意力や多動性、衝動性の強い行動が浮かび上がってきて表面化する面もあると言われております。

さきにも述べましたように、これは本人に悪意があって怠けていたりすることが原因ではなく、また家庭や学校での教育やしつけの仕方が原因でもないことから、この対処としては本人や家庭での努力に加え、周囲の人たちの理解と協力が欠かせないとされております。それは例えば、褒めることにより行動を抑制する力の取得を援助する方法の一つとして、褒めるときはその場ですぐ褒める、また褒め方を絶えず変える、しかるときは強過ぎず人格に触れずに行動をしかるなど、ADHD児に的確に対応する家庭や周囲の人たちの理解ある接し方によりADHD児の自制心を養い、経験を通して自分の感情や行動をコントロールし、それまで避けていた課題も乗り越える力を身につけさせることができるのではないかとされております。

なお、現状ではまだまだその医療面での究明や対策が解明されていないことともあわせ、一般にはこれらの児童生徒は、いわゆる学級での学習活動を阻害し、他の児童生徒に悪影響を及ぼす問題児として見られたり、家庭での教育やしつけの不足、学校での教諭の指導力不足などと誤解されている面も少なからずあると言われており、養育に携わる保護者を初め関係者の精神的、心理的負担と苦痛には大きなものがあると思わ

れます。

これらのADHD児もしくはそれに類するような児童生徒の生活行動に対する学校の対策ということでございますが、教育委員会ではこの春に障害児就学指導委員会を開催した折、教諭を対象にADHDに関する研修会を行い、ADHD児に対する理解を深め、その対処に関する学習の機会を設けてきたところであります。

また、学校現場において、学級における学習活動が円滑に行われるよう、今年度新たに学習生活指導補助員設置事業を新規事業として実施しております。この事業は、多様な問題や障害を持つ児童生徒がふえている現状を踏まえ、学級担任を学習指導の面から支援するために補助員を配置する事業であり、小学校低学年や小・中学校の特殊学級の児童生徒に対し、学習指導や集団適応指導など個々の児童生徒の個性に対応した指導の充実を図っているものであります。

ADHD児は特殊学級への入級対象の児童生徒ではありませんが、学習活動が円滑に行われるようそれらの事業をも活用し、今後とも学校現場に的確に対応した教育活動が行われるよう努めていく考えであります。

この場をおかりしまして関係者の皆様の深い御理解と御協力をお願い申し上げるところであります。

次に、図書館についてお答えいたします。

市立図書館の重複蔵書数、所蔵数についてお答えいたします。

市立図書館につきましては、平成3年12月に新築移転し、独立館として満10年を迎えようとしており、多くの市民に親しまれて利用いただいているところです。

市立図書館の蔵書につきましては、平成3年に作成された蔵書計画により毎年計画的に購入しているところですが、平成11年度末で10万2,130冊に達しており、計画を上回る蔵書数となっているところです。購入した新刊書は1階の開架室に備えつけ広く利用できるようにし、利用頻度が低くなったものから順次2階の開架図書室に所蔵がえを行っております。今年度においては、開架室の資料を充実し、利用者の利便を図るため一般図書の書架17台に2段の書架の増設工事を行い、利用図書の増冊を図ったところであります。

さて、重複所蔵本のことでありますが、一般には複本と呼んでいるものであります。市立図書館においては、全国学校図書館協議会の選定図書、青少年読書感想文全国コンクール課題図書は複数の冊数を備えているところです。さらに、地域資料の収集保存は公共図書館としての重要な役割であることから、寒河江市に関する郷土資料、地方行政資料なども複本として所蔵しているところです。

御質問の人気作家の著書やテレビやマスコミにおいて話題となっている本、いわゆるベストセラーと言われる図書であります。市立図書館においては、市民利用者のニーズに幅広くこたえるためできるだけ多く図書を選定することの趣旨から、当初は1冊だけ購入しており複本購入はしていないのが現状であります。しかし市立図書館では、利用者のニーズにこたえるためリクエストという制度を設けておりますので、リクエストが多くあった場合、具体的には同一図書に5人を超える予約があった場合は、もう1冊購入し複本の蔵書としております。ベストセラーの図書であっても蔵書は2冊を限度としておりますので、貸し出し回数がふえることとなります。ちなみにことしのベストセラー複本数は12種類の図書となっており、貸し出し回数の最高は107回となっております。

開館以来、図書館利用者、図書の貸し出し冊数も順調に推移しているところでありますが、今後とも図書館の運営に当たっては、市民の生涯学習の拠点施設として市民に親しまれ喜ばれて利用いただけるよう充実を図りながら図書館奉仕に当たっていきたくと考えているところです。

以上です。

高橋秀治議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号12番について、10番高橋秀治議員。

〔10番 高橋秀治議員 登壇〕

高橋秀治議員 私は、緑政会の一員として、また通告してある課題について非常に関心を持っている市民を代表しまして市長のお考えをお伺いしたいと思います。

寒河江市は、花と緑とせせらぎで彩るといふ自然と環境の調和した美しいまちづくりを大きな柱とした施策を実施しております。市民が潤いと安らぎ、そして生きがいのある生活ができる環境を実現するため、市長は積極的に取り組まれ力強く頑張っておられることに対し敬意を表しているところであります。

このたびの定例会は、ミレニアム、2000年の最後の定例会であり、自然環境と共生の時代とも言われている21世紀に向けて、これまでの多くの実績を踏まえさらなる市勢発展に向けて夢と希望のお話をするよい機会ではないかと思うところであります。

質問事項にあります最上川堤外河川敷地のことであります。

寒河江市の表玄関としての、環境と共生できる地域社会の形成が、母なる大河最上川を生かした新しい地域づくりを模索してきたところであります。このことについては、かつて同僚議員も一般質問をしているところであります。これに対して当時市長は、建設省において早期に買収をしてからという答弁でありました。

現在は、市長からの働きかけもあって建設省は積極的に取り組み、買収もほとんど終わろうとしております。さらに、建設省寒河江出張所においては、今まで畑地の形状であったところを大型重機により整地を施し、周辺には管理道路をつくって整備を進めている現状であります。

これまでの最上川堤外河川敷には至るところに雑草が生い茂り、その周りには粗大ごみあるいは家庭からのごみなどが長年放置されており環境破壊が進行しておりました。非常に景観が損なわれた状況でありました。これまでは市当局並びに建設省寒河江出張所などの協力でクリーン作業などを実施してきたところであります。

しかし、自分たちの地域の河川敷を自分たちの手で美しくしていこう、よい環境をつくっていこうという機運が盛り上がり、地域の南部地区体育協会、南部地区町会長連合会、そして地域のボランティアグループの有志など多くの皆さんが呼びかけ合い、参加され、河川敷のよい環境づくりが進められてきました。そして、広い河川敷が見違えるように広々と、そして整然とすばらしい、美しい景観に変わりました。さらに、整地をしたところにきれいな花を咲かそうということになり、当局の了解をいただき試験的にコスモスの種をまいたところであります。

こうした活動を通して環境美化を考え、各団体の連携やネットワークづくりを実践している多くの皆さんの熱意と行動の盛り上がりは大変うれしいことであります。さらに、多くの方々の参加と協力の輪を広げていきたいと考えているところであります。

このように建設省、地域が一体となった景観形成の状況を考えますとき、建設省の買収はほとんど完了するものと思います。地域の開発は地域住民の福祉の向上にあると思います。21世紀のキーワードはゆとりと心豊かで健康に生きる、そして交流を図るということだと思います。そのためには、住民の集う場、交流の場、そしてスポーツの場が重要になってきます。私はこうした自然環境に恵まれた広大な河川敷地の効率的な活用を図っていきたいと考えます。

その一つは、フラワーランドにふさわしい花園を造成することがあります。その手法は行政の指導のもと住民の主体的な参加、そして企業と協力し合い整備を進めることができればよいと考えます。しかし、広大な土地であるので、その構想はなかなか住民だけではまとめにくいと思います。河川敷としての限界はある

と思いますが、寒河江市の表玄関として、豊かな緑と美しい花を咲かせるフラワーランドを造成していただきたいと思います。

地域住民のよりどころとスポーツ、健康増進、そして交流の場にふさわしい地域広場を造成していただければと考えているところであります。例えば市民のスポーツ公園、若者も子供、お年寄りもみんながともに楽しめる遊歩道の整備、子供たちが常に楽しめる憩いの運動公園などの整備ができればすばらしいと思うのであります。

去る11月17日の全員協議会で提案されました実施計画の中に、皿沼緑地公園整備を取り上げていただきました。市当局に対し改めて感謝を申し上げます。

この河川敷地の利用については、南部地区住民はもとより市民みんなが待ち望んでおりました。このたびの実施計画の中で、13年度では整地、14年度は花の種をまくとなっております。美しいフラワーランドの姿が見えてくるようであります。こうした市民の福祉向上にふさわしい広場や公園など、市民が熱望している施設はぜひつくっていただきたいと思うところであります。そこで、市長の最上川堤外河川敷地の積極的な整備計画などについて、夢のあるお話をお伺いしたいと思います。

これで1問終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

本市では、かけがえのない自然を大切に、ふるさとを愛し、豊かな環境を守り育てる心で、自然と環境に調和した美しい交流拠点都市をつくるため「花と緑・せせらぎで彩る寒河江」をキャッチフレーズに緑豊かな都市づくり、まちづくりを目指し、フラワーロードを初めとする市内主要道路の植樹や二ノ堰沿いの植花、またホテルの里づくりの環境整備など、さまざまな自然環境と共生する取り組みが市民、企業団体の多くの皆さんの参加で積極的に進められていることは非常にとうといことでありまして、市民の皆さんに感謝しているところでございます。

これらの取り組みが全国的に認められ、先般緑の都市賞、緑の都市づくり部門において都市緑化基金賞を、また農林水産省・建設省が提唱し、財団法人日本花の会などが主催する全国花のまちづくりコンクールでは最優秀賞の農林水産大臣賞と立て続けに名誉ある賞に輝きました。これまで自然を大切に潤いのある生活環境の形成に、グラウンドワークによる市民参加型の都市づくりが高い評価を得たものであり、市民の皆さんとともに喜びたいと思います。

御質問の皿沼地内の最上川河川敷地の活用についてであります。これまでの経過を申し上げますと、御案内かと思えますけれども、市ではこの河川敷地について、昭和57年に策定しました緑のマスタープランの中に皿沼緑地として盛り込み、さらに平成9年度に策定しました都市計画マスタープランの中でも、仮称でございますけれども、最上川緑地公園といたしまして、市民が市内の公園や緑地、親水せせらぎ空間を自由に散策しながら自然と景観に親しみ、潤いと安らぎを実感できる花と緑・せせらぎの触れ合いネットワークの拠点となる緑地公園として位置づけているところでございます。

また、これより前、この河川敷用地につきましては、昭和48年当時、建設省が河川整備事業の一環として河川の安全性向上を図る目的に、皿沼地内の堤外地に低水護岸の計画を進めるため、堤外民有地の農地約26.5ヘクタールについて用地買収に入りました。平成3年まで長期にわたり地権者と用地買収交渉を進めてこられたわけでございます。この結果、全体面積に対し約91%、面積にいたしまして24.1ヘクタールが買収されたところでございますが、それ以後は用地交渉が難航し行き詰まったことから、一時中断する状況になったところであることは御承知かと思えます。

その後、平成8年に南部地区から河川空間を利活用した公園整備促進についての要望書を受けたところでございました。市といたしましても、地域の要望実現のために未買収の用地取得を再開していただくよう、さらに荒れ果てた状況になっている買収済み用地を緑地公園として整備して下さるよう要望を申し上げてきたところでございます。

建設省においては、これを受けまして平成10年度から再び用地買収に取りかかっていたことになり、地権者への交渉に当たっては地元の有志の方々からの御協力をいただきながら、市、建設省と一体となり用地交渉を行ってまいりました。その結果、現段階における未買収の土地は地権者3名、面積約1,600平方メートルとなっており、今後においても交渉を継続していただくことになっております。

この河川敷地の現在の利用の実態でございますが、御案内かと思えますが、昭和57年から市が建設省から占用の許可を受けております。そして、通称南部総合グラウンドとして施設の運営、管理一切を南部地区体育協会に委託しまして、南部地区では運動会やソフトボール大会が開催され、地域におけるところのスポーツの振興に役立っている状況でございます。そのほか、河畔の小径といたしまして散歩道が整備され、地域の方々にご利用されておる状況であります。

また、御指摘もありましたが、河川敷内には長期にわたり粗大ごみが不法投棄され、著しく環境が悪化し

ておりましたが、地区の町会長連合会を初めとする各種団体と地区住民によるクリーン作戦を実施していただいたところであり、地区民挙げてのごみ不法投棄防止と環境衛生美化の取り組みに感謝しているところでございます。

その後、建設省山形工事事務所寒河江出張所においても、粗大ごみの収集処分と整地を兼ねて、南部総合グラウンドを囲むように約5ヘクタールの広さをことし6月末から8月末にかけて重機等により地ならしを実施していただいております。実施された一部分には地区の皆さんによるコスモスの花の種まきも実施されてきたところでございます。

御質問の今後の皿沼地内河川敷の利活用についてでございますが、今議員からはフラワーランドとしてコスモスなどの花園としての利用やら、あるいはスポーツ交流の場としての憩いの運動公園としての利活用はどうかというお話をいただいたわけでございますが、今申し上げましたように、既に当河川敷につきましては、通称南部総合グラウンドとして利用していただいておりますし、このたび建設省から地ならしをいただいた一部分には地元の有志の方でコスモスの種まきを実施され、来春には他の花の植栽も実施されると聞いておりますので、議員からお話しいただきました憩いの運動公園あるいはフラワーランドについても、この河川空間を構成する機能の一つとして考えていかなければならないと思っております。

何せ20ヘクタール以上にも及ぶ広大な空間でございますので、他の利用方法についても検討していかなければならないと思っております。この検討に当たりましては、地域の皆さんや各種団体と一緒に、建設省の考え方あるいは住民のニーズや整備手法、財源手当て、近隣の施設との競合、チェリークア・パークとの相乗効果、利用度、メンテナンス費用などを見きわめ、十分に検討を重ね計画を立ててまいらなければならないと思っております。

市の体育協会におきましても、ここの5月の理事会におきまして、当該河川敷におけるニュースポーツの場としまして手づくりランド建設委員会設置について了承されたと聞いております。したがって、十分当協会からの御意見なども聞いてまいりたいと考えております。

また、将来整備するに当たりましては、広大な面積でもありますし、市が単独で実施することは財源上大変難しいと考えております。国・県からのお力もいただきながら進めていく必要があり、長期計画に基づいた整備が必要と考えております。

また、市が整備主体になる事業も出てこようかと思いますが、この場合グラウンドワークによる手法をできる限り取り入れたものにしてまいりたいとも考えております。

さて、当面の整備でございますが、南部地区の各種団体が組織するフラワーランド推進協議会が発足されたことも聞いており、地区民によるグラウンドワーク手法の手づくりによる取り組みに市といたしましても支援をしてまいらなければならないと考えております。

平成14年に開催される全国都市緑化やまがたフェアがございます。最上川ふるさと総合公園を主会場に行うわけでございます。県内外から会場に訪れる方々に対する、特にJR左沢線の車窓からの景観に対する配慮というものと、河川敷のごみの不法投棄防止、美観というものを保持する必要があると考えております。

このたびの市の実施計画の中で、御案内のように平成13、平成14年度の計画といたしまして、整地と花の種まきを盛り込んでいるところでございます。何しましても市の玄関口として景観に配慮した花いっぱいの花園になるよう、市といたしましても一緒になって取り組んでまいりたいと考えておりますので、地区の皆さんの御理解と御協力をいただきたいと思いますと考えているところでございます。

以上です。

佐藤誠六市長 高橋秀治議員。

高橋秀治議員 ただいま非常に前向きな御答弁をいただきまことにありがとうございます。

市長は21世紀に向けていろいろな事業に取り組み、先見性そして決断力を実行力によって寒河江市は非常に勢いづいております。美しく輝いております。ただいまは全国的な視野で市政に対するいろいろな関心が寄せられております。また、各方面から高く評価され、去年は自治大臣賞を初め多くの賞を受章されました。先般の、今市長が申されたような緑の都市賞とか、全国の花のまちづくりコンクールの最高賞をいただいたということを聞いて市民として誇りであると喜んでおります。

各地においてグラウンドワークによる公園づくり、美しいまちづくりが進んでおります。南部地区もようやく河川敷の買収が進み、地域住民が積極的に参加して自分たちのふるさとと運動公園そして交流の場をつくっていかうという意欲に燃えています。当局の指導と協力をよろしく願いして、住民手づくりのすばらしい河川敷公園につくり上げていきたいと思っております。

住民パワーを生かした行政、住民・企業の連携を一層努められ、21世紀に向けて第4次振興計画に基づく美しい交流都市づくりと、花と緑とせせらぎに彩られた夢のある、ロマンのあるまちづくりが一層進められるよう心から願いを申し上げ、私の質問を終わります。

伊藤 諭議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号5番について、15番伊藤 諭議員。

〔15番 伊藤 諭議員 登壇〕

伊藤 諭議員 私の不摂生により風邪をこじらせまして、おとといより喉をつぶしてしまいお聞き苦しい声でございますが、お許しいただきたいと思います。

私は、国づくりの基本は人づくりにあると信じている一人であります。これはすべての組織に言えることであります。また、政治の基本は人類の幸せの追求であり、人類が真に幸せに生きるためには、この地球上に存在するすべての生き物と共存できる世界をつくることであると思います。

こうした人類の幸せ、生きとし生けるものの幸せを願い働き生きる人間をつくること、これが教育であると思っています。教育とは学校だけの教育ではありません。人間形成の過程すべてが教育であります。社会全体が教師であり生徒であります。特に教える立場にある人は常に教えられる側から学ぶ姿勢を忘れてはなりません。これは直接教育に携わっている教師だけではなく、行政や政治、会社や団体の中にあつて社会をリードする立場にいるすべての人が常に持つべき姿勢であります。人生死ぬまでが学習の場であり、学ぶ姿勢を忘れてはならないと思います。

このような私の教育に対する基本的な考え方を端的に申し上げ、通告している教育改革国民会議の中間報告に対する課題と問題点を私なりに明らかにし、本市教育委員会の見解あるいは教育委員長の考えをお伺いしたいと思います。

この教育改革国民会議は、戦後教育の総点検を目指すとして、森首相の私的諮問機関としてことしの3月に設置され、9月22日に中間報告をまとめたものであります。この中間報告書は一部共感するところもありますが、危険なおいを感じざるを得ない箇所や疑問を禁じ得ない箇所が多数見受けられるのであります。こうした報告に対して、現場で教育に携わっている人々や一市民レベルの考えを声に出して発言をしていかないと大変なことになるのではないかと憂慮しています。ぜひこうした思いを受けとめ率直な見解を承ればありがたいと思います。

最初に、現状認識であります。中間報告は、教育は社会の営みと無関係に行われる活動ではなく、今日の教育荒廃の原因は究極的には日本の社会全体にあると言えるといいながら、社会全体が悪いだけでは無責任になり、だれも何もしないことになると逃げています。さらに、教育の原点は家庭であることを自覚すべきであると述べ、家庭ごとにしつけ3原則をつくり、子供と一緒に過ごす時間をふやせ、PTAや学校、地域の教育活動に積極的に参加せよと提言しています。

中間報告は社会的責任を放棄し家庭に責任をなすりつけようとしているように見受けられます。子供の親は、家庭で、地域でもっと子供と接してやりたい、接してやらなければと切実に思っていると思います。それを実行できない社会の仕組みの中で悩み苦しんでいるのが現実であります。日本人は働き過ぎ、働き中毒だと諸外国から指摘されてきました。まさにそのとおりであります。しかし、好きで残業や長時間労働をしているわけではありません。低賃金ゆえに長時間労働に甘んじ、あるいは断ればボーナスや昇進に、時としては首にかかわるから家庭を犠牲にして働いているのが現実なのであります。企業や会社が子育てや教育に対してもっと理解と協力を惜しまない姿勢が必要であります。労働基準法が改正され週5日制が施行されても、まだ週5日制を実現していない多くの企業があることがこのことを証明している一つであります。

また、年次有給休暇取得者に対しても勤勉手当の査定に利用するため、とりたくてもとれないという中小企業で働く人々の実態を聞きます。家庭生活優先、子供たちともっと時間をとりたいと思ってもできない勤労国民の悲痛な声を国民会議はどのように受けとめているのか疑問であります。

子供を取り巻く環境は家庭や子供との生活を犠牲にしてきたツゲが、そして金や物質優先の社会のツゲが今まさに噴出してきているのだと思います。私は遅きに失したと思いますが、今からでも企業中心、会社中心の社会から家庭中心の社会へ切りかえる一大転換をすべきであると思います。

中間報告にも述べてありますが、企業は年次有給休暇とは別に教育休暇制度を導入することを提言しています。実現するためには企業、会社の理解と協力が何よりも必要であります。企業の利潤も大切であります。日本の未来を託す子供の教育にはかえられないという理解が求められていると思います。

教育界としても勤労者が置かれている現状を直視し、教育休暇制度の導入もさることながら、現在ある制度の中で子供たちのために安心して有給休暇をとれるよう働きかけるとか、あるいは週1回でも子供と一緒に夕食を食べられるようノー残業日を設定することなど企業に働きかける行動を起こすべきと考えますが、教育委員長の見解をお伺いします。

また、中間報告は地域の教育力を高めるために公民館活動など、自主的社会教育への支援を行うと述べています。まさにその必要性は言うまでもありません。公民館の自主的社会教育に対する支援とともに、各学校で行われている総合学習における地域のお年寄りなどを迎えての体験学習を、学校でなく公民館あるいは分館で行うなどの工夫があれば、地域の大人も子供の顔を覚え話しかけやすくなると思うし、子供たちも地域に親しみ、地域の公民館、分館をもっと身近なものに感じるのではないかと思います。こうした取り組みについて見解があればお伺いしたいと思います。

次に、奉仕活動の義務化についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

奉仕活動については、中間報告において小・中学校では2週間、高等学校では1カ月間、共同生活などによる奉仕活動を行うことなどを提言しています。奉仕活動を義務づけることは奉仕の精神をゆがめるものであり、形だけの欺瞞に満ちた子供を育てることに手をかすことになるものと心配するものであります。

また、将来的には、満18歳の国民すべてに1年間程度農作業や森林の整備、高齢者介護などの奉仕活動を義務づけることを検討すると述べていることについては、奉仕活動どころか形を変えた強制労働であり、時代錯誤と言える提言であります。

今さら言うまでもありませんが、奉仕の心は社会のために、だれかのために自分ができることを役立てたいという自発的な心に根差しているからこそとうといものであり、奉仕を受ける側にとっても感謝の気持ち自然と出てくるものであると思います。自発的な心に根差さない奉仕は奉仕とは言えず、苦役以外の何物でもありません。奉仕活動を義務づけにしたならば、拒否する子供や親と現場で指導する教師の間に新たなあつれきを生み、相互不信の増大と不登校などの新たな問題が生じかねないおそれがあります。こうした危惧を持つ奉仕活動の義務化について、教育委員長はどのような見解をお持ちなのか伺いたいと思います。

次に、問題を起こす子供への教育についてであります。

中間報告では、問題を起こす子供の教育をあいまいにしないと述べています。あいまいにしないという真意は定かではありませんが、問題を起こす子供の特別教室の設置など、隔離につながる考えを持っているのではないかと危惧されます。隔離につながる発想は、義務教育の放棄であり、平等に教育を受ける権利を奪うものであります。問題を起こした子供が特殊な家庭環境や境遇にあった子供ではなく、普通の家庭、普通の子供が問題行動を起こす事件が多発していることからわかるように、問題行動を起こすに至った要因や背景は非常に複雑であり、解決するためには忍耐強い努力と対話が必要であります。そのために各学校に専門のスクールカウンセラーの配置と同時に、教職員の繁忙化解消が急務であります。ゆとりのない学校、ゆとりのない教育、ゆとりのない教師、こうした環境では問題児に対する忍耐強い指導は不可能であります。ゆとりある教育を取り戻すためにはいろんな課題がありますが、現行の40人学級基準を30人以下の学級基準に改正することが大きなかぎを握っていると思います。

文部省の99年度の学校基本調査速報によりますと、不登校の児童数は13万人を突破したと発表されていま

す。また、文部省が研究を委嘱した学級経営研究会における報告書によりますと、学級崩壊をしている学級の状況は、1学級36名以上の学級が27.4%、31名から35名の学級では26.7%であります。合わせて31名以上の学級で半数以上の54.1%を占め、1学級当たりの人数が多いほど学級崩壊が多発しているのが証明されました。

また、日本教育学会が99年3月に学級定員の基準などについて全市町村の教育委員会にアンケート調査を行った結果、42%、1,384の教育委員会から回答が寄せられ、望ましい学級規模としては小学校で30人が57%と半数以上を占め、続いて35人が22%、20人、25人以下も14%でありました。35人以下の学級が望ましいと考えていると考える教育委員会が全国で93%、30人以下が望ましいと考えている教育委員会が71%もあることが明らかになっています。

また、文部省が進めている2人の教員が一緒に教えるチームティーチング(TT方式)よりも少人数の学級編成が望ましいと考えている教育委員会が65%と多数を占めているのであります。

また、意見の欄では、小学校では1年生から6年生まで一律40人学級の基準は無理があるとの声が多かったとあります。

このような研究やアンケートの結果を踏まえて、教師がすべての子供に目が届き、ゆとりを持って安心して教育ができる環境を確立し、学級崩壊や不登校児童、問題児を出さないためにも、1学級の小人数化を実現することが急務であると考えます。

日本教育学会に対する望ましい学級規模のアンケートに、本市教育委員会としてどのような回答を出されたのかをお尋ねします。もし出さなかったとすれば、教育委員長として望ましい学級規模に対する見解を伺いたいと思います。

次に、新しい時代に対応した教育行政のあり方について見解を伺いたいと思います。

中間報告では、新しい時代に新しい学校づくりとして、教師の意欲や努力が報われる、評価される体制づくりなどの提言があります。具体的には、教師に対する特別手当の支給や表彰制度、教員以外の職種への配置がえ、または免職、さらに免許更新制度の検討など、あめとむちを強化しようとしています。私はこうした考えに疑問を持ちます。教師に特別手当や表彰制度を強化し、一方で他職種への配置がえや免職などの手段で本当に教師の意欲が生まれるのでしょうか。教職員同士の新たな競争を生み出し、学校全体の連帯感を損なうおそれが心配されます。

現在、文部省による教育内容と教職員への管理統制を強めたことが教育の画一化や没個性化を招いたという反省から、教育の地方分権、学校の自主性、自律性の確立、学習指導要領の大綱化、ゆとりと生きる力の創造へ向けての個性重視の教育への転換が図られているものと思います。子供の個性や創造性を伸ばすためには、子供たちと毎日向き合っている教職員がゆとりを持って子供たちの個性を尊重しながら接することが大切であり、そこで働くすべての教職員の協力、協働が何よりも大切であるのではないかと思います。1人の教師の頑張りや個々の教師のばらばらの取り組みでは十分な教育の効果があらわれないことは私たち素人にも理解できます。

したがって、重要なことは、すべての教職員の協力、協働の体制をどうつくるかであり、そのための学校、教職員への支援策をどう拡充するかであります。特定の者への特別な報奨は学校経営にプラスには働かないと考えますが、教育委員長の見解を伺います。

また、教育委員会の改革として、教育委員の構成を保護者委員、女性委員など、具体的に定めることが提言されていますが、これは小手先の改善であり、教育委員会の抜本的改革にはほど遠いものであります。教育委員は教育行政の地方の自主性を確立する制度であり、教育の中立性と教育行政の安定性の確保を目的とした行政委員会であります。そして、教育委員会の運営は教育の素人による民衆統制としての合議制を基本に置いています。

こうした教育委員会の理念と運営に照らして早急に改善をしなければならないのは何か、この点が議論されていません。私は一番重要なことは、市町村教育委員会の独立性の確保であると考えます。第1に、文部省、県の教育委員会からの独立であり、第2に市長部局からの独立であります。そのためには教育委員の公選制復活が教育委員会の独立性、中立性を確保する絶対的条件であると考えます。現在の任命制度では自由な発言、思い切った改革はできません。自由な発言、思い切った改革を行うためには、任命制度の撤廃と同時に、教育委員会に予算要求権の付与、財政権の確立が求められています。教育委員会の改革、改善について、教育委員長として考えがあれば伺いたいと思います。

最後に、教育施設の総合的推進のための教育振興計画を策定することについて、中間報告では教育への投資を惜しんでは教育の改革は実行できない。教育改革を実行するための財政支出の充実こそが必要であり、目標となる指標の設定も考えるべきであると述べていますが、まさにそのとおりであります。

我が国の学校施設、設備のおくれは、電話回線、トイレ、エアコンの整備など数え上げれば切りがないほどであります。国の一般歳出総額に占める学校教育費の割合は年々低下しています。昭和50年に13.4%を占めていた教育費が平成9年度には10.6%に落ち込んでいます。また、国民総生産に対する公財政支出に占める学校教育費の支出の国際比較においても、日本は3.6%、フランス5.6%、アメリカ5.0%、イギリス、ドイツ4.6%と、先進国における日本の財政支出の低さが明白であります。ユネスコなどは教育に対する公財政支出の割合をGDPの6%とするよう提唱しています。実効ある教育振興計画を策定するためには、こうした基本的財政の確保、裏づけが不可欠であります。教育振興計画の策定及び基本的財政の確立について御見解があればお伺いしたいと思います。

また、中間報告は教育基本法の見直しについて国民的議論を提唱しています。国民的議論を行うことは重要であると思います。しかし、最初に改定ありきの論議をすべきではありません。むしろ教育基本法の理念や内容を国民全体のものにすることが重要であり、教育基本法の理念や内容がどこまで実現しているのか、実現できなかった原因は何か、実現するためにはどんな施策が必要かを論議する中から、今何を改革しなければならないかが見えてくると思います。こうしたプロセスを大事に丁寧に論議していくことが教育界にとっても親にとっても子供にとってもこれからの教育を考えると大事ではないかと考えます。教育基本法の改正についての御所見があればお伺いし、私の第1問とします。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 お答えいたします。

まず、教育改革国民会議は、内閣総理大臣の諮問機関として、芝浦工業大学の江崎玲於奈学長を座長に各分野の専門家など26名の委員で構成され、本年3月から開催されているものであります。その目的は、21世紀の日本を担う心豊かでたくましく創造性の高い人材の育成を目指し、教育の基本にさかのぼって幅広く今後の教育のあり方について検討することにあります。人間性、学校教育、創造性の三つの分科会で構成され、その審議に当たっては何らの制約を設けず、自由闊達な濃密な議論を行い、9月に出されました中間報告をまとめるに当たっては、骨太でわかりやすく具体的で建設的な17の提案がまとめられたというものであります。

こうした背景には学級崩壊や不登校児童生徒の増加、続発する青少年の凶悪な犯罪など教育の荒廃を憂慮する危機意識があり、さらには少子高齢化、国際化、情報化などの現代的な教育課題への対応が迫られている状況から、教育問題を家庭や学校のみ任せではなく、もはや国民の一人一人が真剣に議論すべき状況にあるという認識によるものであると理解いただきたいと思います。

まず、第1点目の家庭の教育力の回復について申し上げます。

議員が示されたような家庭の教育力の回復のためには、家庭優先を容認する社会をつくるという視点には今後大いに示唆をいただいたものと理解いたします。確かに個人の努力にも限界があり、保護者が家庭と仕事の板挟みになっているような状況もまま見受けられるものであります。教育界も積極的に企業などに働きかけ、家庭が本来の教育機能を果たせるよう配慮と理解を求めることもこれからは視野に入れることが必要であろうと考えます。また、企業側においても、従業員の家庭教育に理解を示すことは、究極的には次代を担う人材を育成し、社会の繁栄に企業としての責任を果たすという、偉大なる循環の見地に立ってくださることを期待するものであります。

第2点目の総合的な学習の時間における地域の公民館の活用について申し上げます。

平成14年から本格的に実施される新学習指導要領は、ゆとりの中で生きる力をはぐくむことを大きなねらいとし、総合的な学習の時間を中核に、学校の特色とともに開かれた学校づくりを求めているものであります。地域の歴史や自然、伝統文化を初めすぐれた人材を活用して、学校教育に地域の教育力を積極的に取り入れることを重視しております。したがって、公民館の主催する事業に授業の一環として参加したり、施設の一部を活用して学習することも十分考えられ、学校教育と社会教育が積極的に連携することが期待されております。

平成12年度と13年度は学習指導要領の移行措置期間として、市内小・中学校でも総合的な学習の時間について意欲的かつ研究的に実践しており、子供たちがみずからの課題に沿って公民館や市役所を訪問して調べたり、電話による問い合わせに応じていただいているところであります。このような学習は今後さらに活発化するものと思われますので、学校教育と社会教育がどのように連携していくべきか、各学校の意向も反映した形で検討してまいりたいと考えております。

次に、第3点目の奉仕活動の義務化について申し上げます。

今回の中間発表でかなりの議論を呼んだものであります。すなわち小・中学校では2週間、高等学校では1カ月間共同生活などによる奉仕活動を行い、将来的には一定の試験期間を置いて満18歳の国民すべてに1年間程度農作業や森林の整備、高齢者の介護などの奉仕活動を義務づけることを検討するというものであります。あえてここまで踏み込んだ提言になった背景には、今まで教育が要求することのみに傾斜していたことを反省し、人道的な作業体験から奉仕の志をはぐくみ、青少年が自分に人のお役に立てる力がある喜びを

自覚するとともに、人は皆生かされていることや感謝に生きる心を育てようとしているのであります。確かに重要な意味を持つ提言ではありますが、実際にこれだけの期間を奉仕活動に充てた場合、教育課程全体がどのように編成されるのかが未知数であり、また、大学進学や企業への就職年齢の変更など、国家的な変更を伴う内容であり、具体的なイメージができないのが正直なところであります。

また、奉仕は義務として強制すべきでないという批判があることも承知しておりますし、反対に他から強制される義務ではなく、みずから価値ある生き方を求めて自分で自分に課する義務であるという解釈があるのも事実であります。

市教育委員会としては、この提言について今後とも多角的に研究してまいりたいと考えます。と同時に、社会や国民全体のコンセンサスがどのように形成されていくのか注意深く見守ってまいりたいと思います。

第4点目は、スクールカウンセラーの設置状況と望ましい学級規模について申し上げます。スクールカウンセラーは、臨床心理士や医師などの資格を持つ人を学校に配置し、児童生徒の心のケアを図り、不登校などの問題を改善したり、教師の研修や保護者の相談に応じるための制度であります。本市では、平成8年度から11年度までの4年間、文部省の委託を受け陵南中学校に3ないし4名配置していましたが、今年度は委託を受けておりません。

望ましい学級規模については、昨日安孫子議員の答弁でも申し上げましたが、文部省の第7次教職員定数改善計画により40人学級というクラスサイズは変えず、主要教科の指導に当たっては学級の枠を外して20人ほどの小人数で指導できるよう、弾力的にきめ細かな指導ができるよう検討されております。文部省や県教育委員会の今後の動向を見守りながら対応したいと考えております。

次に、第5点目として、新しい時代に対応した教育行政のあり方について申し上げます。

御指摘のように、教員の能力に応じて評価し、給与や人事の処遇を図るなど、教員の熱意や努力が報われ反映される体制に整備する旨の提言が行われております。イギリスでは実際に教員の能力給制度を導入したということですが、国民性や文化の違いもあり、また教育職と能力給という制度が果たしてうまく適合するものや否や、あるいは教員の熱意や努力を客観的にだれがどのような基準で評価するものやら課題も多いと思われま。

しかし、現在の教育改革は、橋本政権時代の社会的規制の緩和と自由化の流れをくむものであり、とかく保守的と言われる教育界に市場原理を導入し、いい意味で競い合い高め合うことが期待されているのも事実であります。

以上のように現段階で一概に評価することは難しく、今後とも注意深くその推移を見守ってまいりたいと考えております。

さて、教育委員会の改革についてでございますが、市町村教育委員会は、地方公共団体の教育事務を担当する独立した執行機関として、教育事務を自主的に行っていることは御案内のとおりであります。ほかには、地方公共団体の行政全般の総括者である市長にも教育事務に関して職務権限がございます。教育委員会が教育施策を独自に推進していく上での制約は、組織機構や予算にかかわる事項を除けば基本的にはありません。本市においては、市長事務部局、教育委員会双方の職務権限の範囲及び連携によって、適正で良好な関係が保たれ運営されていると思っております。教育事務の処理については、市長の指揮監督を受けることなく、教育委員会のみずからの権限と責任において行っているところであります。

ただ、財務事務に関しては、市全体の健全財政運営上の面から一元的に処理する必要があり、法律においても市長の職務権限とされているところであります。本市における教育財政と一般財政については調整が十分図られ対応していただいているものと思っております。

なお、御質問の教育委員の構成を定めた基準などについては、教育委員に任命されている私としてはお答えする立場にないのではないかと思います。

次に、第6点目の教育振興計画の策定についてであります。第4次寒河江市振興計画及び実施計画において、市教育委員会の意向を十分に反映し教育振興策が策定されており、さらには各年度ごとに寒河江市の教育目標と主要方針の策定を行っております。また、これらを踏まえて各学校の経営方針、教育指導計画が編成され、指導主事を中心に学校と教育委員会の連携の強化を図るよう取り組んでおります。

最後に、第7点目の教育基本法の見直し論議について申し上げます。

教育基本法は昭和22年に制定され、教育の理念や日本が目指すべき教育の道しるべとなるべき性格の法律であります。教育改革国民会議では、議員のお考えと同様に初めに教育基本法の改正ありきという姿勢に立つことなく、また、この法律に触れることをタブー視する必要はないという立場で、我が国の教育のあり方に関する検討の一環として議論を行っております。

教育基本法の改正が特効薬となって直ちにいじめや青少年の凶悪犯罪がなくなるものではないこと、教育改革を実効あるものにするためには、教育内容や教育行財政制度の改善など、具体的な方策の提言こそが重要であるという認識が示されております。

その一方で、この法律が制定された昭和22年当時とは社会状況が著しく異なり、教育基本法に求められている理念や内容が変化していることから、必要に応じて改正されるべきであるという意見が大勢を占めているということでもあります。

しかし、具体的に何をどのように改正するかということについては、委員の意見も分かれるところであり、集約されておられません。むしろ国民的論議を期待しているということでもありますし、そうあってしかるべきと考えております。

いずれにいたしましても、教育改革国民会議の審議は、その基本方針として教育を供給する側の論理でなく、教育を受ける子供や学生、その親の側に立って論議することを重視しているということでもありますので、教育問題を家庭や学校のみ任せることなく、国民一人一人が真剣に受けとめ議論されることを期待して、その推移を注意深く見守ってまいりたいと考えております。

以上です。

佐竹敬一議長 伊藤 諭議員。

伊藤 諭議員 こういう声なので余り再質問もどうかと思ったんですけども、今の教育委員長の答弁を聞いて、大分答弁の中に今後の推移なり今後のいろんな議論を見守りたいと、こういう意見がかなりの部分を占めておったのではないかなと思うんです。私は地方の教育委員会として、本当に現場と直視をしている教育委員会として、そういうただ見守るという態度だけでいいのかと、本当に残念な気持ちなのであります。

と申しますのは、今回の教育国民会議の中間報告が出た後、早々とこういう報告書に対して為政者、政府なりそういうところは、自分の都合のいいところを先取りするというか、つまみ食いするというか、そういう傾向があるわけですね。そういうことが既に出てきているわけです。

例えば、この前の新聞には、優秀な教員を表彰する教員評価システムを新たに導入するというのをこの前の閣議でも既に決定をしていると。早ければ2002年度から実施をしたいと、こういうことを先取りしているわけですね、最終報告が出ないそういう中で。一番現場の教師にとって問題なような課題についてそういう態度をもう既に決めている。あるいは教育委員会の活性化を図るためということで、教育委員会に女性委員や保護者代表を登用するという地方行政の組織運営に関する法律を来年の通常国会にはもう提案しようと、こういう動きまでもなっているわけですね。そして、教育基本法の見直しについても中央教育審議会へ来年の7月には諮問をしたいと、文部省はこういうことを示しているわけです。

ということで、矢継ぎ早に為政者にとって都合のいい部分はどんどんと押し進めようとしている。しかし、その一方で多くの現場の教職員や市町村の教育委員会が望んでいる40人学級の見直しについては、今の答弁にもあったように見送られているわけですね。これはいろいろな理屈をつけています。今答弁があったように、一律に30人学級にするよりも教科科目ごとの学習単位を小さくする方が効果的だなんていう理由をつけて40人学級を見送っているわけでありましてけれども、その見送った最大の理由は何かと。国の財政悪化、県自治体の財政の悪化、これが教職員の増大にはたえられないと、こういうことで葬り去られているわけですね。これが真実だというふうに思うんです。理屈は後でつけたと。こういうことを地方の教育委員会や教職に携わっている人は、T T方式あるいは学習単位を小さくする方がいいんだという議論に負けない声を地方から出していく必要があるんじゃないかなと思うんです。

そして、そういう40人学級の見直しについては見送っておきながら、都道府県単位で自前の財源を使って独自の30人学級を進めることは認めていくんだと、こういうちぐはぐな方針を、考え方を示しているわけですね。財政に余裕のある自治体なら30人学級をやってもいいですよと、こういう言い方を一方ではしているわけです。全く国の政策としては矛盾な方針だというふうに思います。そういう意味で単に見守るということではなくて、本当に現場の教職員の声を、地方自治体の声を中央に反映させていくという努力をぜひしていただきたい。こういうお願いをしたいというふうに思います。

これはいい例かどうかがありますが、福島県の三春町では、教育委員長を全国から一般公募した。あるいは愛知県犬山市においても、従来地域のバランスで選んでいた教育委員を、そうした慣例を打ち破って大学助教授や企業のトップなどを教育委員に任命して、教育委員会主導となって教育行政を改善していくと。そして市町村が独自で行える30人学級、そういったものはどんどんと取り組んでいくんだと、こういう教育委員会なんかもあるわけです。

ということで公選制は一教育委員会としてはなかなか言い切れない、あるいはやり切れない、そういう課題だというふうに思いますけれども、一般公募制、そうした開かれた教育委員会の選任の方法、こういうことは取り入れることはできるのではないかなというふうに思うんです。教育委員の任命については、議会でも承認事項になっているわけでありましてけれども、どこでだれがそういうことで選任をして承認を求めるとか、全く人選をされる経緯が非常にわかりにくい。密室性が高いと、こういうふうに言われています。そう

という意味では本当に教育委員会、教育に関心のある市民の中から公募をする。こうした考え方なんかもとれるんじゃないかというふうに思いますが、そうしたことなんかもぜひ今後検討していただければありがたいなというふうに思っています。

それから、いろいろあるわけでありましてけれども、奉仕活動についてはもっときちっとした態度をとってもらいたいなと思うんです。いろいろ中間報告で出ていますけれども、本当に国民会議の各委員はすばらしい学識経験者の方々というふうに思いますが、この方々が本当に奉仕活動なんてやっている方なのかということなんです。私も含めてでありますけれども、我々大人が今の社会で本当に進んでみずから時間や手間を割いて奉仕活動に参加をしているか、学校の先生も含めて。私は参加をしていないというふうに思うんです。そういうしていない大人が子供に奉仕活動を強制すると。そうしたときに子供はどういう目で大人を見るかと。どういう目で先生を見るかと。自分たちがやらないで何だと。おれたちにこういうことをやらせるのかと。そういう反発心や不信感を持つのではないかと思うんです。そうした大人社会、現代社会の我々の行動を見て子供は育っているんだというふうに思います。子供に押しつける前に、まずみずからやると。このことが前提になれば、奉仕活動を子供に押しつけるなんていうことはできないはずだというふうに思います。そういう意味で現場で指導する先生は自己矛盾に陥ると。こういう苦しみを現場の先生が背負うことになるわけですね。そのことを代弁して、教育委員会としてきちっとした考え方を県教や文部省やそういうところに述べていく。そういうことが必要なのではないかというふうに思います。

そういう意味で、大変聞きにくい声で申しわけありませんけれども、見守るということではなくて、積極的にそうした考え方を行動に移していくと。このことをお願いして、もし見解などあればお聞かせいただきたいというふうに思います。

佐竹敬一議長 教育委員長。

大泉愼一教育委員長 伊藤議員の方から見守っていきたいというふうな言葉がいっぱいあって非常に不満だというふうな声がありましたが、確かにそういうのはいっぱいあったように思うんですが、私自身も、例えば優秀な教員をこうするといっても、どんな者を優秀というのかというふうなこともまだ明示されておりませんし、わからない状態で、やっぱり見守っていきたいというふうに言わざるを得なかったというふうに思います。

それから、奉仕活動についても、私自身も今いろいろ人間の性というのは悪なのか善なのかということから始まってわからない面が相当あります。この前ライオンズクラブの作文の、私は3年ほど審査委員長をやったんですが、あの中に嫌々ながら慈恩寺の清掃に参加した。例えばこれ陵西中学だったんですが、参加したんだけど、してみたら非常に気持ちがよかったと。それから陵南中学からは何通もボランティアとして市立病院に花飾りやら年寄りの相手に行ったと。こんなことがなければいいなと思いながら行ったと。しかし、おばあさんたちと話し合っていてありがとうと感謝されて、初めてこういうことに将来つこうというふうに考えたというふうな、体験して初めてボランティアというのはすべきなんだというふうな意識が変わったと、こういうふうなこともあったわけです。

そういうようなこともあって、やっぱり曾野綾子が言うように、強制すると本当に積み立つのか。あるいは私自身もそんなにしないのに生徒にさせるのはどうかと、今伊藤議員がおっしゃるような考えもいろいろ心の底にはあります。そういう意味で、これからどういうふうな議論が進められていくのかということを見守っていきたいというふうに言ったわけです。これは正直な気持ちです。

以上、感想だけ申し上げて御理解いただきたいと思います。

佐竹敬一議長 以上で一般質問は全部終了いたしました。

平成12年12月第4回定例会

散 会 午後3時00分

佐竹敬一議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでございました。

平成12年12月7日(木曜日)第4回定例会

出席議員(24名)

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|--------|----|
| 1番 | 佐竹敬一 | 議員 | 2番 | 松田孝 | 議員 |
| 3番 | 猪倉謙太郎 | 議員 | 4番 | 石川忠義 | 議員 |
| 5番 | 荒木春吉 | 議員 | 6番 | 安孫子市美夫 | 議員 |
| 7番 | 柏倉信一 | 議員 | 8番 | 鈴木賢也 | 議員 |
| 9番 | 伊藤忠男 | 議員 | 10番 | 高橋秀治 | 議員 |
| 11番 | 高橋勝文 | 議員 | 12番 | 渡辺成也 | 議員 |
| 13番 | 新宮征一 | 議員 | 14番 | 佐藤穎男 | 議員 |
| 15番 | 伊藤諭 | 議員 | 16番 | 佐藤暘子 | 議員 |
| 17番 | 川越孝男 | 議員 | 18番 | 内藤明 | 議員 |
| 19番 | 松田伸一 | 議員 | 20番 | 井上勝・ | 議員 |
| 21番 | 那須稔 | 議員 | 22番 | 遠藤聖作 | 議員 |
| 23番 | 伊藤昭二郎 | 議員 | 24番 | 佐藤清 | 議員 |

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------|--------|-------|---------|
| 佐藤誠六 | 市長 | 松村眞一郎 | 助役 |
| 渋谷勝吉 | 収入役 | 大泉慎一 | 教育委員長 |
| 奥山幸助 | 選管委員長 | 武田浩 | 農業委員会会長 |
| 兼子昭一 | 庶務課長 | 荒木恒 | 企画調整課長 |
| 宇野健雄 | 財政課長 | 安食正人 | 税務課長 |
| 井上芳光 | 市民課長 | 石山修 | 生活環境課長 |
| 安達勝雄 | 土木課長 | 片桐久志 | 都市計画課長 |
| 安彦守 | 下水道課長 | 佐藤毅 | 農林課長 |
| 那須義行 | 商工観光課長 | 尾形清一 | 地域振興課主幹 |
| 芳賀友幸 | 健康福祉課長 | 沖津志郎 | 会計課長 |
| 浦山邦憲 | 水道事業所長 | 布施崇一 | 病院事務長 |
| 保科弘治 | 教育長 | 石川忠則 | 管理課長 |
| 草苅和男 | 学校教育課長 | 斎藤健一 | 社会教育課長 |
| | | | 選挙管理委員会 |
| 石山忠 | 社会体育課長 | 三瓶正博 | 事務局長 |
| | | | 監査委員長 |
| 安孫子正美 | 監査委員 | 松田英彰 | 事務局長 |
| | 農業委員会 | | |
| 真木憲一 | 事務局長 | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|-------|------|------|------|
| 安孫子勝一 | 事務局長 | 鈴木一徳 | 局長補佐 |
| 丹野敏幸 | 庶務主査 | 柴崎良子 | 調査主査 |

議事日程第4号

第4回定例会

平成12年12月7日(木)

午前9時30分開議

再開

- 日程第1 議第 88号 平成12年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
- " 2 議第 89号 平成12年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- " 3 議第 90号 平成12年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- " 4 議第 91号 平成12年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第3号)
- " 5 議第 92号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- " 6 議第 93号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- " 7 議第 94号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
- " 8 議第 95号 寒河江市介護保険条例の一部改正について
- " 9 議案説明
- " 10 質疑
- " 11 委員会付託
- 休憩
- 再開
- 日程第12 認第 3号 平成11年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- " 13 認第 4号 平成11年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- " 14 認第 5号 平成11年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- " 15 認第 6号 平成11年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- " 16 認第 7号 平成11年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- " 17 認第 8号 平成11年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- " 18 認第 9号 平成11年度寒河江市財産区特別会計(高松・醍醐・三泉)歳入歳出決算の認定について
- " 19 認第 10号 平成11年度河北町外五市四町共立伝染病院組合会計歳入歳出決算の認定について
- " 20 議第 82号 平成12年度寒河江市一般会計補正予算(第4号)
- " 21 議第 83号 平成12年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第2号)
- " 22 議第 84号 平成12年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第2号)
- " 23 議第 85号 寒河江市介護保険条例の一部改正について
- " 24 議第 86号 寒河江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- " 25 議第 87号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正について
- " 26 議第 88号 平成12年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
- " 27 議第 89号 平成12年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

- " 28 議第 90号 平成12年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
 - " 29 議第 91号 平成12年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第3号)
 - " 30 議第 92号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
 - " 31 議第 93号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
 - " 32 議第 94号 寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について
 - " 33 議第 95号 寒河江市介護保険条例の一部改正について
 - " 34 請願第10号 第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画が早期に実行され、さらに「公立義務教育諸学校の学級編制の標準」を30人以下に改正するよう、国に対して「意見書」の提出を求める請願
 - " 35 委員会審査の経過並びに結果報告
 - (1) 総務委員長報告
 - (2) 文教経済委員長報告
 - (3) 厚生委員長報告
 - (4) 建設委員長報告
 - (5) 予算特別委員長報告
 - (6) 決算特別委員長報告
 - " 36 質疑、討論、採決
 - " 37 議会案第13号 第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画が早期に実行され、さらに「公立義務教育諸学校の学級編制の標準」を30人以下に改正することを求める意見書の提出について
 - " 38 議案説明
 - " 39 委員会付託
 - " 40 質疑、討論、採決
- 閉 会

平成12年12月第4回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議運営につきましては、11月21日、12月5日及び本日7日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第4号によって進めてまいります。

第4回定例会日程(その2)

平成12年11月27日(月)開会

| 月 日 | 時 間 | 会 議 | 場 所 | |
|----------|----------------|----------------|--|-------|
| 12月7日(木) | 午前9時30分 | 本 会 議 | 再開、追加議案上程、議案説明、質疑、委員会付託 | |
| | 本会議休憩中 | 予算特別委員会 | 付 託 案 件 審 査 | 議 場 |
| | | 総務委員会 分科会 | 付 託 案 件 審 査 | 第2会議室 |
| | | 文教経済委員会 分科会 | 付 託 案 件 審 査 | 第4会議室 |
| | | 厚生委員会 分科会 | 付 託 案 件 審 査 | 議会図書室 |
| | | 建設委員会 分科会 | 付 託 案 件 審 査 | 2階会議室 |
| | | 予算特別委員会 | 付 託 案 件 審 査 | 議 場 |
| | 予算特別委員会 終了後 | 本 会 議 | 議案・請願上程、委員長報告、質疑・討論・採決、議会案上程、議案説明、委員会付託、質疑・討論・採決 閉会 | 議 場 |

議案上程

佐竹敬一議長 日程第1、議第88号から日程第8、議第95号までの8案件を一括議題といたします。

議案説明

佐竹敬一議長 日程第9、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 説明申し上げます。

初めに、議第88号平成12年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国家公務員等の給与改定に準ずる特別職及び一般職の職員の給与改定並びに人事異動等による歳出予算の調整を行うものであります。

次に、議第89号平成12年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国家公務員等の給与改定に準ずる一般職の職員の給与改定及び人事異動等による給与等経費 1,539万円を減額するものであり、それに伴って一般会計繰入金を 1,539万円減額するものであります。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ28億 9,091万円となるものであります。

次に、議第90号平成12年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国家公務員等の給与改定に準ずる一般職の職員の給与改定及び人事異動等による給与等経費 975万 7,000円を減額するものであり、それに伴って一般会計繰入金を 975万 7,000円減額するものであります。

その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ15億 4,524万 3,000円となるものであります。

次に、議第91号平成12年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国家公務員等の給与改定に準ずる一般職の職員の給与改定等による人件費の減額と入院患者数の減に伴う入院収益の減額など、所要の補正を行うものであります。

以下、補正予算の概要について御説明申し上げます。

第2条は、業務の予定量について入院患者数を改めようとするものであります。

第3条は、収益的収入及び支出について医業収益の入院収益 4,000万円を減額し、医業費用の給与費 4,000万円を減額するものであります。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を改めるものであります。

その結果、収益的収入及び支出の予算総額は25億 3,973万 8,000円となるものであります。

次に、議第92号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

国家公務員等の給与改定の取り扱いに準じ、本市の一般職の職員について、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の改定など、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第93号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

一般職の職員の給与改定の取り扱いに準じ、特別職の期末手当の支給割合を改正しようとするものであります。

次に、議第94号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

老人保健法の一部改正に伴う本市の重度心身障害児者及び乳幼児の医療費給付事業に係る一部負担金の額並びに中央省庁等の再編に伴う名称変更等について所要の改正をしようとするものであります。

次に、議第95号寒河江市介護保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

介護保険法の一部改正に伴い、過料の適用範囲について所要の改正をしようとするものであります。

以上、8議案を御提案申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。
以上です。

質 疑

佐竹敬一議長 日程第10、これより質疑に入ります。

議第88号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第89号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第90号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第91号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第92号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第93号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第94号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第95号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

委員会付託

佐竹敬一議長 日程第11、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表 (その2)

| 委員会 | 付託案件 |
|---------|-------------------------|
| 総務委員会 | 議第92号、議第93号 |
| 厚生委員会 | 議第90号、議第91号、議第94号、議第95号 |
| 建設委員会 | 議第89号 |
| 予算特別委員会 | 議第88号 |

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時38分

再開 午後 1時35分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案上程

佐竹敬一議長 日程第12、認第3号から日程第34、請願第10号までの23案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

佐竹敬一議長 日程第35、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

佐竹敬一議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。12番渡辺総務委員長。

〔渡辺成也総務委員長 登壇〕

渡辺成也総務委員長 総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月1日午前9時30分から市議会第2会議室において委員6名出席、当局より助役及び関係課長等の出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第87号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部改正についてであります。

審査の内容を申し上げます。

議第87号を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、本日付託になりました2案件について、総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月7日午前9時47分から市議会第2会議室において委員6名出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第92号、議第93号の2案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第92号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第93号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって総務常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

文教経済委員長報告

佐竹敬一議長 次に、文教経済委員長の報告を求めます。11番高橋文教経済委員長。

〔高橋勝文文教経済委員長 登壇〕

高橋勝文文教経済委員長 文教経済委員会における審査の経過と結果につきまして報告を申し上げます。

本委員会は、12月1日午前9時30分から市議会第4会議室において委員6名全員出席し開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、請願第10号の1案件であります。

審査の内容を申し上げます。

請願第10号第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画が早期に実行され、さらに「公立義務教育諸学校の学級編制の標準」を30人以下に改正するよう、国に対して「意見書」の提出を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書の朗読の後、質疑意見等に入りました。

委員より、30人以下の学級の実現を図りながら諸般の改善をしていくべきだと思う。願意は妥当であり、採択をすべきだとの意見がありました。

ほかに質疑意見もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第10号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上をもって、文教経済委員会における審査の経過と結果についての報告を終わります。

厚生委員長報告

佐竹敬一議長 次に、厚生委員長の報告を求めます。16番佐藤厚生委員長。

〔佐藤暘子厚生委員長 登壇〕

佐藤暘子厚生委員長 厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月1日午前9時30分から、また、本日7日午前9時51分から、市議会図書室において委員6名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第84号、議第85号、議第90号、議第91号、議第94号、議第95号の6案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第84号平成12年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第2号)を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、診療科ごとの患者数についての問いがあり、当局より平成11年度と12年度の4月から10月までの比較で、内科は2万1,537人に対し2万1,759人で1%増、整形外科は2万9,044人に対し3万251人で4.2%増、皮膚科は3,201人に対し3,319人で3.7%増、眼科は3,918人に対し3,973人で1.4%の増、全体の合計では6万347人に対し6万2,110人で2.9%となっており、ことしの4月から10月までの1日平均患者数は424人となっておりますとの答弁がありました。

議第84号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第85号寒河江市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、社会保険庁に業務を委託しているとのことだが、この改正により業務形態も変わるようになるのかとの問いがあり、当局より、業務を依頼する内容は変わりません。ただ、申請の期限を7日前とすることで社会保険庁の異動処理が間に合わないことも考えられるので、還付など運用の面で弾力的に対応していかなければならないと考えておりますとの答弁がありました。

また、委員より、介護保険がスタートして減免の申請は何件あったのかとの問いがあり、当局より、申請の件数はゼロ件でありますとの答弁がありました。

議第85号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第90号平成12年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、今回の減額によって国からの補助も減額されるのかとの問いがあり、当局より、国の補助にはかわりなく、一般財源の減額のみですとの答弁がありました。

議第90号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第91号平成12年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第3号)を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、補正予算(第2号)において医業収益を増額しておいて、同じ会期中に減額するという対応の仕方はどうなのかとの問いがあり、当局より、上半期、下半期に分けて経営状況を精査し、補正が必要か検討してきたところですが、入院患者については9月まではほぼ予定どおりの経過でしたが、9月末で内科の

医師が退職したことに伴い、入院患者が急激に減少してきたので、3月まで収入が見込めないと判断し、今回の補正をお願いするものですとの答弁がありました。

議第91号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第94号寒河江市医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第95号寒河江市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設委員長報告

佐竹敬一議長 次に、建設委員長の報告を求めます。19番松田建設委員長。

〔松田伸一建設委員長 登壇〕

松田伸一建設委員長 建設委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月1日午前9時30分から2階会議室において委員5名出席、当局より関係課長等が出席して開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第83号、議第86号の2案件であります。

最初に、議第83号寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、寒河江駅自由通路整備委託事業の着手が平成12年度に変更になった必要性は。また、バスで代行期間などに変わりはないのかとの問いがあり、当局より、駅舎と自由通路は柱と壁を共有し、一体的な鉄骨構造となります。鉄骨の加工を発注し、現場での組み立てを検討した結果、数カ月を要する見込みとなり、早期に発注する必要性が生じたためです。また、バスの代行期間は変更ありませんとの答弁を得ております。

ほかに御報告するような質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第83号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第86号寒河江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

委員より、地区計画を策定して条例化している県内の状況についての問いがあり、当局より、6市1町で地区計画を定め、そのうち5市が建築条例を定めておりますとの答弁を得ております。

委員より、最低敷地面積を100平方メートルとしているが、少なくないのか。県内の状況はどうかとの問いがあり、当局より、中心市街地の寒河江駅前区画整理事業では100平方メートル程度が一番適当な面積とっております。宅地を造成する区画整理は200平方メートルとなっているが、中心市街地の山形駅西区画整理事業では100平方メートルとなっておりますとの答弁を得ております。

委員より、沿道商業地区に自動車修理工場は建てられるのかとの問いがあり、当局より、店舗と一緒に修理工場も考えられるので、規制しておりませんとの答弁を得ております。

委員より、住宅地は塀や垣根をどうするのかとの問いがあり、当局より、建築条例では規定していないが、別個にガイドラインを定め、塀の高さは60センチを限度として、その上に緑化を奨励しておりますとの答弁を得ております。

そのほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第86号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、本日12月7日午前9時48分から2階会議室において委員6名全員出席、当局より関係課長等が出席して開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第89号平成12年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

議第89号を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

委員より、人事異動の内容についての問いがあり、当局より職員1名が減になったものですとの答弁を得ております。

ほかに御報告するような質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第89号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で建設委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

佐竹敬一議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。9番伊藤予算特別委員長。

〔伊藤忠男予算特別委員長 登壇〕

伊藤忠男予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、11月27日午前11時10分から本議場において委員23名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第82号平成12年度寒河江市一般会計補正予算（第4号）であります。

議第82号を議題とし、議案説明を省略して直ちに質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、本日7日午前9時39分から本議場において委員23名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと本特別委員会を再開いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第88号平成12年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）であります。

議第88号を議題とし、議案説明を省略して直ちに質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん休憩いたしました。

次に、本日7日午後1時より本議場において委員23名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと本特別委員会を再開いたしました。

議第82号及び議第88号を一括議題とし、各分科会委員長よりそれぞれ分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りました。

議第82号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第82号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第88号については、質疑もなく、質疑を終結、討論を省略して採決の結果、議第88号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

決算特別委員長報告

佐竹敬一議長 次に、決算特別委員長の報告を求めます。17番川越決算特別委員長。

〔川越孝男決算特別委員長 登壇〕

川越孝男決算特別委員長 決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、12月5日午前9時30分から本議場において委員22名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役、監査委員及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、認第3号、認第4号、認第5号、認第6号、認第7号、認第8号、認第9号及び認第10号の8案件であります。

8案件を一括議題として、議案説明の後に、監査委員報告を受け、質疑、討論、採決に入りました。

最初に、認第3号平成11年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について主な質疑を申し上げます。

一つ、寄附金の内容について。一つ、防火貯水槽建設に係る地元寄附金の問題について。一つ、納税貯蓄組合の意義と未設置地区に対するかかわりについて。一つ、地域振興券交付事業の経済効果状況について。一つ、ホームページ更新の時期並びに自前による編集について。一つ、グラウンドワーク推進事業の市民参加の快適環境づくり推進事業調査委託業務の内容と効果について。一つ、「花、緑、せせらぎニュース」を市報と一体化することについて。一つ、ハートフルセンターの利用状況について。一つ、中心市街地活性化拠点施設整備計画策定業務の内容について。一つ、小中学校のパソコン設置台数と利活用状況について。一つ、公民館活動推進員配置先と委嘱内容について。一つ、小学校費の学校管理費の減額補正の内容について。一つ、私立高等学校生徒学費補助金受給者の内容等について。一つ、学校維持管理費に係る父兄、学校からの要望と予算配置額について。一つ、老人福祉センターの水質検査実施状況について。一つ、生活保護受給者の自立更生の状況について。一つ、チェリークア・パーク内の高速バスストップが利用者に不便を来していることの改善策などについて。一つ、就学指導委員会委員の委嘱状況についてなどの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第3号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて、認第4号平成11年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第5号平成11年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について主な質疑を申し上げます。

一つ、特定環境保全公共下水道事業の進捗状況についての質疑に対して、当局より答弁がなされました。

質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第5号は全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第6号平成11年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第7号平成11年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第8号平成11年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第9号平成11年度寒河江市財産区特別会計(高松・醍醐・三泉)歳入歳出決算の認定については、

質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第10号平成11年度河北町外五市四町共立伝染病院組合会計歳入歳出決算の認定については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもって決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第36、これより質疑、討論、採決に入ります。

認第3号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第3号は原案のとおり認定することに決しました。

認第4号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第4号は原案のとおり認定することに決しました。

認第5号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第5号は原案のとおり認定することに決しました。

認第6号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第6号は原案のとおり認定することに決しました。

認第7号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第7号は原案のとおり認定することに決しました。

認第8号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第8号は原案のとおり認定することに決しました。

認第9号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第9号は原案のとおり認定することに決しました。

認第10号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第10号は原案のとおり認定することに決しました。

議第82号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第82号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第82号は原案のとおり可決されました。

議第83号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第83号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第83号は原案のとおり可決されました。

議第84号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第84号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第84号は原案のとおり可決されました。

議第85号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第85号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第85号は原案のとおり可決されました。

議第86号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第86号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第86号は原案のとおり可決されました。

議第87号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第87号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第87号は原案のとおり可決されました。

議第88号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第88号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第88号は原案のとおり可決されました。

議第89号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第89号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第89号は原案のとおり可決されました。

議第90号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第90号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第90号は原案のとおり可決されました。

議第91号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第91号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第91号は原案のとおり可決されました。

議第92号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第92号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第92号は原案のとおり可決されました。

議第93号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第93号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第93号は原案のとおり可決されました。

議第94号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第94号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第94号は原案のとおり可決されました。

議第95号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第95号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第95号は原案のとおり可決されました。

請願第10号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第10号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第10号は採択することに決しました。

議会案上程

佐竹敬一議長 日程第37、議会案第13号を議題といたします。

議案説明

佐竹敬一議長 日程第38、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第13号については、会議規則第37条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

委員会付託

佐竹敬一議長 日程第39、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております議会案第13号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐竹敬一議長 日程第40、これより質疑、討論、採決に入ります。
議会案第13号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議会案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議会案第13号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午後2時22分

佐竹敬一議長 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。
これにて第4回定例会を閉会いたします。

寒河江市議会議長 佐 竹 敬 一

会議録署名議員 高 橋 勝 文

同 上 佐 藤 穎 男